

令和7年 第4回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

令和7年第4回南会津町議会定例会会議録目次

第1日 12月12日(金)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎諸報告	4
◎委員会調査(行政視察)報告	4
◎報告第8号から議案第132号まで一括上程、説明	8
◎委員会提出議案第7号の上程、説明	16
◎議員定数と議員報酬に関する特別委員会中間報告	16
◎散会の宣告	19

第2日 12月17日(水)

◎議事日程	21
◎本日の会議に付した事件	21
◎出席議員	21
◎欠席議員	21
◎説明のための出席者	21
◎事務局職員出席者	22
◎開議の宣告	23
◎議事日程の報告	23

◎一般質問	2 3
森 秀 一 議員	2 3
湯 田 芳 博 議員	3 2
渡 部 訓 正 議員	4 9
渡 部 裕 太 議員	5 7
芳 賀 正 義 議員	7 4
湯 田 哲 議員	8 5
◎散会の宣告	1 0 2

第3日 12月18日(木)

◎議事日程	1 0 3
◎本日の会議に付した事件	1 0 3
◎出席議員	1 0 3
◎欠席議員	1 0 3
◎説明のための出席者	1 0 3
◎事務局職員出席者	1 0 4
◎開議の宣告	1 0 5
◎議事日程の報告	1 0 5
◎一般質問	1 0 5
楠 正 次 議員	1 0 5
室 井 英 雄 議員	1 2 2
川 島 進 議員	1 3 2
丸 山 陽 子 議員	1 4 2
星 和 孝 議員	1 5 2
◎散会の宣告	1 6 0

第4日 12月19日(金)

◎議事日程	1 6 3
◎本日の会議に付した事件	1 6 5
◎出席議員	1 6 5

◎欠席議員	165
◎説明のための出席者	165
◎事務局職員出席者	166
◎開議の宣告	167
◎議事日程の報告	167
◎委員会提出議案第7号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	167
◎報告第8号 専決処分 of 報告について（専決第11号 工事請負契約の一部変更について（道路メンテナンス事業大宮橋補修工事）、専決第12号 工事請負契約の一部変更について（道路メンテナンス事業湯の橋補修工事））の質疑	168
◎議案第98号 南会津町議会議員及び南会津町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	168
◎議案第99号 南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	171
◎議案第100号 南会津町御蔵入交流館条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	172
◎議案第101号 南会津町会津山村道場条例及び南会津町公の施設の指定管理期間、利用料金等の見直しに係る関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	175
◎議案第102号 南会津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	181
◎議案第103号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	182
◎議案第104号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	183
◎議案第105号 財産の無償貸付けについての質疑、討論、採決	184
◎議案第106号 字の区域の変更についての質疑、討論、採決	184

◎議案第107号	町道路線の認定についての質疑、討論、採決……………	185
◎議案第108号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町古町温泉赤岩荘）の質疑、討論、採決……………	186
◎議案第109号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津山村道場）の質疑、討論、採決……………	188
◎議案第110号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町舘岩農林水産物処理加工・販売施設）の質疑、討論、採決……………	196
◎議案第111号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町林産物展示販売施設）の質疑、討論、採決……………	197
◎議案第112号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原だいくらスキー場）の質疑、討論、採決……………	198
◎議案第113号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原たかつえスキー場等）の質疑、討論、採決……………	199
◎議案第114号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原高畑スキー場）の質疑、討論、採決……………	200
◎議案第115号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原南郷スキー場）の質疑、討論、採決……………	201
◎議案第116号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町針生緑の広場）の質疑、討論、採決……………	202
◎議案第117号	公の施設の指定管理者の指定について（西屋台格納施設）の質疑、討論、採決……………	203
◎議案第118号	公の施設の指定管理者の指定について（上大屋台格納施設）の質疑、討論、採決……………	203
◎議案第119号	公の施設の指定管理者の指定について（本大屋台格納施設）の質疑、討論、採決……………	204
◎議案第120号	公の施設の指定管理者の指定について（中大屋台格納施設）の質疑、討論、採決……………	205
◎議案第121号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原憩の家）の質疑、討論、採決……………	205
◎議案第122号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原	

	たかつえカントリークラブ) の質疑、討論、採決……………	2 0 6
◎議案第 1 2 3 号	公の施設の指定管理者の指定について (南会津町小豆温泉 花木の宿及び南会津町小豆温泉窓明の湯) の質疑、討論、 採決……………	2 0 7
◎議案第 1 2 4 号	公の施設の指定管理者の指定について (南会津町南郷交流 促進センター・物産館「きらら 2 8 9」) の質疑、討論、 採決……………	2 0 8
◎議案第 1 2 5 号	公の施設の指定管理者の指定について (南会津町地場産品 展示販売施設) の質疑、討論、採決……………	2 0 8
◎議案第 1 2 6 号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について (南会津 町ふるさと番屋ビューポイント) の質疑、討論、採決……………	2 0 9
◎議案第 1 2 7 号	令和 7 年度南会津町一般会計補正予算 (第 5 号) の質疑、 討論、採決……………	2 1 0
◎議案第 1 2 8 号	令和 7 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) の質疑、討論、採決……………	2 1 5
◎議案第 1 2 9 号	令和 7 年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) の質疑、討論、採決……………	2 1 7
◎議案第 1 3 0 号	令和 7 年度南会津町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) の質疑、討論、採決……………	2 1 8
◎議案第 1 3 1 号	令和 7 年度南会津町水道事業会計補正予算 (第 2 号) の質 疑、討論、採決……………	2 1 8
◎議案第 1 3 2 号	令和 7 年度南会津町下水道事業会計補正予算 (第 3 号) の 質疑、討論、採決……………	2 1 9
◎日程の追加……………		2 2 0
◎議員派遣の件について……………		2 2 1
◎閉会中の継続調査について……………		2 2 1
◎閉会の宣告……………		2 2 2
◎署名議員……………		2 2 3

令和7年第4回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

令和7年12月12日(金曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸報告
日程第 4 委員会調査(行政視察)報告
日程第 5 報告第8号から議案第132号まで一括上程
(提案理由の説明)
日程第 6 委員会提出議案第7号の上程
(趣旨説明)
日程第 7 議員定数と議員報酬に関する特別委員会中間報告

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

1番	酒井幸司	議員	2番	芳賀正義	議員
3番	湯田剛正	議員	4番	星和孝	議員
6番	渡部裕太	議員	7番	森秀一	議員
8番	川島進	議員	9番	湯田芳博	議員
10番	室井英雄	議員	11番	丸山陽子	議員
12番	楠正次	議員	13番	湯田哲	議員
14番	高野精一	議員	15番	渡部訓正	議員
16番	山内政	議員			

欠席議員(1名)

5番 古川晃 議員

説明のための出席者

渡部正義	町長	二瓶勝俊	副町長
川島敬章	教育長	月田啓	総務課長
星良栄	総合政策課長	渡部さつき	税務課長
鈴木秀和	住民生活課長	遠藤知樹	健康福祉課長
橘昭	農林課長	湯田賢史	商工観光課長
室井利和	建設課長	星徹也	環境水道課長
馬場和伸	会計室長	星貴夫	農業委員会 事務局長
星博文	学校教育課長	廣野友一郎	生涯学習課長
阿久津勝英	舘岩総合支所長	菅家康夫	伊南総合支所長
平野芳和	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

渡辺健二	事務局長	室井夏雄	議事係長
------	------	------	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

都合により欠席届のあった議員は、5番、古川晃君です。

ただいまから令和7年第4回南会津町議会定例会を開会します。



◎開議の宣告

○山内 政議長 それでは、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○山内 政議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、湯田剛正君、13番、湯田哲君を指名します。



◎会期の決定

○山内 政議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から12月19日までの8日間とし、明13日から16日までを休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月19日までの8日間とし、明13日から16日まで休会とすることに決定しました。



◎諸報告

○山内 政議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和7年第3回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告は、お手元に配付のとおりです。

次に、10月3日に招集されました令和7年第4回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会の概要は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、監査委員から、本年10月までの例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありました。また、令和7年度定期監査の報告書が提出されています。事務局に保管されていますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和7年第3回南会津町議会定例会以後の行政報告は、お手元に配付の一般行政報告書のとおりです。

これで諸報告は終わりました。



◎委員会調査（行政視察）報告

○山内 政議長 日程第4、委員会調査（行政視察）報告を行います。

産業建設委員会の行政視察報告を行います。

12番、産業建設委員長、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 改めまして、おはようございます。

産業建設委員長の楠でございます。

ただいま議題となりました委員会行政視察の報告を行います。

本年10月29日に、宮城県刈田郡蔵王町役場及び有害鳥獣解体場の視察を実施いたしました。

蔵王町役場到着後、蔵王町議会議長、佐藤様より歓迎のご挨拶をいただき、私から行政視察受入れの御礼を申し上げます。その後、蔵王町農林観光課長、遠藤貴大氏から、事前に通告した17の質問事項の答弁をいただき、さらに質疑応答を行い、予定時間を30分オーバーして、ちょうど3時間で終了いたしました。

蔵王町が解体場設置に取り組むきっかけは、平成23年、東日本大震災の後、イノシシが急増したことから、農作物被害対策に取り組みました。平成22年に1年間で18頭の捕獲実績が、平成26年には8.5倍の153頭に急増し、被害額も22年比で3倍強の655万9,000円に増加しました。鳥獣被害対策実施隊の高齢化に伴い、現地理設処理等が厳しく、実施隊のほうから焼却処分するための解体及び残渣処理施設の設置要望が出されました。これを受けて、遠藤貴大氏が、解体場設置のための予算、処理能力など考慮するとともに、設置場所、近隣住民の感情にも配慮し、計画から解体場開設まで中心となり取り組んだと聞いております。

解体場建設事業費及び備品購入費は、調査結果の本日配付の（4）に記載のとおりであります。町の実際の負担金は180万円程度とお聞きしております。

蔵王町役場から現地視察のため、解体場へ移動し、解体場の状況を隊長様の下、説明をいただきました。解体場は清潔に保たれ、臭い等も全く感じるものがなく、実施隊の方が、自分たちが要望してできた施設だから、しっかりと管理・利用するという思いが伝わった施設であります。

現地理設となると、5隊ある実施隊の平均年齢は65歳ということを知っております。高齢化した隊員には埋設も非常に容易でないこと、また解体も、小さい獣類でも現場で解体となりますと2時間、大きいものは半日もかかることがあって、処理的作業が大変だということで、解体場が望まれたということでもあります。

解体場ができてからは、チェーンブロックのイノシシ編というところに解体の処理の様子が出ていますけれども、大きく短縮されまして、1頭の解体は30分から1時間程度で、スピーディーに衛生的に解体作業ができ、労力軽減がとてもありがたいと、遠刈田実施隊、杉山

隊長の実感の声をその場でお聞きいたしました。

本町の実施隊も高齢化が進んでいること及び猿、熊、鹿、イノシシの捕獲頭数が令和5年以降、1,000頭を超えるという大きな捕獲数になっておりますので、各地4地域にある公共施設等、空いた部分ですね、そういうものを利用して設置を検討してはどうかと、設置をしるということだけでなく、検討に入るべきではないかということで、今回の視察結果として報告をさせていただきます。

以上で、産業建設常任委員会の行政視察の委員長報告といたします。

17の質問事項とイノシシ編の資料を添付しておりますので、後でご覧いただきたいというふうに思います。

ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたしまして、委員長報告といたします。

○山内 政議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

以上で、産業建設委員会の行政視察報告を終わります。

次に、総務委員会の行政視察報告を行います。

10番、総務委員長、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 おはようございます。

総務委員長の室井でございます。

総務委員会より行政視察の報告を行います。

視察研修日程は、令和7年11月4日から6日の3日間で行いました。

視察研修地は、北海道上川郡上川町・東川町の2町でございます。

視察者は、総務委員会メンバー6名と随行者、室井夏雄議事係長の7名で行ってまいりました。

視察の目的としましては、移住・定住促進、空き家対策、住宅建築促進、地域おこし協力隊の活用、若者の支援と情報発信など、各自治体における人口増加施策の実情を把握し、本町における施策推進の参考とすることを目的として実施してまいりました。

上川町、東川町においては、事前に質問事項を送付いたしまして、皆様お手元にあるように、上川町調査事項、東川町に対しても、5項目による質問状を送付しております。視察当日、これらの質問に対して回答を得ております。その回答につきましては、詳しくはここで述べませ

るので、皆様、目を通していただきたいと思います。

両町を訪れて感じたことを、最後に所感として述べさせていただきます。

まず、上川町では、移住・定住の拠点となるKAMIKAWORKについて調査しました。この施設は、単なる移住相談の場ではなく、役場内の働き方改革と官民が交わるスペースとして整備されたものです。地域おこし協力隊であるカミカワークプロデューサーが中心となり、移住相談やイベント企画、起業支援など、幅広く活動しておられました。

特徴的だったのは、役場内のオフィス環境を大きく見直していた点です。固定席を極力減らし、自由に席を選べるようにすることで、職員同士のコミュニケーションが活発になり、新しいアイデアが生まれやすくなっているとのことでした。また、若手職員がストレスを抱え込まないよう、気軽に使えるフリースペースを整備するなど、メンタル面にも配慮しておりました。

移住・定住施策としては、住宅建築補助金や空き家対策を組み合わせ、移住後の生活基盤をしっかりと支える体制が整っていました。起業支援と住宅政策を一体で運用している点では、本町でも参考になると感じました。

続いて、東川町では、長年にわたり人口増加を実現している取組について調査しました。東川町は、写真の町として全国的に知られており、国際的なイベントや写真甲子園など、町全体で写真文化を育てている点が特徴です。また、東川米、木工家具といった地元の産業もブランド化されており、これらの魅力が移住希望者の心を引きつけているとのことでした。

移住政策では、若い世代の移住者がSNSを通じて日常の暮らしを発信し、同年代の移住者を呼び込むという住民参加型の情報発信が印象的でした。また、町長の住んでいる人の満足度を高めることが結果として移住につながるという考え方が非常に分かりやすく、町全体で一体感のある政策を展開されていると感じました。

両町の視察を通じて感じたのは、人口減少対策は単に制度を用意するだけではなく、地域の魅力をしっかり整理し、それを住民と行政が共有しながら実践していくことが重要だという点です。また、職員の働きやすさや若い人が挑戦しやすい環境づくりが、結果として移住・定住の促進につながると学びました。

以上、上川町及び東川町の行政視察について報告いたします。

以上です。

○山内 政議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

以上で、委員会調査（行政視察）報告を終わります。



◎報告第8号から議案第132号まで一括上程、説明

○山内 政議長 日程第5、報告第8号から議案第132号までを一括上程します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

これより、今期定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

初めに、報告第8号 専決処分報告についてであります。本件は、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第11号 工事請負契約の一部変更について（道路メンテナンス事業 大宮橋補修工事）であります。本件は、令和7年5月13日付で山星建設株式会社と契約した工事であり、工事を施行するに当たり、下部工の断面補修工においてコンクリートの鉄筋までのかぶりが想定より多かったことやコンクリートの内部が想定よりも損傷していたことなどにより、補修量が増加したことから、請負金額を241万2,740円増額し、1億3,150万5,000円とするものであります。

次に、専決第12号 工事請負契約の一部変更について（道路メンテナンス事業 湯の橋補修工事）であります。本件は、令和7年5月13日付で株式会社館岩工務所と契約した工事であり、工事を施工するに当たり、高欄補修工において既存の形状に合う使用部材の選定を行ったところ、経済性に優れた製品での施工が可能であることが確認されたため、部材の変更を行い、請負金額を70万4,000円減額し、7,552万6,000円とするものであります。

次に、議案第98号 南会津町議会議員及び南会津町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、公職選挙法及び公職選挙法施行令の改正による国会議員の選挙におけるビラ及びポスター作成の公費負担限度額の引上げに伴い、当該条例で準用している限度額を引き上げるため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第99号 南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、自治体情報システムの全国標準化に伴う様式変更により、土地家屋償却資産課税台帳、いわゆる名寄せ帳の交付枚数が増加することから、交付手数料の減額により申請者の負担軽減を図るため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第100号 南会津町御蔵入交流館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、近年の物価高による維持管理経費の上昇に対応するため、使用料の見直しを図るとともに、これまで条例に定めなかった冷暖房費加算や時間外割増料金の取扱いを新たに設けることにより、利用実態に即した料金体系へと整理するほか、所要の改正をするものであります。

次に、議案第101号 南会津町会津山村道場条例及び南会津町公の施設の指定管理期間、利用料金等の見直しに関する関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、南会津町会津山村道場において、施設利用者のサービス向上への投資の対価を見据えるとともに、安定的で持続的な運営を図ることを目的として、活性化施設及び森の体験館並びに宿泊棟の3施設に関し、利用料金の上限額を引き上げるため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第102号 南会津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、現行の条例において、町営住宅に単身で入居する条件及び優先的に入居できる条件の一部として、身体に障害を抱えている方であることを定めていますが、身体以外にもその対象範囲を拡大するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第103号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、福島県人事委員会による職員の給与等に関する報告・勧告に基づく職員の給与改定を実施するため、給料表及び期末・勤勉手当の算出基礎に乗ずる割合を改正するほか、職員の職務の内容に心理士に関する職を追加するなど、所要の改正をするものであります。

次に、議案第104号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、南会津町職員の給与改定等に準じ、町長、副町長及び教育長に支給する期末手当の算定基礎に乗ずる割合を改定するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第105号 財産の無償貸付けについてご説明申し上げます。

本案は、現在休所となっている伊南診療所施設を再開させ、伊南地域の医療提供体制を整えるために、現在、東京都世田谷区で恩田メディカルプラザを開業されている恩田泰光氏に、普通財産となっております診療所及び車庫を無償で貸し付けるものであり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、伊南診療所における診療体制については、脳神経外科、内科、外科、小児科を診療科目とすることで恩田氏と協議を進めているところであります。

次に、議案第106号 字の区域の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、国土調査事業において、令和5年度に現地調査を実施いたしました中荒井第5地区の土地について、入り組んでいた字界を明確にするため、変更を行うものであります。

次に、議案第107号 町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

松下13号線、松下14号線、松下15号線につきましては、会津田島駅周辺地区土地区画整理事業によって整備された区画道路を新たに町道として認定するものであります。

高杖原14号線、高杖原15号線、岩下11号線、岩下12号線、岩下13号線につきましては、県営中山間地域総合整備事業によって整備された道路を新たに町道として認定するものであります。

次に、議案第108号から議案第125号までの公の施設の指定管理者の指定についての議案につきましては、各公の施設について、指定管理者にその行為を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第108号、南会津町古町温泉赤岩荘については、特定非営利活動法人いなGO！を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和8年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第109号は、南会津町会津山村道場について、電腦株式会社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和8年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第110号は、南会津町館岩農林水産物処理加工・販売施設について、会津高原たていわ農産有限会社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和8年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第111号は、南会津町林産物展示販売施設について、株式会社みなみあいづを指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和8年4月1日から5年間とする

ものであります。

次に、議案第112号は、南会津町会津高原だいくらスキー場について、株式会社みなみあいづを指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和8年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第113号は、南会津町会津高原たかつえスキー場等について、株式会社DMC a i z uを指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和8年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第114号は、南会津町会津高原高畑スキー場について、株式会社DMC a i z uを指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和8年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第115号は、南会津町会津高原南郷スキー場について、株式会社みなみあいづを指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和8年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第116号であります、南会津町針生緑の広場について、南会津町針生区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和8年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第117号は、西屋台格納施設について、南会津町西町区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和8年4月1日から10年間とするものであります。

次に、議案第118号は、上大屋台格納施設について、上大屋台世話人を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和8年4月1日から10年間とするものであります。

次に、議案第119号は、本大屋台格納施設について、南会津町本町区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和8年4月1日から10年間とするものであります。

次に、議案第120号は、中大屋台格納施設について、南会津町中町区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和8年4月1日から10年間とするものであります。

次に、議案第121号は、南会津町会津高原憩の家について、株式会社みなみあいづを指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和8年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第122号は、南会津町会津高原たかつえカントリークラブについて、株式会社DMC a i z uを指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和8年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第123号は、南会津町小豆温泉花木の宿及び南会津町小豆温泉窓明の湯について、株式会社DMC a i z uを指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和8年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第124号は、南会津町南郷交流促進センター・物産館・きらら289について、株式会社DMC a i z uを指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和8年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第125号は、南会津町地場産品展示販売施設について、会津よつば農業協同組合を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和8年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第126号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、会津高原たていわ農産有限会社が指定管理者として運営を行ってきました南会津町ふるさと番屋ビューポイントについて、指定管理者から令和8年3月31日をもって指定管理業務を辞退したい旨の協議書が提出されたため、指定管理期間の終期を令和12年3月31日から令和8年3月31日に変更するものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第127号 令和7年度南会津町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,962万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ136億4,842万3,000円とするものであります。

主な補正の内容であります。歳入予算につきましては、本年度の事業実施に伴い、追加や新たな交付決定となる国・県支出金の計上のほか、ふるさと納税寄附金の追加及び事業費の確定見込みによる町債の減額などが主な内容となっており、歳出予算につきましては、職員の人事異動及び給与改定等による人件費の補正をはじめ、各種事業費の確定見込みによる経費補正並びに物価高騰対応給食費支援事業が主な内容となっております。

それでは、歳入から主な補正項目をご説明申し上げます。

第13款分担金及び負担金は、現年度分私立保育料を増額する一方、広域入所受託料の減額により、268万4,000円を減額補正するものであります。

第15款国庫支出金は、町営住宅改修に係る事業費の確定に伴い、社会資本整備総合交付金を減額する一方、公定価格の見直しによる私立保育所運営費負担金の追加や物価高騰対応重点支

援地方創生臨時交付金の計上など、785万3,000円を追加補正する内容となっております。

第16款県支出金は、公定価格の見直しによる私立保育所運営費負担金を追加する一方、大雪農業災害特別対策事業補助金等の確定に伴う減額など、2,524万5,000円を減額補正するものであります。

第18款寄附金は、ふるさと納税寄附金等の収入見込みにより、1,073万5,000円を追加補正するものであります。

第19款繰入金は、各事業費の確定見込みにより、899万円を減額補正するものであります。

第21款諸収入は、県後期高齢者医療連合構成市町村負担金過年度返還金などで、1,179万9,000円を追加補正するものであります。

第22款町債は、各事業費の確定見込みに伴う地方債の減額によるもので、1,410万円を減額補正するものであります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

まず、各款にわたる職員の人件費の補正についてであります。今回の補正は職員の人事異動及び給与改定等による補正でありまして、これからの款別の歳出補正予算の説明は、この人件費補正分を省略して説明させていただきますので、あらかじめご了承ください。

第2款総務費は、町有施設建築物定期報告業務委託料などの事業費確定見込みにより減額する一方、地域乗合タクシー運行業務委託料の追加など、380万1,000円を追加補正する内容となっております。

第3款民生費であります。児童手当給付費を減額する一方、デイサービスセンター愛宕及び社会福祉協議会が運営する訪問介護事業に対する円滑化事業補助金の追加などで、6,114万5,000円を追加補正するものであります。

第4款衛生費であります。国・県支出金過年度精算返還金を追加する一方、職員人件費の減額などにより、1,020万1,000円を減額補正するものとなっております。

第6款農林水産業費であります。森林環境譲与税事業の基金積立金や林業専用道整備事業小塩麻布線における県営事業負担金を追加する一方、大雪農業災害特別対策事業補助金等の確定見込みによる減額などで、3,432万4,000円を減額補正する内容となっております。

第7款商工費は、さらさら289大規模改修事業の工事監理委託料を減額する一方、清酒製造に用いられる原料米が高騰していることから、清酒原料米高騰対策事業補助金を新たに計上するなど、3,421万3,000円を追加補正する内容となっております。

第8款土木費であります。下水道事業会計繰出金を追加する一方、事業費の確定見込み

より、2,695万7,000円を減額補正するものであります。

第9款消防費であります。水道事業会計繰出金の確定見込みによる減額などで、298万6,000円を減額補正するものであります。

第10款教育費は、ICT活用教育推進事業などを事業費確定見込みにより減額する一方、学校給食の食材費の高騰を踏まえ、保護者の負担軽減を図るため、物価高騰対応給食費支援事業補助金を新たに計上するもので、1,533万1,000円を追加補正する内容となっております。

第14款予備費であります。歳入との関連で、6,038万円を減額補正するものであります。

なお、今回の補正予算に伴う地方債の補正につきましては、議案書の一般補正4ページにあります第2表地方債補正の表のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第128号 令和7年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ8,163万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,008万3,000円とするものであります。

その主な内容であります。歳入では、保険給付費等交付金及び一般会計からの人件費繰入金を追加計上するもので、歳出では、職員の人事異動等に伴い人件費を追加補正するほか、保険給付費等県交付金過年度精算返還金を新たに計上する内容となっております。

次に、議案第129号 令和7年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ260万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,160万5,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入では、令和8年度からスタートする子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けた子ども・子育て支援事業費補助金を計上するもので、歳出では、職員の人事異動に伴う人件費を補正する一方、子ども・子育て支援金制度へ対応するため、後期高齢者医療システム改修業務委託料を新たに計上する内容となっております。

次に、議案第130号 令和7年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億3,324万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,783万8,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入では、介護サービスの利用見込みの増加に伴う介護給付費負担金及び

一般会計からの人件費繰入金を追加補正するもので、歳出では、各種給付費及び職員の人事異動に伴う人件費を追加補正する内容となっております。

次に、議案第131号 令和7年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の補正については、収入の部で18万6,000円を減額し、予算額を5億5,019万2,000円とし、支出の部で6,000円を追加し、予定額を5億8,197万3,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の補正は、収入の部で192万2,000円を減額し、予定額を2億1,745万4,000円とし、支出の部で180万円を減額し、予定額を3億6,897万2,000円とするものであります。

その主な内容であります。収益的収入及び支出の補正については、収入の部で、高料金対策など一般会計からの補助金の減額、支出の部では、人件費の減額補正のほか、金利の確定に伴い、企業債利息を追加補正するものであります。

次に、議案第132号 令和7年度南会津町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の補正については、収入の部で1,537万1,000円を減額し、予定額を4億7,829万2,000円とし、支出の部で85万1,000円を追加し、予定額を4億9,404万4,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の補正については、収入の部で2,932万2,000円を増額し、予定額を3億7,478万3,000円とし、支出の部で4万6,000円を減額し、予定額を3億8,091万8,000円とするものであります。

その主な内容であります。収益的収入及び支出の補正について、収入の部では、一般会計からの職員人件費及び企業債償還金利子に係る補助金を計上する一方、運営費に係る補助金を減額補正し、支出の部では、職員の人件費等を追加補正する内容となっております。

資本的収入及び支出の補正については、収入の部で資本費平準化債を減額する一方、企業債元金償還金に係る補助金を組替え及び追加補正し、支出の部では企業債元金償還金を減額補正する内容となっております。

以上、本定例会に提出いたしました議案35件、報告1件に関する説明とさせていただきます。つきましては、よろしくご審議賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○山内 政議長 これで提案理由の説明を終わります。



◎委員会提出議案第7号の上程、説明

○山内 政議長 日程第6、委員会提出議案第7号を上程します。

提出者の趣旨説明を求めます。

11番、議会運営副委員長、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 議会運営委員会副委員長の丸山陽子です。よろしくお願いいたします。

議会提出議案第7号について、趣旨説明をいたします。

委員会提出議案第7号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、趣旨説明を申し上げます。

南会津町職員の給与改定等に準じて、町長、副町長及び教育長に支給する期末手当の算定基礎に乗ずる割合を改定する条例改正が行われることから、町議会議員に支給する期末手当についても、同様に算定基礎に乗ずる割合を改定するため、所要の改正をするものです。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○山内 政議長 これで委員会提出議案の趣旨説明を終わります。



◎議員定数と議員報酬に関する特別委員会中間報告

○山内 政議長 日程第7、議員定数と議員報酬に関する特別委員会中間報告を行います。

議員定数と議員報酬に関する特別委員長、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 議席番号15番、渡部訓正です。

ただいま議題となりました議員定数と議員報酬に関する特別委員会の中間報告を行います。

議員定数と議員報酬に関する特別委員会（以下、特別委員会という。）は、令和7年6月定例会で設置され、これまで8回の会議を開催し、調査研究を行ってきました。

議員の定数と報酬は、南会津町議会基本条例第16条で「行財政改革の視点だけでなく、町政

の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮する」、また「改正理由の説明を付して議員が提案するものとする」と規定されており、議員自ら議論していくことが義務づけられています。

このことから、特別委員会では、次の改選の1年前（令和8年4月）を目途に報告・公表することとし、以下の項目について調査研究を行いましたので、報告させていただきます。

まず、委員でございますが、皆さんに配付資料を見ていただきたいと思うんですが、記載のとおり7名の委員で構成しております。

調査日は、報告書に記載のとおり、一応8回ということですが、これは資料の6ページと7ページを見ていただければというふうに思います。

調査内容でございます。

1番、議員定数について。

現行の議員定数（16名）について。

令和元年5月から議員定数を16名としましたが、今年の令和7年で6年経過をしておりますが、令和元年5月以降も人口減少は著しく、これに対応した議員定数の在り方を考える必要があります。議員は人口1,000人に1人という指標もあり、これを参考にしつつ、当町における議会の役割を果たすために必要な議員定数を考えていきます。

議論の中心となった意見を申し上げます。

①人口に合わせた議員定数という考え方は重要ですが、議会機能を果たすために必要な議員定数という視点から考えることも重要です。

②定数を16名から削減するのであれば、現状の3常任委員会を維持することは困難であることから、委員会数も3から2へ減らすべきであると考えます。

③令和7年10月20日に開催された町村議会議員研修会において、講師の大正大学、江藤俊昭教授は、全国的な議員定数削減の流れで定数を削減した場合、それが住民のためになるのかを考えなければならないと述べています。全国的な流れでの削減を考えるのではなく、議会力の向上を目的とした定数の在り方を検討します。定数を減らし過ぎた場合、組織の弱体化が懸念されることから、慎重な議論が必要です。

④1町3村の合併により、886.47平方キロメートルという広大な面積を有する当町は、旧町村単位で生活圈や文化的特色にも違いがあります。議員定数を考える上で、面積の広さは重要な視点の一つと考えますが、道路の整備が進んでおり、情報伝達手段も進歩しています。これまでも議員定数は、合併時から一つの選挙区として、町で一本化して取り扱ってきていることから、今回もこの考え方を継続していくこととします。

2、議員報酬について。

現状の把握。

議員報酬は生活給ではないとの見方もありますが、地方議会議員という職の現状の議員報酬を考えた場合、昨今の社会情勢を踏まえても、選択されない立ち位置になっています。つまり、現状を変えないということは、若者が立候補できない状況をつくり出していると言えます。

住民の理解。

議会は住民自治の根幹であり、住民の理解なしに考えることはできないという江藤俊昭教授の言葉からも明らかなように、住民の理解なしに議員定数と議員報酬を見直すことはできないと考えています。

住民からは、立候補者の多様性を求める声が多く聞かれます。特に若い世代に寄せられる期待は大きいものがあります。今後の地方自治体の行く末を考えると、若年世代が立候補できるための環境を整えることが今の議会の使命でもあります。

これまでの流れを鑑みても、議員報酬を増額することはハードルが高いと思われませんが、特別委員会では、議員の仕事量を増やして住民の理解を得られれば、報酬は上げられるという意見も出されました。

過去の特別委員会では、町民アンケートや住民説明会などを実施し、住民の意見を調査してきました。今回も、住民の意見を聞く機会を設ける必要があると考えています。住民の意見を踏まえて協議した上で、最終的な委員会の考えとして提示していきたいと思えます。

3番、その他。

政務活動費について。

議員アンケートでは、必要と不要が半数に分かれました。町村議会実態調査（令和6年7月1日現在）によると、政務活動費を交付している町村は22.4%であり、徐々にではありますが増加してきています。議員報酬額の兼ね合いもあることから、今後も調査研究を進めていく必要があるのではないかと考えています。

今後の方針でございます。

以上のとおり、特別委員会では、議員定数と議員報酬に関し、調査研究を行ってきました。定数については、近隣自治体の状況なども参考にしながら、人口減少や面積から適切な定数の在り方を検討しました。

9月18日から10月3日の日程で実施した議員アンケートでは、16名中10名が定数削減を行うべきであると回答しています。このことから、定数を削減する方向で、今後さらに議論を深め

ていきます。

また、報酬については、16名中12名が増額すべきであると回答していることから、報酬増額へ向けた検討を行っていきます。

今後、3月定例会での最終報告に向け、議員アンケート結果や住民の声を踏まえた議員間討議を行い、具体的な議員定数と報酬額を導いていきたいと思えます。

なお、皆さんに配付しています今回の資料の中で、1点目が、議員定数と議員報酬に関する特別委員会の経過は、資料のページ4からページ5に記載のとおりですので、ご覧いただきたいと思えます。

そして、令和7年度議員定数と議員報酬に関する議員アンケート結果は、中間報告のページ6から13ページに記載のとおりですので、ご覧ください。

以上で、議員定数と議員報酬に関する特別委員会の中間報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○山内 政議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

以上で、議員定数と議員報酬に関する特別委員会中間報告を終わります。



◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

次の本会議は12月17日午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時05分

令和7年第4回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

令和7年12月17日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 7番 森 秀一 議員
- 9番 湯田 芳博 議員
- 15番 渡部 訓正 議員
- 6番 渡部 裕太 議員
- 2番 芳賀 正義 議員
- 13番 湯田 哲 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 酒井 幸司 議員 | 2番 芳賀 正義 議員 |
| 3番 湯田 剛正 議員 | 4番 星 和孝 議員 |
| 5番 古川 晃 議員 | 6番 渡部 裕太 議員 |
| 7番 森 秀一 議員 | 8番 川島 進 議員 |
| 9番 湯田 芳博 議員 | 10番 室井 英雄 議員 |
| 11番 丸山 陽子 議員 | 12番 楠 正次 議員 |
| 13番 湯田 哲 議員 | 14番 高野 精一 議員 |
| 15番 渡部 訓正 議員 | 16番 山内 政 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

渡部 正義 町 長 二瓶 勝俊 副 町 長

川島敬章	教 育 長	月田 啓	総務課長
星 良栄	総合政策課長	渡部 さつき	税務課長
鈴木秀和	住民生活課長	遠藤 知樹	健康福祉課長
橘 昭	農 林 課 長	湯田 賢史	商工観光課長
室井利和	建設課長	星 徹也	環境水道課長
馬場和伸	会計室長	星 貴夫	農業委員会 事務局長
星 博文	学校教育課長	渡部 和臣	生涯学習課長 補 佐
阿久津勝英	舘岩総合支所長	菅家 康夫	伊南総合支所長
平野芳和	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

渡辺健二	事 務 局 長	室井夏雄	議 事 係 長
------	---------	------	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○山内 政議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書の規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。



◇ 森 秀 一 議員

○山内 政議長 7番、森秀一君の登壇を許します。

7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 皆さん、おはようございます。

今定例会最初の登壇者となりました議席番号7番、森秀一です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

質問は、国道289号八十里越開通に向けた取組と期待はであります。

国道289号八十里越は、新潟県三条市と只見町を結ぶ道路で、現在、国の直轄代行業により、開通に向けた工事が進められています。八十里越の実際の距離は31キロメートル、約8里ですが、あまりの険しさから1里が10里にも感じられ、古くから八十里越と名づけられていたと言われています。開通の予定としては、2026年秋から2027年夏と言われていますが、一部現道を活用することから、暫定開通となります。

国道289号は、新潟県新潟市から南会津町を通り、福島県いわき市に至る一般国道ですが、八十里越が開通すれば、日本海と太平洋を結ぶ重要な幹線道路に位置づけされると思います。国道289号で接している南会津町の国道は121号、400号、401号の3国道ですが、さらに間接的に結びついている352号があります。

このことから、新潟県から福島県に来た人たちは、南会津町を基点として、栃木県や福島県内の各方面へ向かうこととなります。同じく栃木県や福島県内から新潟県に向かう人たちは、南会津町を経由して行くこととなります。八十里越の開通により、人々の流れは当然多くなることが見込まれることから、交流人口も増加するものと思われます。

このような中で、南会津町を単なる通過点にするわけにはいきません。八十里越開通を契機として、本町にとって振興・発展に結びつける積極的な対応が必要と考えます。

本町においては、滞在型旅行客の増加を見込んだ観光業の振興や、それに関連する各種産業の振興など大きく期待するものであり、受入れ体制の準備や整備は当然必要と思われます。

本町においては、開通に向けた活動や各種施設の整備など、既に進められているとは思いますが、八十里越開通に向けて、どのような取組をして、どのような期待をしているかを質問したいと思います。

8点について質問します。

1点目、越後・南会津街道観光・地域づくり懇談会の活動と目的についてお聞きします。

2点目、八十里越開通記念事業実行委員会の活動内容についてお聞きします。

3点目、八十里越開通に向け、本町が取り組んできた活動についてお聞きします。

4点目、自然環境や保存施設等を活用した長期周遊型観光について、集客のためのアピールが必要と思いますが、お聞きをしたいと思います。

5点目、地域ブランドである特産品のアピール方法についてもお聞きしたいと思います。

6点目、長期滞在に必要な民宿・旅館・ホテル等、宿泊業者との連携は必要と思いますが、今までに話合いがありましたら、お聞きをしたいと思います。

7点目、交通量の増加に向けて、道の駅など受入れ施設の整備が行われていると思いますが、

実情をお聞きしたいと思います。

8点目、八十里越開通に向けて、町としても大きな期待があると思いますが、これらについてお聞きをしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

7番、森秀一議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、国道289号八十里越開通に向けた取組と期待はに関する1点目、越後・南会津街道観光・地域づくり懇談会の活動と目的はとのおたただしであります。越後・南会津街道観光・地域づくり懇談会は、国道289号八十里越開通への期待や関心を高め、早期開通への機運醸成を図るとともに、開通後の相互交流を推進することを目的に、令和2年度、三条市と只見町、本町の3市町で、関係地域全体の観光に関する意見交換の場として設立されました。

これまで懇談会では、道路工事の進捗状況や広域観光の推進について、関係機関や団体と様々な意見を交わしてきたところであります。

次に、2点目、八十里越開通記念事業実行委員会の内容はとのおたただしでございますが、八十里越の道路開通が迫り、多様な団体が開通に合わせたイベントを企画しております。それらイベントの情報共有と実施団体との連携を目的として、令和6年度に実行委員会が設立されました。

実行委員会では、各種イベントの内容について、連携が可能か精査するとともに、認定されたイベントの八十里越街道の冠づけや周知等の情報発信の支援を行っております。

次に、3点目、八十里越開通に向けて町が取り組んできた活動はとのおたただしでございますが、町では越後・南会津街道観光・地域づくり事業として、三条市や只見町と連携し、関係地域全体の観光施策の検討を行ってきたほか、町民の道路開通への機運を高めるため、ツアー造成を実施してまいりました。このツアーを通して、道路工事の進捗状況や、国道289号でつながる互いの自然や歴史、文化などを知ることができたと考えております。

今後とも、道路開通を見越した広域的な観光施策を関係する機関や団体と一緒に進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、4点目、長期周遊型観光のアピール方法はと、5点目の地域ブランドである特産品のアピール方法はとのおたただしでございますが、関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

三条市、只見町及び本町には、それぞれ異なった魅力ある観光資源があると認識をしております。これらの観光資源の組合せや歴史・文化などのストーリー性を持たせることで、3市町の広域観光圏ならではのものをブランド化し、観光誘客の推進を図ってまいりたいと考えております。具体的には、山深い自然や、その中で暮らす里山文化、それぞれの地域で紡がれてきた歴史を基本とし、長期周遊型観光や特産品のアピールを進めたいと考えております。

また、周知の方法としては、八十里越街道のホームページや3市町の観光物産協会等で管理しているホームページ等での情報発信も想定されます。八十里越開通への期待感が高まる中、情報発信の広域連携を図ることで、効果的なPRができるものと考えております。

次に、6点目、宿泊業者との連携はとのおたただしであります。現時点で具体的な協議は行っておりません。しかしながら、長期滞在を促すような仕組みづくりは必要と考えており、今後の課題として関係団体と協議してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、7点目、道の駅等、受入れ施設の整備はとのおたただしであります。道の駅きらら289については、現在、来年3月末を工期として、温泉施設やレストラン、物産館などの改修を行っているところであります。これまで以上に利用しやすい施設としてリニューアルいたしますので、多くの観光客に利用していただけることを期待しているところであります。

次に、8点目、八十里越開通に向けて、町の期待はとのおたただしであります。町といたしましては、三条市、只見町などの沿線自治体と連携した八十里越街道という新たな広域観光圏の創出による地域の知名度向上や、交流人口の拡大による地域経済の活性化に期待しているところであります。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 それでは、再質問をさせていただきます。

1点目ですが、懇談会の目的や取組については答弁で分かりました。

そこでお聞きしますが、懇談会の構成員についてお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

懇談会の構成につきましては、各商工会、観光協会、あとは行政となっております。

以上です。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 それでは、同じこととお聞きしたいと思いますが、ただいまの答弁で、三条市、只見町、南会津町に係る、今、行政、商工会、観光協会が連携してという答弁でしたが、広域的な活動をしていることは分かりました。

これらのことから、広域観光について、どのような取組をしているのかお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

広域観光についてなんですが、広域観光といいますのは、三条市、只見町、南会津町の3市町を広域観光圏というふうに位置づけてございます。この広域観光圏の中におきまして、広域観光といいますのは、一つの市または町にとどまらずに周遊していただく、議員のおただしにもありましたとおり、長期滞在をしていただくような取組のことを指してございます。

これを実現するために、現在、これとは別に、おただしの懇談会とは別に、円卓会議というのを設けてございます。この円卓会議の中におきまして、観光コンテンツの創出でありますとか新たなツアーの造成を行っているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 状況は分かりました。

それでは、2点目に移らせていただきますが、八十里越開通記念事業実行委員会の設立経過、これについては今、ほとんど町長の答弁で分かりましたが、その中で、本町の役割についてお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

まず、この実行委員会なんですが、実行委員会の構成は、先ほどの懇談会とも重複する部分があるんですが、実行委員会の組織自体が。3市町の商工会、観光協会、こちらですと観光物産協会の関係者によって、実行委員会が構成されてございます。

その実行委員会の中で、いろいろな企画が出されてございます。開通の際にどのようなイベントをするか、事業をするかというような検討が行われているんですが、町の役割といたしましては、そこで出された企画・イベントをしっかり支援していく、さらには出来上がったものを、いろんなツールを使いながら情報発信をしていく、周知をしていくというのが役割だというふうに認識しております。

以上です。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 分かりました。

それでは、3点目に移ります。

越後・南会津街道観光・地域づくり事業の取組について、これは、今ほどの答弁をいただいたわけなんです、この事業について、本町の期待しているところ、これらについてお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

先ほどのおただしにもございましたが、懇談会、さらには、私のほうから申しあげました円卓会議、さらには開通に向けての実行委員会、それぞれの組織で今、いろいろな取組をしているところでございます。今ほど申しあげましたそれぞれの組織の構成は、いわゆる民間の皆さんが集まって、いろいろなアイデア出し、企画をしているところでございます。

したがって、開通に向けた期待という部分でございますが、町といたしましては、そういった民間レベルの交流が広がっていくこと、さらには、同時に、それぞれの3市町でいろいろな営業活動を行っている皆さん、民間の経済活動が盛んになっていくことを、町としては期待しているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからも加えてお答え申し上げます。

これまで取り組んだ中で、町民の方を対象にしたツアー事業も実施してまいりました。

新潟は、地図上で見ますと非常に近いんですけども、交通を考えると、特に冬期間、一度若松に出て高速に乗っていかないといけないというような、非常に遠い場所であるのが実態であります。

ツアーを通して、その距離感を町民の方に認識していただくというのが非常に重要でありますし、今後町としては、新潟方面からの来訪ルート、これが新たにできるという認識であります。そういった全体的な効果というものも、この取組の中で機運の醸成につながっているということでございまして、ここから広域的な観光の場所として選んでもらえるような取組を、町としてもしっかりやっていく必要があるものと、このように感じているところであります。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 ぜひそのようなことで、しっかりと進めてほしいというふうに思います。

それでは、次に移りますが、4点目、5点目は、一括ということで答弁をいただきましたので、これに対して、再度質問させていただきたいと思いますが、自然、里山文化、歴史を基本にアピールしていきたいということで、今お聞きしたわけなんです、ぜひ進めていただきたいと思います。

それに加えて、町内で開催される各種イベント、これらについての誘客の手段も必要と考えますが、それらについての周知方法を教えていただきたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

この取組を行って5年、6年と経過している中で、既に情報発信はされているというふうに認識しているところでございます。

まず、団体によるホームページの開設によって情報発信をしていく、さらには3市町の商工会、さらには観光協会、観物協会がそれぞれ持っているホームページもしくはインスタグラム、フェイスブック等のSNSを活用しての情報発信が、既に盛んに行われているところでございます。

今後、さらに盛り上がりをもっと高めていく、さらには、新規事業もしくは既存のそれぞれの3市町の事業、イベントを、今ほど申し上げましたホームページ、さらにはSNS等を活用しながら、広く情報発信をしていきたいというふうに思っております。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 分かりました。

それでは、それに重ねての話なんです、特産品について、今町長から答弁をいただきましたアピールの方法ですが、それで、来町者に対して、新たな特産品、これも創出する必要があるのかなというふうに思いますが、それについて考えがありましたら、お聞きしたいと思います。新たな特産品の創出方法です。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

先ほども申し上げました懇談会、円卓会議、さらに実行委員会の中で、民間レベルのいろいろな交流、情報交換、さらにはコンテンツの創出等が行われているところでございます。

これまでの実績を申し上げますと、例えば、本町の製麺会社と三条市のいわゆる第三セクタ

一の会社との共同によるそばの開発でございますとか、あとは只見町の酒造会社、さらには三条市の第三セクター会社による新たなお酒の開発というのが行われてきてございます。

先ほど申し上げましたとおり、民間レベルのいろいろな交流、さらには活動の中から、そういった新たな特産品が生まれてございますので、現在の取組をベースとしながらも、また、どこかどこかの企業もしくは会社が共同で行われるような活動に対しましては、町も積極的に支援していきたいというふうに思っています。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 分かりました。

それでは、次ですが、宿泊業者との話し合いは、今後の課題ということで答弁をいただいたわけなんですけど、長期滞在型観光を目指すということには、宿泊業者との連携も必要であると私は考えます。

そこで、宿泊業者を通して南会津町を紹介してもらおうとか、それから宿泊業者にしてみれば、町に対する期待や支援といったもので求められていると思います。そういう中で、共通認識というものは必要だと思います。今後の活動に期待をしたいと思います。これは答弁要りません。

次の7点目に移らせていただきます。

きらら289改修工事について答弁をいただきました。

関連してお聞きしますが、きらら289だとか、通告はなかったんですが、道の駅たじま、これらについて、駐車場が狭いということで、常に話題になっているわけなんですけれども、現在の状況について、分かる範囲でお知らせをいただきたいと思います。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えをいたします。

きらら289の駐車場に関しましては、本年度、駐車場の拡張検討業務を委託しておりまして、その方向性について、現在検討しているところでございます。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 私からは、道の駅たじまについて申し上げますが、道の駅たじまにつきましては、そういった要望、管理者からの要望は町でも受けておりますが、現時点で何か計画というのは持ち合わせておりません。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 今、きらら289のほうでは前向きな答弁があって、道の駅たじまについてはというような、そちらのほうからも期待したところはあったんですが、状況としてはよ

く分かりました。

それでは、次に、8点目に移らせていただきます。

地域経済の活性化については、誰もが同じく期待を持っているということで、答弁の内容と思います。町として、今後やるべきこととかやろうとしていること、これらについてあると思いますが、それらについてお聞きをしたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

今後、町としてやるべきことというようなおたがいでございますが、先ほど申し上げた内容と重複するかもございませんが、今は、長年かけながら、町を中心に行政同士の交流から、さらには民間レベルの交流、経済活動の交流を行っているところでございます。この取組によりまして、いざ開通して、具体的に交通量が増えると、相当景色も変わってくるのかなというふうに思っております。

いざ開通して交通量が増えてくる、通過する方々が増えてから何か急いでやるのではなくて、そこに向かっての準備はしっかりできているというふうに認識しております。そういった開通に向けて、いざ交通量が増えるところに向かって、やはり民間同士の活動・交流をさらに加速していきたいというふうに思っております。開通したときにしっかりと迎え入れる準備、経済活動ができるような体制を、今後もつくってきたいというふうに思っております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 加えてお答えを申し上げます。

11月30日に、三条市でNPO法人団体が企画した地方創生フォーラムに、私、出向いてまいりました。その中で、運営する母体のほうから、このような提案を受けたところです。

1つ目は、やっぱり八十里越観光地域を広域観光圏と位置づけた取組をしてやっていくべきだろうというような提案でございます。これは当然でありまして、こちらを訪れていただく方、これは南会津町だけピンポイントではなくて、地域として選んでいただいて、来訪を促すというのが非常に重要なポイントであります。

そういう意味で、2つ目の提案というのは、八十里越のハンドブックを作りませんかという提案がありました。

今はデジタルコンテンツが非常に大きいんですが、ここはあえて紙ベースで、裏にある歴史とか文化だとか、そういったものを観光ガイドブックの中で配っていくと。そのことで、広く長く認識してもらえるような取組を、団体としては進めたいというような話でありました。

それから、3つ目が、八十里の歴史館を造りませんかという提案がありました。

これについては、私としては、新たな箱物はどうかというふうにお答えしたんですが、既存の施設の一部でもいいので、八十里のいわれなり歴史なりを見る場所として整備したいというような民間レベルでの活動でございます。

町としては、無理のない範囲で、これはできるかなと思います。例えば奥会津博物館にそういうコーナーを一つ設けるとか、一つ有効なのかなというふうに思っております、やはりこの地域に訪れる方を促すためには、広域的な発想を持って、三条市、それから只見町、そのほかにも30日の交流会には、加茂市、それから燕市も参加しておりましたので、近隣の自治体と連携をして、今はあまりない新潟からの観光ルート、これをしっかり位置づけた上で、町の活性化につなげていきたいと、このように考えております。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 大変前向きな答弁をいただきまして、私なりには満足しておりますが、開通までには、早ければ来年秋、遅くとも再来年の夏ということで、期間もかなり迫った状況になっています。それまでの間にやるべきことというのは、大変あるのかなというふうに今感じたところでありますので、ぜひそういうことで進めていただきたいというふうに思います。

それでは、私が求める答弁はいただきました。これで終わりにしたいと思いますが、八十里越の開通を契機に、観光事業やその他関連事業の振興により、本町の活性化が図られることを期待して、一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、7番、森秀一君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 芳 博 議員

○山内 政議長 次に、9番、湯田芳博君の登壇を許します。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 議場にお集まりをいただいた皆様、おはようございます。

議席番号9番、湯田芳博であります。

私たちの身の回りに、今までとは明らかに違う意思が生まれてきている、このように私は確信をしております。それは、これまで関心の薄かった国会中継が面白い、あるいは楽しみにしている、このように高齢者の方々が声をそろえて、今申しております。それは、娘や孫とあま

り話すことのなかった国政の話をするのが、ここ最近特に増えている、そのようなことをにこやかに話してくれています。

関心は考えを引き出します。自らを当事者として捉え行動につながる、そのような期待も実は持っております。

私は、集中力を高めながら、かすかな兆し、これを見過ごすことなく、政治家として一層的確な貢献への道を進めるために一般質問を行います。

初めに、産地生産基盤パワーアップ事業の採択から実績形成までの履行責任についてであります。

令和7年9月議会定例会一般質問に対する答弁を基に、さらに議論を深めるため、下記の事項に関し、説明を求めるものであります。

産地生産基盤パワーアップ事業に関する水稻の計画について、令和6年度までは当該事業が活用できない状況でしたが、県に確認したところ、計画目標を達成しているため、令和7年度以降は活用できるようになった、このように回答がございました。

この計画目標及び事業実績を年次別に示し、あわせて、活用できなくなったときの実情、そして目標が達成できたときの方策、これをお示しいただきたいと思っております。

次に、町の財源不足がもたらす住民生活の不便・不自由の環境増幅についてであります。その1つ目、南会津町高齢者生きがい活動支援通所事業における利用者減少の分析とともに、通所施設の維持管理を含む当該事業に関する持続性についての見解を示していただきたい。

2つ目、令和7年8月31日付新聞報道で明らかにされた「介護保険サービスの持続的な提供に危機感を持つ」との判断は、どのような要件を思料されてのことかお示しをいただくとともに、解決へ向けた町の政策行動案をご提示願います。

3つ目、田島体育館における耐震対応の具体的スケジュールを示し、あわせて、同体育館の利用基準を明示願います。

次に、株式会社みなみあいづの役員交代による経営姿勢と経営戦略に関してであります。

令和7年9月議会定例会の一般質問に対する答弁を基に、その後の進捗を確かめるため、次の事項について見解を求めるものであります。

1つ目、役員交代に伴う新たな経営戦略と経営姿勢に対する答弁は、経営陣が交代して日が浅いこともあって、新たなメッセージの発信には至っていないとのことでしたが、現在における組織内外への経営姿勢の発信状況を明らかに願います。

2つ目、新役員の使命と責任に関する心得、これを社員及び町の担当課などで認知あるいは

共有されている状況を、具体的な言動をもってお示しいただきたい。

次に、会津高原たかつねスキー場を買収し、経営統合した第三セクターの経営実態と町の財政運営責任についてであります。

町が果たすべき政策的責任は、適時・適切に、かつ公平・公正に財政出動を行い、一人一人個性を生かす存在が豊かさを体感できる生活環境をつくり出すことにあると私は考えております。

そこで、次の事項について説明を求めるものです。

1つ目、会津高原リゾート株式会社とみなみやま観光株式会社、そして会津高原フレンド・カントリークラブ株式会社、この3社の統合目的は、第三セクターの経営安定と答弁されていますが、どのように安定したのかを具体的にお示しをいただきたい。

2つ目、会津高原たかつねスキー場を買収した結果の町財政負担は、買収経費のみならず維持経費の連続的支出へとつながり、町全体の財政運営から見て看過できないものと考えておりますが、投入した経費に対する町民雇用や経済貢献等の実態的效果を数値でお示しをいただきたい。

以上、当該質問は全て町長に求めるものでありますが、なお、答弁内容によっては、与えられた時間内において再質問をすることといたします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 9番、湯田芳博議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、産地生産基盤パワーアップ事業の計画目標及び事業実績を示し、あわせて、活用できなくなった状況と解決策を説明せよとのおただしをいただきました。

産地生産基盤パワーアップ事業の計画策定に関しましては、目標設定等について、事業を活用する農業者から聞き取りを行った上で、品目ごと産地ごとに産地パワーアップ計画を策定しておりました。この中で、水稻の計画については、田島・舘岩・伊南・南郷の各地域において、平成29年度に計画を策定し、事業採択要件である計画策定から2年後に生産コスト10%以上削減という目標を設定いたしました。

その達成率であります。計画策定から2年後の令和元年度、田島地域ではマイナス27.3%、舘岩地域で72.3%、伊南地域で78%、南郷地域で163%となり、南郷地域で目標を達成しております。3年後の令和2年でありましたが、田島地域で76.5%、舘岩地域で120.8%、伊南地域で207.2%となり、舘岩・伊南地域でも目標を達成しております。

なお、田島地域については、令和元年度から達成できない状況が続いておりましたが、令和

5年度において167.8%となり、目標を達成したところであります。

このことから、県に対し、令和5年度実績を令和6年度に報告し、令和7年度以降、本事業が活用できることになったものであります。

令和6年度まで事業が活用できなかった要因として、当初は、密苗育苗・疎植栽培による育苗・定植のコスト削減、土壌分析による肥料費の削減、代かき代や選別作業の集約による効率化により規模拡大を図ることで、生産コストを削減する計画でありましたが、取組者の中には、思うように規模拡大が図れなかった方や、農機具の故障により修繕費が想定よりかさむなどの理由から、生産コストを削減することができない方もおり、目標を達成できない状態が続いておりました。

また、目標達成に向けた改善を図るために、町では毎年度、取組者に対し、決算書等を確認しながら聞き取り調査を行うほか、当初想定していた作付面積の確保について、農地集積を図ることなどを助言しておりましたが、規模拡大については農地所有者と耕作者間のやり取りとなるために、農地賃貸借の合意までに時間を要したことも要因の一つであると考えております。

今後も本事業を活用する際には、水稻の振興につながる計画となるよう、取組者の経営状況等を十分に聞き取りし、適切な助言を行ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、町の財源不足がもたらす住民生活の不便・不自由の環境増幅はに関する1点目、高齢者生きがい活動支援通所事業の利用者の減少の分析と持続性についての見解はとのおたただしありますが、コロナ禍による利用停止や年度ごとの開催回数に変動はありますが、議員おたただしのとおり、全体的な傾向として、各地域の利用者数は減少傾向にあります。

この背景には、高齢者自体が減少していることのほか、定年延長などにより高齢になっても引き続き仕事を続ける方が増加していることや、自分の趣味を見つけて活動する方が増加していることも、利用者の減少に影響しているものと考えます。

こうした社会情勢の変化に伴い、介護予防を含めた高齢者の健康の維持・促進を目的とした事業の在り方にも見直しが求められていると感じておりますので、これから策定します第10期介護保険事業計画において、各施設の維持管理を含め、事業の在り方を総合的に検討してまいります。

次に、2点目、新聞で報道された「介護保険サービスの持続的な提供に危機感を持つ」との判断は、どのような要件を思料されてのことか、また、解決に向けた町の政策案を提示せよとのおたただしありますが、介護保険サービスについては、現場の担い手が不足することで安定したサービス提供に支障を来すおそれがあること、また、少子高齢化の進行などに伴い現役世

代の負担増加、ひいては制度そのものが維持できなくなるおそれがあることが、大きな課題であると認識しております。

こうした介護人材の不足や財源不足といった構造的な課題は、市町村レベルでの対応には限界があり、解決に向けては制度そのものの見直しが必要になると思われるため、国や県に対し現場の声を積極的に届け、制度の改善を働きかけていく必要があると、このように考えております。

次に、3点目、田島体育館の耐震対応と安全な利用基準を示せとのおたただしでございますが、まず、令和7年第3回定例議会の議案審議におきまして、9番議員から、田島体育館について、特定建築物で耐震診断を行わなければならない施設かとおたただしを受け、担当課長より、耐震診断を行わなければならない施設であると答弁をしたところであります。

その後、再度その必要性について確認したところ、田島体育館は特定建築物ではあるものの、耐震診断を義務づけられた建築物ではございませんでした。しかしながら、田島体育館については、不特定多数の方々が利用する施設であることから、利用者の安全を確保するため、令和8年度当初予算に耐震診断に係る経費を計上し、診断を行う予定であります。

なお、耐震診断の結果を受けて、安全対策や利用基準を整理し、施設を利用する方々に対して周知を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、株式会社みなみあいづの役員交代に伴う新たな経営姿勢について、現在における組織内外への発信はとのおたただしをいただきました。

議員の質問の中に、我々は1項目でしか聞いていなかったんですが、追加で質問項目があったと思います。その部分についての第一答弁は用意しておりませんので、ご了承いただきたいと思っております。

町といたしましても、経営姿勢の組織内外への発信は重要であると認識しております。このため、役員に対し、早急に対応するよう申入れを行ってまいりましたが、現時点ではまだ、新たなメッセージの発信には至っていないものと把握しているところであります。引き続き、役員に対して申入れをしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、会津高原たかつえスキー場の買収に関し、投入した経費の回収見解と地域経済への貢献度を具体的に示せとのおたただしをいただきました。

会津高原たかつえスキー場に関しましては、施設の一部のみが町有施設でありながら、リフト料金を町条例で規定し運営されていた矛盾を解消するとともに、次のステップとして、会津

高原リゾート株式会社とみなみやま観光株式会社、会津高原フレンド・カントリークラブ株式会社の3社の統合により第三セクターの経営の安定化を図ることを大きな目的として、土地及び建物の町有化が進められました。

投入した経費の回収見解についておただしをいただきましたが、町有化する時点、さらには現時点においても、具体的な目標を定めたものはございません。

地域経済への貢献度につきましては、令和5年度の実績となりますが、直接的な経済効果として、町内事業者との取引額が約5,000万円、町内からの仕入れ額が約400万円となっております。また、冬季雇用者は129名で、そのうち3分の1に当たる41人が町内からの雇用となっております。さらに、宿泊、町内商店への波及効果も考えられますが、数値としては把握をしていないところであります。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 産地パワーアップのことについて、少し深掘りをしていきたいと思いますが、まず、いつも感じることでなんですけど、表面的にさらっと、町長答弁の第一答弁については、そうならざるを得ないのかもしれませんが、何をいわゆる質問者は求めているかというところの真髓まで理解していないような気がするんですね。

そこで、田島地域で76.5%だったという当時の数値ですが、田島地域では産地パワーアップ事業の補助事業に該当したのが、何件と言ったらいいのか、何社と言ったらいいのか、それを教えてください。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

2法人と2個人になりまして、4件の方の経過となります。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 ここで、いわゆる補助事業ですから、当時の事業にマッチする計画というをつくるんでしょうけれども、これは面積の、いわゆる規模拡大とか販売額とかあると思うんですけど、規模拡大していくときに、当然、いわゆる農地所有者がパワーアップ事業で事業規模を拡大する業者あるいは個人、これらに約束を果たすというか、約束をするんでしょうけど、そのとき、農業委員会の農地のやり取りの関与というのはありますか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

町長答弁でありましたが、農地の貸し借りにつきましては、個人間での主導ということにさせていただきますので、特に農業委員会のほうにおいての指導・助言ということはありませんでした。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 いわゆる農地利用に関しては、農業委員会が間に入って、中間管理機構というものもあるんでしょうけど、町としては農業委員会を通して、今の農地がどういう実態で耕作されているかというのを把握する必要があると思うんですが、それは、今回の計画では関係なかったというふうに理解してよろしいんですね。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

同じ答弁となりますが、特に規模拡大をしたいという農業者がいて、そこに貸し付ける農地につきましては、特に農業委員会等において指導をしていないというところの部分で確認しております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、あくまでもというか、その前に一つだけ確認しておきたいんですが、この事業の採択は、最終的には県なんですか、町なんですか、教えてください。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

こちらの事業につきましては国の事業になっておりまして、県が取りまとめをして認定をさせていただいているというところなので、町としては、県から補助事業の内示をいただいて事業を執行したというところでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、いわゆる私たち素人が、農業に対してそれほど深い実態経験のない者が考えると、一応そこで所有者が約束したけれども、所有者が何らかの事情で、産地パワーアップ事業に該当する農地を途中で引き揚げるということもあり得るということですよ。

引き揚げるということがあり得るということになると、さっき、個人2人、それから法人が2社という話がありましたけど、その4者というか、産地パワーアップ事業で実施している業者間の競合というか、奪い合いというか、そういうものは発生していませんか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

基本的に田島につきましては、主に桧沢のほうと田部地区、あとは田島地域というふうなところの部分になっておりましたので、特に農地についての競合というところについては、そういったお聞きはしていなかったところです。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 具体的な個人的なやり取りについては、ここでは発言を避けますが、いわゆる国の事業、あるいは県が窓口になってやっている事業ということかもしれませんけれども、その内容、中身、つまり私のところに入ってくる情報によると、いろんな姻戚関係とか、親戚関係といいますか、こういった関係で農地のやり取りをしている、あるいは、当然私のほうでやろうと思っていたところが、ほかからその農地は別のところにやると、こういう話も聞いていますね。

これが、町のほうでどこまで把握しているのか分かりませんが、補助事業をした以上は、それが実態として、どういう動きをしているのか、あるいはそこには、どういうやり取りといいますか、感情も含めて、実績形成への足取りがあるのか、この辺をしっかりと把握しておかないではやり切れないですね。

さらに、今、米の価格が高止まりというか、一応上がって、農業生産者については、非常にある種の将来が見えたという希望があるかもしれませんが、一方で米余りがあるんじゃないかということで、流通関係のほうでもいろいろと疑念が出てきているようであります。

そうしますと、今まで貸し借りをしていた農地所有者が、産地パワーアップ事業の事業者から引き上げると、こういうことも考えられるんですが、そういう情報は入っていますか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

現状としましては、当然のことながら、米価が高くなったというところで耕作意欲が高まり、自ら耕作をするというような動きの部分もあるということは、一部からは聞いているところでございますが、今回の事業におきまして、そういったところの部分については、お聞きはしていないところでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 議場でやり取りする議論は、いわゆる最終段階がないんですね。気づいたときに、あるいは自分たちに届いていない情報を聞かされたときに、それが事実なのかど

うなのかを確かめながら、ここからスタートして行ってほしいというふうに私は思うんですね。

その上でお聞きしますけれども、この事業については、途中で例えば、今までこういうふうに来ただけけれども、それなりの理由があって、例えば今申し上げたように、個人が私が自分でやりたいんだと、米が高くなったからやりたいんだと、そういう状況で引き揚げられたら、産地パワーアップ事業の何年か計画の先の計画の実行といいますか、担保はできなくなってきますよね。そういうときには、重要変更になるんだかどうか分かりませんが、変更ができるのかどうかお答えください。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

農業経営につきましては、やはり農業者がいて、耕作をするというところの部分がありまして、そこが何らかの事情でできなくなったという場合につきましては、これから県または国のほうに問合せをさせていただきまして、そちらについての対応をさせていただきたいと考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 この件については、多分、状況把握というか、現地把握が十分されていないので、これ以上話ししても、私が導き出したい答えは返ってこないと思いますので、次に移ります。

高齢者が不安なく、ある意味では、これまで地域貢献をされてこられた方々、この方々が、余生というか、いわゆる高齢になって十分な生産活動もできない、そういう状況の中で、日々どういうふうに住みますか。その豊かさのバロメーターというのは、なかなか個人差によって違うんですが、確かに自然現象として、高齢者も減ってきますし、人材不足も出てくると、これは人口減少がもたらす経過なんですけれども、そういう中で、じゃ高齢者福祉を今後どういうふうに導いていくのか。

そこのところの考え方は、第10期の介護保険事業の計画に盛り込んでいきたいということなんですけど、この第10期の介護保険事業の計画というのは、いつどういう形で作成されるのか教えてください。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 お答えいたします。

年明けからアンケート調査を行いまして、ニーズですとか、あとご家庭の状況ですね、アンケート調査を行って分析をし、令和8年度中に、そこからいろんな課題を解決するための方策

を計画していくということになります。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私の真意というか、本当の意味での目指すべき地域の在り方というのを、私が説明足りないんだらうと思いますが、なかなか理解してもらえないんですけれども、いわゆる当事者、この施設を利用できなくなったり、あるいは生きがい事業に参加できなかった人は、日々不安なんですよ。

それは、明日やりなさいとか、そういうことではなくて、いわゆる皆さんも、それぞれ行政を担当する者として、それ以外にすることもいっぱいあると思うんです。思うんですが、できる限り思考を当事者に向けてみる、当事者の家族に向けてみる。そのときに、これからアンケート調査をしてどうのこうのと言っている時間は、はっきり言っていないんですね。それはそれで、やることはいいんでしょうけど、その間どうするという案はありますか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 現在の計画が令和8年度までのものになっておりますので、計画は計画として、策定に向けて準備をしていきたいと考えております。

議員のおっしゃられるように、ご家庭ですとかご老人、その方と向き合いながら、事業については組み立てたり、見直しをするなりというのは、日々やっていきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そういう答えしか、なかなか言えないんだらうと思うんですね、立場もありますので。

ただ私は、例えば自分の家族が、自分の親がそういう立場になっていったときに、介護まではいかないのかもしれない、あるいは介護でも、軽いほうの介護といいますか、介護1か2とか、そういう状態のときに、自分が休みを取らないといけないとか、あるいは仕事場に来てもなかなか集中できないとか、そういうことがあると、これは、それが10人いるから、あるいは2人しかいないからと、そういう問題ではないんですね。この人にとっては生活設計が変わってきてしまうんですよ。そのときに、施設が壊れたからごめんなさいでは済まない。

だったら、代替案はどうやって導き出すのかと。そういうことを考えながら、やっぱり行政サービスというのは組み立てていく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 議員おっしゃられるように、対象が少ないからとかではなくて、そ

の人たちのことを考えて、向き合って事業を行っていくべきだったというふうに考えております。

今回の生きがい活動支援通所事業につきましては、代替案を示さないまま事業をやめてしまった、廃止してしまうということは、大いに反省材料として、今捉えておりました、物事には、その事業を使っている方もいらっしゃいますので、今回の件は今後の反省材料として、しっかりと受け止めていきたいというふうに思っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうですね、気づいたときがスタートライン。いつも言っていますが、人のやることですから、過ちがなかったりすること、欠如がないというのが最もいいことですが、それは起きたときにはやむを得ないし、それが徹底的に責められるものではない。そこから学んで、そこから気づいて次のスタートにつなげるということが、私は人間の能力といえますか、力として、とても尊いものだと思いますので、気づいたときからやってください。

そのときに相手が、一番私が心配するのは誤解なんです。誤解を生ずるということは、相手の気持ちを十分に酌み取れるレベルまでいっていないということなんです。つまりは、相対すると、自分の立場でしか物を言っていないんですね。相手の立場になって物事を考え受け取る、そして、そうだよねという、例えばですけど、肯定的な言葉、これが、ああそうなんだ、俺たちのこと分かってくれているんだ、だけでも、いろいろ事情があるんだね、そういういわゆる関係づくりというのを私はしてほしいなということを申し上げて、次の課題に移ります。

次の課題は、特老ホームを中心になるのかならないのか分かりませんが、つまり町村長の意見を恐らく、アンケート調査というのかな、これを出されてきたと思うんですけど、確かに第一答弁にあったように、人材不足等があることは否めないと思いますが、人口が減っていく、しかも就業人口が減っていくということは、こういう事態を招くというのは想定できるんですね。それを人材不足、どういうふうに補ったらいいのかという考え方があったら、お聞かせください。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 全体的に人口が減っていく中で担い手が不足していくと、こういつた中で介護の人材を確保しようということであれば、やはり介護に携わっておられる方というか、介護という事業の重要性ですとか、そこに働く人たちが生きがいを持って、使命感を持って働けるような、そういう職場を目指していくというか、それをつくっていかなければ、やはり人材の確保というのは難しいんだと思っております。そこは施設のほうとも今、答えはすぐ

には出ませんが、そういう職場が必要だろうということで話をしております、どうやってそれを実現していくかというのは、これからの課題になるというふうに思っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 課題を整理して、しかも、できるだけ関係者の間で共有していく。この共有が、次のアクションを起こすことにもつながるわけですので、一気に解決策を見つけないとか、あるいは結論を出すとか、そういうことを急ぐ必要は、私はないだろうと思うんですね。そういう意味で、これらの運営する会社で働く、今現在、現職として働いている方々、これはやっぱり新聞を見て、かなり不安を持っているんですね。

私の母親も特老にお世話になっておりますが、そこでいろいろと、私のほうから聞いてみますと、私たちが、いわゆる内部で努力をする、環境はかなりし尽くしたというか、そういう状況もあるので、これから先、ただ町にお願いするとか何するんじゃないかと、先ほど町長答弁にもあったように、制度設計したのは国なんです。こういう言い方すると、湯田はいつも国を悪く言っているなど、こういうふうに取りられやすいんですけど、そうではないんですよ。

やはり日本は、ちょっと余計な話ですけども、片田舎から大都会まで全部日本なんです。そして、それが全部連続してつながって行って、日本国という一つの大きな力に、あるいは豊かさにつながっていくわけです。

ですから、これはぜひ町村会を通しながら、町長に、関係市町村とも連携しながら、制度設計はもちろんです、やっぱり介護保険の在り方、点数の問題も含めて、そうすると、国は財源の問題をいつも話題に出しますけど、財源を大事にしながら、国の安定した経営をすることはもちろん大事なんですけど、そのために国民が、あるいは住民が不安を持ったり、あるいは働きたいんだけど、そのために働く時間がない。こういう国民の実態を放っておけないので、ぜひここは、先ほどの答弁にあったように、国・県に働きかけをして、ある意味では地方の町村長さんたちが提案をするような、そういう格好まで持ち込んでいただきたいということを申し上げて、次の議題に移ります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今、9番議員から非常に重要な発言がございました。

今、南会津会、特別養護老人ホームを運営していますが、給与体系がこれまでずっと同じだったということから、今、給与体系の見直しをして、従業員の方にしかるべき配慮をするというような動きが出てきております。

一方では、制度設計上、やっぱり国のつくった制度がこの地域でなじむのかというところは、

おっしゃるとおりでございます。過去にも議員から言われて、介護施設の安定運営のための要望を、南会津地方町村部会の中に要望書と入れたことがございました。

やはり日々変わっていく中で、市町村長として連携をしながら、地域の実態を訴えて、それを改善に向けた行動を起こすというのは、非常に重要なことでもあります。本日、また同じご指摘をいただきましたので、これについては、機会があるごとに心に留めながら、進めていきたいと思っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 町長から答弁をいただいたので、それに関連して、これをちょっと引き続きお話しさせていただきますが、一つは、町村の財政運営上の基準財政需要額、これはずっと前から決まっているんですね、いわゆる単位単価をどのくらいにするのか。ここの見直しをまずしていかないといけないし、この前、過疎対策の計画についてご説明ありましたが、過疎という抽象的な言い方じゃなくて、人口が減少していくその割合というか率によって、新たに対策をしていく、つまり人口減少が10%いかないところと、いわゆる20%を超えるところでは、全然違う対応策をしなければならぬはずなんです。これは国策ですから、ここでは論じませんが、そういうことも含めて、町村から国へ要望を上げていくべきだと、こう思います。

次に、株式会社みなみあいづの件ですが、経営戦略について、なかなか会社のほうに言っているんだけど、出てこないんだという話ですね。

2番目に、新役員の使命とか責任、これは役員になるということは、会社を背負うという責任があるんですね。それに対してメッセージがないというのは、私は今の会社が第三セクターの担い手として、十分な能力があるというふうに理解はせざるを得ないんですが、それをどういうふうに理解しているかお聞かせください。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

新たな取締役になって、新たな経営体制の下で経営戦略とか、これから取締役として、こういうふうな経営をしていくんだというメッセージというのは、私も同感で、出すべきだというふうに考えております。

新たな取締役になって、前回9月の議会では、まだなっただけでということがありましたが、今もってまだ、その方針が町のほうにも示されていないので、そこについては、引き続き会社のほうに、取締役のほうに話をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからもお答えをさせていただきます。

株式会社みなみあいづの新しい経営陣になってから、やはり社員向けの会社としての方針を伝達する必要があるということで、株式会社みなみあいづクレドという理念とビジョンと社員の行動宣言を各施設に貼り出しをして、または見えるようにして、努力をしたという報告は受けております。

一方で今、この議会でも出てきます、指定管理施設が大幅に変わりそうです。ということ踏まえると、まず、そちらのほうの指定管理施設の変更に伴う会社としての今後の経営の在り方について、やはりしっかりもんでいただく必要があると、このように考えております。

その中で、私が思料するに、取りあえずは今シーズンの運営に傾注してもらい、さらには円満・円滑な引渡しをお願いする、その上で、今度、令和8年4月から運営する指定管理施設の運営方針を定めるということで、再度役員の皆さんにお話ししたいと思います。

その上で、今議員からおただしを受けている会社の経営姿勢、そういったものを再度構築をして、情報発信していただくような求めをしていきたいと思っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 当面、今の業務に専念をしてもらってということなんですけど、それはちょっと、私は役員といいますか、会社の重要な責任を担う組織の在り方では、ちょっと納得できないというか。

つまり、ここでいうと、今もありました、まだ議会の議決は得ていませんが、会津山村道場と会津高原たかつえスキー場、これはゴルフ場も入っているんですけども、古町温泉赤岩荘、これについて、実は応募しているんですね。応募を辞退したわけではない。応募しているにもかかわらず、自分たちの企画、あるいは自分たちの姿勢というか経営、これが採択、採用にならないような形で、ほかにいったということですから、この時点で、本来ならば、これをずっと継続してやっていたわけですから、社員の中で十分議論をし、社員の雇用を確保する上でも、ここだけは死守していくんだというような経営戦略があつて、私はよかったんじゃないかと思うんですが、これにたどり着くまでの会社のほうの議論といいますか、特に役員に関して、そういう方針についての情報というのは入っていますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私からお答え申し上げます。

今回の指定管理の公募について、役員の方にお話ししたことがございます。公募する以上は、

複数で応募された場合、より有利な提案を出したところが受託者になりますと。ですから、株式会社みなみあいづに付度をして、引き続きお願いするということではできません。そのことも踏まえながら、しっかりとした施設の応募に関する提案書を作っていただきたいと、こういうふうに私から経営陣にお話しした経過がございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 ぜひ、これは業務かなり多忙なんだろうけど、町長が選任した役員なんだから、そこは町長が責任を持って、相手の立場をしっかりと経営者としての認識を植え付けていただいて、社内を統一させ、あるいは社外に魅力の伝わるようなメッセージを発信してほしいと思いますね。

それで、私のところに実は、それほど多くないですけど、今の経営者といえますか、経営陣といえますか、役員にはついていけないと。こういう、名前は特定できませんが、情報が2件ほど届いています。これが本当かどうか、私は分かりませんが、担当課のほうにはそういう情報が入っているかどうかお聞きします。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

私も、直接本人からではありませんが、話のついでで聞いたことはあります。ですので、内部取締役においても、その部分については、社員に対して改めて、先ほど申し上げましたメッセージというものを早く出したほうがいいんじゃないかというような助言をさせていただいたところでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 督促をするというか、要求をするというのも最初の始まりで、いわゆる最初のことで、始まりの段階なんですね。つまり、それがなかった場合に、プレッシャーをかけるわけじゃないけども、やはりもう少し具体的に進めていかないと、これ今、スキー場についてはシーズン真ただ中なわけですが、こういう中で、社内にもし不協和音が起こって、例えばけがをしたり事故を起こしたりということになれば、大きな損失ですから、そのためにはやはり、なぜそういう意見があるのか、どういうところに根づいているのか、そういうところはやっぱり探り出して、これ議員がよく町民から、議員は何やっているんだと言われますけど、議員は調査権ないんですよ。いわゆる町から、次の次の段階の組織については、議員は口出しできないんですね。

このところは、だから、執行部にぜひお願いをするしかないんですが、このスキー場の存

続の問題は、かなり多くの町民の方々が関心を持って、存続するというような形で今進んでいるわけですから、ここに新たな不具合な事件を持ち込まないように、しっかりと新しい役員の方々と連携をしながら、進めていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、会津高原リゾートなんですけれども、実は、いろいろ効果があるんだと言っていますけど、こういう第三セクターの今、みなみやま観光から株式会社みなみあいづに変わったわけですけど、安定していないですよ。どういう安定を求めたんだか、もう一回聞かせてくれませんか。いわゆる統合することで、どういうふうに安定させようと思ったのか、あるいは安定させようと思ったのが、実は安定度は何%といたしますか、どのくらいの評価をしているのかお聞かせください。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

先ほど町長答弁にもありましたとおり、数値的な目標というか、それは持っておいませんでした。会社を統合させて安定させようと考えてはいたんですが、統合した時点で、小雪であったりコロナであったりと様々な外的要因がありまして、安定というところが確かにどこなのかというところは検証できておりませんでした。

改めて今回、指定管理の選定ということで、来年4月からの指定管理が決定されたと思っておりますが、先ほど町長答弁にもあったとおり、今後どういうふうな経営をしていくのかということをお社の方とも話をし、進めていきたいというふうに考えております。

一番、やはり雇用が確保できて、株式会社みなみあいづの運営が、地域住民の雇用の場であったり、波及的効果が町内の様々な事業者に影響を及ぼして効果が出るような、そういう会社になってほしいというふうに考えておりますので、そこは改めて検証してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 担当になった方は大変だなというふうには思っていますけど、これ、前に町有観光施設の今後の方針という冊子の中で、いわゆる買収するときには、たしか私の記憶が間違いなければ、4億2,000万円だったと思うんですね。

今、この計画でいくと、令和6年度から令和10年度までで、約7億8,000万円のお金がかかると。これ、町の負担金ですね。そのうち、4つのスキー場がありますが、たかつえスキー場は43.8%なんですよ。ほかのスキー場は、大体17%から20%くらいなんですよ。つまり、これだけの経費負担があるんです。経費負担があるんですが、雇用に至っては、例えば町内の雇用

にすると、61%なんですね。

このデータは多分、令和7年1月22日のデータなんですが、ほかの方のスキー場、だいくらスキー場、南郷スキー場、高畑は、高畑が86%、それから南郷が80%、だいくらについては92%は町内の雇用なんです。ですから、たかつえスキー場を合併したことによって、町内の雇用が伸びているというふうに判断できる数値ではないと私は思っているんです。

そういうことも考えると、数値で出しにくいというのは、会社の経営だったら数値で出さなかったら、事業って認められないんですよ。でも行政は、そうばかりいかないで、いわゆる貢献度というのを出してくるのもいいんです。しかし、これは外注しても、やっぱり数値目標を出して行って、それで公金を支出する、こういうことをこれからやっていかないと、ますます町のいわゆる福祉政策とか、そういったものにつぎ込むお金がなくなってきますよ。その件について、町長、どう思いますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 過去の経過を少し振り返ってお話をさせていただきます。

館岩村が会津高原リゾート株式会社として発足したときに、東武鉄道から約15億円のお金を借入れして、そのために年々、毎年毎年返済をしておりました。しかしながら、金利の安い時代にあっても高い金利を払い続けていたということで、会社運営で非常に大きな問題になったということがございました。

そのために、東武鉄道の債務を圧縮する、この手だてを考えなくてはならないだろうと、これが28年頃、私が総合政策の課長をやっていたときに動き始めた中身です。最終的には、平成30年度の補正予算に関する予算、議会の議決を得て、町は財産取得として会津高原リゾートに拠出をし、そのお金をもって、東武鉄道の残った債務を精算したという中身であります。

ですから、会社の安定経営の一助、つまり館岩地域で行政が主導的に来訪者を獲得して、そして地域振興するために必要な政策であったというのが当時の判断でございました。これについては、議会の承認も得て進めたものであります。そこはご認識をいただきたいと、このように思います。

それから、今ほどいただきました中身でございますが、やっぱり会社であれば、当然利益を追求する会社であってほしいと、これは外部、社外取締役からも、きつくそこは言われておまして、今、株式会社みなみあいつはそれに向けて、いろいろな手だてをしているというふうに私は認識しております。

町としても、4つのスキー場を抱えておりますが、今回の指定管理を契機に、より一層来訪

者が来て、地域経済が潤うような、そういう取組を新たな指定管理者、そして、引き続き行うみなみあいづのほうにも求めながら、地域貢献、そして、みなみあいづが地域から信頼される会社、若者から選ばれる会社になってほしいと、このように思っているところであります。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そのとおりですね。いわゆる4億2,000万円というのは、当時の負債の約半額だったと思うんですね。

ですからこれを、やはりそれはそれとして明らかに出して、いわゆる経営の安定とか何とかと言われると、じゃどこをどういうふうに安定していくんですか。それは二次的なものとして、安定というのは担ったけれどもというふう置き換えをしないと、第一義的に安定を選ぶんですということになると、私は違うと思うよというふうになってきますから、これからの議論のやり取りについては、やはり事実を事実として出して、そして、その事実の中に隠れている問題、根源は何かということをお互いに理解をしながら、町の課題の解決を進めていくと、こういうやり取りをぜひこれからお願いをしたいと、こう願って、私の一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、9番、湯田芳博君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、再開は午後1時とします。

休憩 午前11時29分

再開 午後 1時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇ 渡部 訓正 議員

○山内 政議長 15番、渡部訓正君の登壇を許します。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 議席番号15番、渡部訓正です。

これから一般質問をさせていただきます。

質問事項は、大きな項目では1点でございます。

人工透析治療は本町内病院でということで、そこで、町内でできないかという質問でございます。これから以下、申し上げますので、よろしくお願いいたします。

質問要旨ですが、人工透析の治療は、本人の体調・状態にもよりますが、1回の透析に要する時間は3時間から4時間と聞きます。透析は症状により、1週間に3から4回必要とされ、透析の日は1日の生活時間のほぼ半分が束縛されます。透析を受けている方は、若松などほかの地域ではなく、この南会津町内で治療を受けられることを望んでいます。

これから1項目から6項目までの質問をさせていただきます。

まず、①南会津町内の病院、会津若松市内などの病院での透析を受けている人数は把握しているでしょうか。

②南会津町内で透析治療を行っている施設は、県立南会津病院の1施設だけと思いますが、透析を行うことができるベッド数は何床でしょうか。

③町では、人工透析患者通院交通費助成事業で交通費などの補助をしていると聞きましたが、どのように把握されていますか。

④町内及び南会津郡内3町村に在住の方の透析を県立病院の1施設で行うことはできないでしょうか。

本町及び南会津郡内3町村の透析患者全員を、これも4とほぼ関連しますが、会津若松市に通院しなくても県立病院で透析ができるように、町が先頭に立ち、町村会などで取りまとめ、要望することとしてはどうでしょうか。

6点目、今回、透析患者の状態を調べさせていただきましたが、置かれている状況は大変と思います。何とか改善されるよう検討できないかと考えています。

以上で壇上からの質問については終わらせていただきます。よろしくご検討お願いしたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 15番、渡部訓正議員のご質問にお答え申し上げます。

人工透析治療は町内病院でに関する1点目、人工透析を受けている人数はどのおただしですが、身体障害者手帳の交付などで町が把握している人数は38人です。

2点目、県立南会津病院において、人工透析を行うことができるベッド数は何床かのおただしをいただきましたが、ベッド数は19床と伺っております。

次に、3点目、町の人工透析患者通院交通費助成事業の活用状況はどのおただしでありまし

たが、本事業につきましては、人工透析を必要とする方に対し、医療機関へ通院する際の交通費の一部を助成する事業であります。令和6年度の実績といたしましては、年間18名の方が活用し、その助成金額は全体で272万2,804円となっております。また、今年度につきましては、11月までであります。16名の方が活用し、助成額全体で120万4,246円となっております。

次に、4点目、南会津郡内に在住の方の人工透析を県立病院だけで行うことはできないかとおたがひでございますが、南会津病院では人工透析の専門医師が常勤していないため、現在の人数以上の受入れは困難であると、このように伺っているところであります。

次に、5点目でございますが、南会津郡内の人工透析患者全員が県立病院で透析が受けられるよう、町村会で要望してはとのおたがひでございました。

会津総合開発協議会南会津地方部会の「南会津を拓く」重点要望の中で、県に対し、特に病院局であります。南会津地方唯一の透析施設として、専門医の確保を含めた南会津病院の体制充実について要望活動を行っており、今後も継続して強く県に働きかけていきたいと、このように思います。

次に、6点目でございますが、人工透析患者の置かれている状況が改善されるよう検討できないかとおたがひでございました。

人工透析患者の方々が、経済的にも精神的にも大変ご苦労されていることは認識しております。町といたしましては、人工透析患者通院交通費助成事業で経済的支援を行いながら、先ほど答弁申し上げましたように、郡内で希望される方全員が南会津病院で人工透析治療が行えるよう、常勤専門医師の確保を含めた南会津病院の体制充実を引き続き県に訴えてまいります。

また、透析予備軍とも言われる慢性的な腎臓病にならないよう、特定健診や健康診査の受診勧奨、さらには保健師による保健指導の充実を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁をいたさせますので、よろしくお願いをいたします。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 私もあまり人工透析の問題については、実態として、これまでそんなに把握しないで来たんですが、若松にまでやっぱり行って、人工透析をやっている患者さんのことをたまたま知る機会があったものですから、一応話を聞きました。

先ほど申し上げたように、症状が重くなると、ほとんど1日置き、だから1週間に3回から4回、そうすると、例えば若松まで通う患者さんというのは、最低でも1時間だそうです。そ

してやっぱり、今言っているように田島とか下郷寄りの人が1時間ぐらい、あとそれ以外の方は、1時間以上、2時間もかかる方がいると。そういう中身で、大分疲れるんだよなど。そして、県立病院でやればと。

私も実は県立病院のほうに、いろいろ聞かせていただけませんかということで、一応病院のほうにも回らせてもらって、先ほどあった中で、人工透析をやれる器械というのは、現在19床稼働していると、それは100%稼働していますということでした。そして、それがトータル的に、今対応できているのが38床だと。そうすると、やっぱりそこに足りない分が出てくるそうなんですよね。

ただ、先ほど町長から答弁ありましたけど、19床フル稼働して、そして専門医がいないもので、最高で38床の稼働で、それ以上はちょっと無理なんですというような病院側の答弁だったんですが、私は何かそれを、ちょっとやっぱりもう一歩進んで、何とか田島でできるような形に持っていけないものかと。

そうすると、実際、ちょっとこれ申し上げると、南会津町で透析を現在、南会津病院で透析を行っている方が23名、下郷町が1名、只見町が6名、天栄村が1名で、先ほど報告があった31名の、人工透析を県立南会津病院で現在対応している数字なんだと。それ以上はちょっと対応できないというようなことだったんですが、やっぱりそのところを、若松に行っている人の状態、これは多分、若松に行っている人はそんなにいないんですよ。六、七名か10名程度では、なんぼ多く見てもその程度ではないのかな。

やっぱりそのところを何とか、だから、逆に田島で、県立南会津病院でやっている人が1人でも減ると、今度はそっちに回してもらうというようなやり方もしているようでございますが、そういった詳しい中身については、町のほうではどこら辺まで把握しているでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 議員おっしゃられる、南会津病院で空きが出れば、若松のほうに行っている方を南会津病院に転院させるということをやっているように聞いておまして、それ以上の詳しい話はちょっと把握してございません。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 やはりこれは、本当に人工透析というのは、今の医療では本来は、人工臓器を臓器移植というふうな形がやれば、それは間違いなく人工透析患者も若干減っていくんではないかというように思うんですが、やっぱりそのところを何とか、ちょっとでも改善が図られるようなやり方というのは、確かに先ほど町長答弁の中で、町村会なり、そうい

った南会津の総合開発の中で、こうやってやっているんだというような形はあるんですが、やっぱりそこで目に見えた形で、1人でも2人でも改善が図れるような方向に、人工透析についてはできないものかと。

やっぱりなかなか、どうなんでしょうかね、前進を図るということは、全く困難な内容なんでしょうかね。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 答えいたします。

先ほど町長答弁にもありましたとおり、病院のほうに確認したところ、専門医の確保が難しいということで、これ以上の患者の受入れはできないような状況だというふうに伺っております。ですので、医者確保というのをやはり、先ほど町長答弁にあったとおりに、県のほうに粘り強く訴えていくしかないのかなというふうに思っております。

それで、我々ができるもう一つの方法としては、人工透析を受けるような状態にならないように、リスクの高い方を健診結果から拾い出して、保健指導等を行って、一人でも透析患者を出さないようなというのが、町でできることなのかなというふうに思っております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからもお答え申し上げます。

会津総合開発協議会南会津地方部会での要望の中身を少しお話をさせていただきます。

タイトルとして、中山間医療の充実と県立南会津病院の体制充実についてという項目で、県に対する要望活動をしているわけでございますが、この要望事項の3点目として、南会津地方唯一の透析施設として、専門医師の確保、看護師などの増員など受入れ体制の充実を図ることということで、4つの重点項目の中の3番目として位置づけて、県に対する要望をしているところでございます。

何とか一步前進してくださいという話でございますので、私も、県立病院経営評価委員会という県が組織している評価委員の委員になっております。市町村長としては私だけ、あとは医療関係者とか介護関係者とか、複数の方々で構成されている委員会でございますが、これまでも経営評価委員会の委員として、地元の声を届けたことがあります。それは、やっぱり小児科の充実というのが、若いお父さん、お母さん方から切実な声として求められているということから、この委員会の場でそういう発言をして、単なる首長の声ではなくて、地元の住民の声ですという話をさせていただいております。

まだ令和7年度の会議はありません。これから開催されると思いますので、今議員から問題

提起されました人工透析の実態についても、経営評価委員会の中で地元の声を届けながら、実態を知ってもらって、一步でも二歩でも前に進めるような要望活動をやっていきたいと思います。

また、議員の皆さんの活動としても、郡の議員大会がございますので、その要望事項に上げて、議会としての活動をするというのも一つの方法ではないかと考えますので、そちらも併せてご検討いただきたいと思います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 医療の充実というのは、町長もご存じかと思うんですが、議員大会でも、トータル的には医療スタッフというような形で、一応要望には上げているというのは紹介させてもらいたいと思います。

それで、これは、ちょっと私は裏を取って申し上げているわけではないんですが、新病院ができてから既に23年以上というか、そのくらい経過をしています。新病院ができた際、透析の器材がない、ベッドの器材が足りないということで、その当時は田島町かどうか分かりませんが、一応2台、人工透析の器械を町で協力して、県立病院に寄贈というような形でやった。ただこれ、裏がなく、ちょっと確認も何人かの方にさせてもらったんですが、それは分からないということ、そして町長答弁の中では、今言った重点要望で努力しているということが話されたんですが、やっぱり若松まで行っている。

そうすると、直線じゃないです。救急車だと直線で行くんですけど、透析をやる方は、それぞれ町村も分かれているものですから、田島出発にして、田島の駅前を出発にして、ジグザグに行くから、速くても、遠くから田島町で1回駅前に集まって行く人からすると、やっぱり2時間くらいかかる。そして、それから、今度は透析の施設のある病院に行って、3時間から4時間。そうすると、本当に大変だということ、そういうようなことも言っています。

そういう県立病院に対し、一応町のほうで、そういったベッドの資材というか、人工透析の資材をやったなんていう経過、私、裏取っていないもの、申し訳ないんですが、町長あたりは詳しく把握しているんじゃないかなというふうに思ったんですが、どうでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 人工透析の器械を町で買ったというのは、今初めて聞きまして、全く把握していないといいますか、事実かどうかは全く把握はしていません。ただ、ベッド数を増やすという考え方からすると、考え方としてはなくはないのかなと思いますが、まだそういった検討もしたことありませんので、明確にここから、町の方針というのはお答えできない

ということでございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私からもお答え申し上げます。

過去の事例、私の経験も踏まえて、そういうふうなお話があったというのは記憶にありませんでした。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 すみません、本当に裏も分からないようなことを言って。先輩の方に一応聞いたら、そういうことがあるようだというふうに聞いたものですから、一つの参考資料になるのではないかというふうに考えまして、申し上げさせていただきました。

それとあと、先ほどの答弁の中で、3点目の人工透析患者通院交通費助成事業というのは、これは町で独自にやっている制度なんでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 これは町独自の制度でやっているものでございます。通院に要する経費のうち、月5,000円を超えた部分が助成対象で、限度が2万5,000円となっております。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 それで、一応、この人工透析患者通院交通費助成事業というのは、先ほどの答弁でございましたように、令和6年度、18名で272万円、そして令和7年度、11月現在で16名の124万円ということで、結構な金がさになるんです。やっぱりそういうのを直接町の中で使って、そして、今言った人工透析が町内でできるような、そういうのにつなげることというのは、多分今、検討はしていないと思うんですが、そういうのも考えてみるというのは、予算を厳しい中で使うという観点からすれば、どうなのかなというふうに考えますが、どうでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 人工透析の交通費助成事業に係る予算を別な形で使って、透析患者を町内でというお話、質問だったでしょうか。

○15番 渡部訓正議員 はい。そのとおりです。

○遠藤知樹健康福祉課長 先ほど来申し上げているとおり、予算そのものよりも、医者確保というのが一番の課題になっておりますので、それができなければ、これ以上受入れ患者を増やすというのは難しいということでございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 確かに厳しいというのは分かるんですけど、そうやって独自予算で、単年度で270万円以上使っているわけですから、そうするとそれが、例えば10年になれば2,700万円ですよ。だから、やっぱりすごい規模になってくるのではないかと。

だから、医者がいないと駄目なんだと、だからどうしようもないんだということじゃなく、何らかのつなぎ留める予算を有効に活用しながら、そして、自主財源なわけですから、どうかなというふうに考えたんですが、その検討としてはどうなのでしょう。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

議員がどういう意図で、どんな支援を求められているのか、案をお持ちでしたら、お知らせいただけますか。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 あくまでも、私もこれ、人工透析を若松まで行って受けてこざるを得ない、そういう人の苦労を少しでも緩和できるような方向で、一応今回は、それ一本で質問していますので、特に私がいい案があったら、もっと一番最初に提案をさせてもらう、ざっくばらんに言ってね。そういう気持ちですけど、一応ぜひそういうので、こうやって町独自でやっている予算ですから、そういういろんな活用結びつけることはできないのかという意味でございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

健康福祉課長が申しあげましたように、やはり南会津病院における人工透析の受入れをどう増やしていくのかというのが喫緊の課題かと思えます。

今ほど議員から、切実な住民の声ということでご紹介いただきましたので、先ほど申しあげましたように、今後の南会津地方部会での要望、さらには私が委員になっている県立病院の評価委員会、この中でしっかり実情を訴えて、南会津方部の人工透析、これの受入れに一步でも二歩でも進められるように、私、努力してまいります。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応私もその気持ちで、同じ気持ちでございますので、今後も機会があれば、病院なりにお伺いしながら、努力をお願いしてみたいなというふうに考えます。

以上で、私の一般質問については終わらせていただきます。

○山内 政議長 以上で、15番、渡部訓正君の一般質問を終わります。

◇ 渡部裕太議員

○山内 政議長 次に、6番、渡部裕太君の登壇を許します。

6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 議席番号6番、渡部裕太です。

通告に従い一般質問いたします。

私からの質問は、大きく3点です。

まず1点目、今後の有害鳥獣対策は。

東日本を中心に熊被害が頻発しており、当町においても目撃情報の増加に加え、人的被害も発生している状況です。このような現状において、町民からは不安の声が届いており、それに応える対応が望まれます。

そのことから、以下2点、質問いたします。

1つ目、熊被害防止に対する町の対応方針は。

2つ目、有害鳥獣の解体処理施設整備の必要性の認識は。

大きな2点目、高齢者の健康支援の充実を。

当町の高齢化率は4割を超え、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、今後も増加していく見通しが示されております。そのことから、今後さらなる支援の充実の必要性を感じます。

そこで、2点質問いたします。

1つ目、現在、町が行っている高齢者の健康支援事業の内容と課題は。

2点目、県内には、福島県立医科大学と連携し、介護予防事業等を実施している自治体がありますが、このような取組について、当町での必要性は。

3点目、町職員のやりがい向上に向けた研修等の充実を。

これまでも町職員、特に若い世代の早期退職が目立つことに対するの質疑が行われてきました。公務員の成り手不足は全国的な傾向ではありますが、当町においても深刻化しています。採用面の強化も必要ですが、今いる職員の方々の働きやすい環境を整えることが最優先ではないでしょうか。

そのことから、以下2点質問いたします。

1 点目、現在町が行っている職員のやりがい向上や成長支援のための取組は。

2 点目、基礎研修やスキルアップ研修、管理職研修等の業務的な研修以外に、外部講師を招いての働きがい研修等の充実が必要ではないでしょうか。

以上、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 6 番、渡部裕太議員のご質問にお答えいたします。

初めに、今後の有害鳥獣対策はに関する 1 点目、熊被害防止に関する町の対応方針はとのおただしをいただきました。

今年度は、熊の出没情報が特に多かったことから、町では熊による被害を未然に防止するため、防災行政無線やすぐメールプラス、町のホームページ等により注意喚起を行うとともに、設置するわなを増強するなど、対策強化に取り組んできたところであります。

また、県をはじめ、警察、猟友会などの関係団体によるツキノワグマ被害緊急対策会議を開催し、情報共有の充実を図ってまいりました。

さらに、本年 9 月から、日常生活圏域に熊が出没した際に、町の判断で銃猟を実施することができる緊急銃猟が可能となったことから、緊急銃猟が必要になった際に円滑に対応できるよう、緊急銃猟対応マニュアルを作成したところであります。

町といたしましては、引き続き住民の安全・安心のため、熊被害防止対策に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2 点目であります。有害鳥獣の解体処理施設整備の必要性の認識はとのおただしですが、現在、捕獲した鳥獣は、捕獲者自らが埋却、それから焼却施設への持込みにより処理しており、処理に係る負担が大きいと、このようにお話を聞いております。

しかしながら、解体処理施設の整備につきましては、その規模によっては整備費用が高額になることも想定されることから、町といたしましては、メリット・デメリットを整理するとともに、関係機関と協議しながら、総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、高齢者の健康支援の充実はに関する 1 点目、町が行っている健康支援事業の内容と課題はとのおただしございました。

町では令和 2 年度より、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に取り組む事業を開始しており、生活習慣病予防から介護予防に至るまでの一連の保健指導を実施しているところであります。

また、高齢者の身近な通いの場として、地区集会所などにおいてサロン活動や介護予防教室を実施するなど、地区で行う健康づくり活動を支援するために、健康づくり活動メニューを全地区に提供しているところであります。

一方で、身近な通いの場については、地区によって実施の有無や活動内容に差が見られているところでありますので、活動が低調な地区について、どのような手だてを講じていくのが課題であると、このように認識しているところであります。

次に、2点目、福島県立医科大学と連携した介護予防事業等の取組について、当町での必要性はとのおただしでございましたが、高齢者の健康支援の充実にあたりましては、保健・医療・福祉・介護をはじめとする関係団体との連携が非常に重要であると認識をしております。

現在、町では、福島県立医科大学と地域住民におけるロコモティブシンドロームと認知機能に関わる調査研究について協定を締結しており、総合健診時にアンケートや体力測定を実施しているところであります。

また、明治安田生命保険相互会社との間において、健康づくりに関する連携協定を締結しており、各種測定をはじめとした様々な健康づくり活動メニューを提供しているところであります。

今後も引き続き関係団体との連携を深めるとともに、健康課題の分析等を踏まえながら、質の高い取組を実施してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、職員のやりがい向上に向けた研修等の充実はに関する1点目、現在町が行っている取組はと、2点目の外部講師招聘による研修の充実が必要ではないかとのおただしについては、関連がありますので、一括してお答えをさせていただきます。

現在、町では、ふくしま自治研修センターが主催する職歴や役職ごとの研修に職員を派遣しているほか、各種業務に関する専門的な研修、さらには国や県への実務研修生の派遣など、職員の成長支援に向けた取組を行っております。また、今年度は外部講師を招聘し、本町の財政状況の分析と公営企業の手法を学ぶ研修会、さらに政策形成に関する研修会を開催いたしました。

町としましては、引き続き、職員の能力向上や意識改革につながる研修会への派遣、外部講師を活用した研修会等を実施し、やりがいを持って働ける職場づくりに努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いたします。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 では、順に再質問させていただきます。

まず、1点目の有害鳥獣対策ということなのですが、設置するわなの強化をしたということで、個数を増やしたとか、そういうことだと思っておりますが、実際に増強してからのそれに対する効果、どのような感じかお尋ねいたします。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

こちらについては、捕獲数というところの部分で実績がありますので、述べさせていただきますが、139頭ほど捕獲させていただきました。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今、139頭というのは、それはわなを増強してからののか、今年度当初から現在に向けてのところなのか、その数値の意味合いとして、どのようなものかお伺いいたします。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

過去3年の捕獲数でいきますと、大体30頭ほどが毎年の年間で捕獲するところでございますが、今年度におきましては、9月、10月というところで、高齢者施設への侵入、または人身被害というところがありまして、9月では28頭、10月では58頭というようなところで、ほぼその2か月間で通年の捕獲数を超える捕獲をさせていただいたということになっておりますので、ご理解願います。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 そうすると、4月からの累計が139、10月までということだと理解したんですけども、大分数のほうは、捕獲数として効果が表れているなというのを改めて確認させていただきました。

答弁の中に、ツキノワグマの被害緊急対策会議というものを開催したということなのですが、具体的にどのような中身について話し合いが行われたのか、その点についてご説明いただければと思います。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

まずは南会津における熊の出没状況というところと、基本的に捕獲の許可件数というところ

の部分の、まず数字的なところを押さえたところでございます。

一方で、猟友会のほうについては、わなの増強というところの部分についての意見交換をさせていただいたというところと、一番のメインにつきましては、9月から町の判断で緊急銃猟ができるというところがありましたので、基本的にはそちらのほうで、関係各位がどのような役割を持って円滑に進めるかというような情報共有をさせていただいたというところがメインでございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 内容について理解いたしました。

今後そういう会議を開いて、そこで情報を共有されるということは、もちろん重要なことだと思うんですが、その共有した情報を今後どういうふうにご利用していくかというところが、やはり重要どころになってくると思います。

先日、議会報告会、私は伊南地区のほうに伺ったんですが、やはりそこでも、区長の方々から熊被害に対する不安の声が聞かれて、もちろん支所のほうにも問合せをしたというような話も聞いております。

やはり現状、防災無線のほうで呼びかけをするですとか、そういう対応はもちろんやっているとは思いますが、そこから先、今後どのような対応が必要になってくるのかということを実際に考えていかないと、町民の不安、これから拭えないと思いますので、その点についても関連機関との話し合いを密にしていって、そこで得た情報を町民に分かりやすいような形で提供していくことも必要だと思うんですが、その情報提供の在り方ということに関しましては、防災無線の注意呼びかけ以外に、今後何か検討されていることはありますか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

現在、町のほうで考えているところは、今年度につきましては、出没が多いというのについては、酷暑によりブナとかの実がならなかった、凶作だったというところの部分が、出没が多い要因の一つであるというふうに分析しているところでございますが、一方で、やはり緩衝帯といいますか、要は里山と森林との境の部分のボーダーラインがなかなか区別ができなくなってきたために、出没が多くなったというふうなところがございまして、まずは農地の管理というところの部分で情報提供させていただくというところ、熊を人里に下ろさせないというような取組については重要かと思っておりますので、そちらについて情報提供させていただければと考えております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 情報提供ということで、やはり町内、例えば小学生、中学生、高校生、お子さんを持つ親御さんからは、通学に関するときに熊被害に遭うのではないかとか、そういった不安の声も聞かれています。

実際に関係団体ということで、そこに教育機関との話合いというのも入っていたのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 答えいたします。

先ほどの会議の中においては、猟友会、警察署というところで、実行部隊の部分が主なところであったのですが、10月に発生しました人身被害については、翌日に緊急課長会議を開催させていただきまして、そこで、関係部署または教育機関との対応というところの部分で共有させていただいたというところがございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 福島市なんかでも、やはり通学、学校の近くに出没したなんていうこともあって、通学における監視体制の強化なんていうのも報道されておりますので、今後そういった事例、南会津で起きる可能性ももちろんあると思いますので、やはりお子さんを持つ親御さんの気持ちを考えても、そういったところの対策、町としてもこういうことをやっているよというのが情報として伝わらなければ、町では何かやっているんだろうかというような声が上がってしまうと思いますので、そのあたりも情報の提供ということで、教育機関のほうとも連携を深めていっていただければと思います。

また先ほど、緩衝帯の整備、そういった話もございましたので、短期的にできるわなの個数を増やすですとか、それ以外に長期的な目線で、緩衝帯の整備ということももちろん重要になってくると思います。

国のほうでは11月14日に、国のクマ被害対策パッケージということで、新たな対策をしていくということなんですが、実際に年明けの対応になるなんていう情報も県のほうには来ているようでして、福島県のほうでは11月26日付で、国の動きを待ってられないということで、約9,700万円の予備費充当を、ツキノワグマ被害防止に係るということで予算計上しております。

それが自治体のほうに、もちろん金額として落ちてくると思うんですが、南会津町としては、その費用に関して、今後どういった使い方をするのか。そういったところに関する協議は行われているのでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

県から専決で処分をさせていただいて、予算が確保されたというところの部分では、町としましては、やはり誘引木の撤去というところの部分が、迅速にできる手だてだというところの部分がありましたので、高野の1地区でこれを実施するような形で、関係機関と調整をさせていただいたところでございます。

そのほかにつきましては、わなの貸与、または忌避スプレーの貸与というところの部分もございましたが、町としましては、特にその緊急性はなかったところでありますので、情報があれば、そちらにお示しするというところの部分と、町から要望させていただいたのは、やはり追い払い花火等々の、要は出沒があった場合に、それに備える対策の部分で要望させていただいたところでございますが、そちらについては、回答がまだ来ていないというところがございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 町として、そういったところに、誘引木伐採のほうに使うって行くんだとか、そういった方向性を今お聞きしましたので、今後、やはり関係団体の人からのもちろん要望等もあると思いますので、予算のほうは有意義な使い方ができるよう、ぜひ検討のほうを進めていっていただければと思います。

そこで、②のほうに移らせていただきます。

有害鳥獣の解体処理施設の整備の必要性はということでの質問をいたしました。

南会津町において、鳥獣の捕獲実績ということで、頂いている資料によりますと、やっぱり令和4年度、全体としまして899、これは猿、鹿、イノシシ、熊の合計ですね。令和5年度には1,089、令和6年度には1,553と、着実に捕獲実績、個体数が増えてきているのが分かります。

そういった中でも、特に鹿の駆除数が上がっているというようなデータなんですけれども、やはりこれまで、かなり解体処理に係る手間がかかるという話も、私、直接お聞きしてきました。そういった上で、今年度、県のほうで行われている指定管理、そちらの実績報告の変更点がありまして、どのような変更だったかといいますと、これまでは、焼却処理施設が発行する計量表、それに加えて埋設写真の添付、そちらも必要だったわけなんですけど、その2点が今年度から要らなくなったということで、これは県の指定管理のほうなので、当然町のほうは、これまで同様、その2つも必要というようなことになっております。

県のほうでこの2つ、事務手続の簡略化ということではいいかと思うんですが、実際にこう

いう変更によって、何が生じる可能性があるかということ、やはり処分において、明確な根拠がなくなっていますので、結果的にそういう事例があったということで、私は報告受けているわけではないんですが、尻尾を切って提出すればいいということで、個体自体を埋設しなかったりですとか中途半端な状態で処分をされている、そういうケースが今後増えてくる可能性があるんじゃないかということで、不安に思う方々もいらっしゃいます。そういったものに対して熊ですとか、ほかの鳥獣が呼び寄せられるということも、実際にほかの地域であるということも聞いております。

そういった中で、やはり駆除の手間を減らすということを考えたときに、解体処理場の整備、それが整備されれば、かなり助かるというような声があった中で、今回この質問をさせていただきました。

また、産業建設委員会で宮城県の蔵王町に視察に行っておりますので、その件も踏まえて、今回の一般質問の内容としたわけなんですけれども、答弁の中には、整備費用が高額になることが想定されるというようなことで、実際に宮城県の蔵王町では、土地は町有施設ではあったんですけれども、新たに建てたということで、総事業費は大体1,700万円ほどかかっております。研修の報告の中にも記載はあったかと思うんですが、実際には宮城県の鳥獣被害防止総合支援事業というものを活用したり、特別交付税措置等を利用して、町の負担は200万円以下に抑えられている状況です。

新たに造っても、このぐらいの費用で抑えられているというような実例もありますので、私が提案したいのは、南会津町においては、これから町有の施設で使わなくなっていく施設が結構出てくるかと思えます。実際に集会所なんかも、もう使わないよなんていうことで返還を受けた実例も、昨年度でしたかね、あったかと思えますので、解体の処理場については、そこまで投資をしなくても、本当に水があって、つるせる状態でテーブルがあってとか、そういったお金をかけなくてもできることというのがかなりあります。そういった場合に、デメリットというのが費用以外で、どのようなことを町として想定されるかお尋ねいたします。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

先ほど、蔵王町の実例の部分がありましたが、処分方法につきましては、おおむね3方式程度あるかなというふうに思っております、まずは生物処理による減容施設というところと専用の焼却施設、または、我々のようなところでいえば、混焼施設というように、今の焼却施設に持ち込むというような方法があるかと思っております。

南会津町につきましては、やはり広域であるというところの部分なので、解体施設が1か所でいいのか、場合によっては4か所というような、各地域ごとにあったほうがいいのかというところの部分では、蔵王町とはちょっと違うのかなというところがありますので、そこにつきましては、やはり猟友会のほうと意見調整をしながら、どのような形がよろしいのかなというところの部分で検討させていただきたいと思っております。

また、福島県の特例としまして、放射能の関係で、基本的には出荷制限があり、できないというところの部分で、摂取ができないというところの部分もありますので、そこを踏まえて、今後の処理方法について検討してまいりたいと考えております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 宮城県の蔵王町のほうも、やはり南会津町、福島県内と同様に、放射能の関係で出荷、そういったことができないといった意味で、視察の目的とも合致していたということで行ってきました。

やはり猟友会の方々とのそういった意見交換の場というのが、これまではそんなになかったんではないかと、私自身、把握しているんですが、そういったことを今後、猟友会の方々と話し合いをぜひ持っていただいて、じゃどういう在り方がいいのかとか、こうしたらいいんじゃないのかというところを少しずつ話をしながら、それが地域に一つずつ必要なのかとか、例えば東部と西部で1個ずつでいいのかとか、具体的なそういった話まで進んでいけるようであれば、今後、もう少し有害鳥獣の駆除に対する負担というのが軽くなって、また若手が入ってきたりとか、そういったことにもつながるかと思っておりますので、ぜひその辺の協議を進めていただきたいというところがあります。

実際に宮城県の蔵王町に関しては、処分の方法、焼却のほうに関しても、やはり持込み、そういったところの制限を考えた場合に、今回ほかの議員の方も質問されるので、そこまで深くは質問しませんけれども、焼却場へ持ち込める時間ですとか、そういったサイズ、そういった問題があるので、実際に宮城県蔵王町のほうは、冷凍のストッカーを処理場のほうに設置しまして、そこに通常の回収業務の方が、近場のごみの集積所を通った際に通っていただくというような、そういったところまで、細かいところまで、お金かからないようにということで検討されていたという例もあるので、そういう具体的、細かいところというのは、もちろん猟友会と話し合いをした中で設置に向けていく、そういった中で話し合うべきことだとは思っておりますので、そのあたりについても今後、意欲的に取り組んでいっていただきたいと考えております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

今ほど、産業建設委員会の先駆的な取組の事例を紹介していただきました。蔵王町では地域の課題ということで捉えて、一步踏み出した取組をされているなというふうに、報告書を見て私も感じたところでございます。

今年の熊出没を考えたときに、やっぱり相当、猟友会の皆さんにはご迷惑かけたなというふうに思っておりますので、町として、どういう方法がいいのか、どういう方法が可能なのか、その財源はどこにあるのか、そういったことを含めて、担当課において検討を進めるように指示をしたいと思っております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 大きな2点目のほうに移らせていただきます。

高齢者の健康支援の充実はということで質問させていただきました。

答弁の中に、身近な通い場についてということで、地区によって実施の有無ですとか活動の内容に差が見られるということで、実際には人口の規模といたしますか、必要とされる方の人数が少なく、実施していない地区ももちろんあるかと思うんですが、そういった場合に希望があれば、隣接した地区のサロンですとか、そういったところに参加できるというような状況になっているのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 お答えいたします。

私が把握している部分では、やはり地区ごとの取組になっておりますので、例えばほかの隣の地区まで声をかけるという事例は、あまり聞いたことがないかなというふうに思っております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 実際に実施していない地区において、そういったものに参加したいというような声は、これまであったんでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 かつて地区で健康づくりの活動ですとかしていて、コロナで活動が停止してしまったところで、やはり復活したいなというような声があったというふうには聞いております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 利用したいのに利用できないという状態があると、やはりその方にと

っては、とても残念なことに思えますので、地区単位ということでやっている以上、なかなかよその地区までということは、確かに難しいところがあるのかもしれませんが。ただ、そういった方々をなるべく出さないように、もちろん取り組んでおられるとは思いますが、関連して、②のほうも併せて再質問させていただきたいと思います。

県立医科大学と南会津町においては、一応調査研究について、協定を結んでいるというような答弁がありました。総合健診の際に、アンケートや体力測定ということで、体力測定に関しては具体的にどのような中身で行われているのか、それとも総合健診に来た方全員がやっているのか、そのあたりの状況はいかがでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 これは健診、国保加入者の40歳から74歳までの方、それから75歳以上の方は、基本的に全員が対象になっておりまして、ここにありますように、ロコモティブシンドロームという点での調査になっています。これは、立ったり歩いたりする機能が低下していないか、そういった機能の低下の測定になっていますので、それに関するものですね。あと握力ですとか、そういったものの測定をしているというふうに考えております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 その測定をして、もちろん結果が出ると思うんですが、それに対しては、結果を出して終わりなのか、何かその場で県立医大の方の説明があって、こういう結果が出たので、こういうことをしてくださいねというところまでフィードバックされているのか、その辺の状況はいかがでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 この福島大学の取組は、その年のその場での状態だけではなくて、年度の変化を見ていくものですので、そこでの変化があれば、当然リスクの高い人には、それなりのお知らせをするというか、そういったことはしているように思っております。

以前に、どういう傾向があるかというのの報告があった際には、認知機能が軽度に低下しているですとか、ロコモティブシンドローム、体の機能が若干落ちている、それから、社会的フレイルといいまして、家庭環境の変化から、社会的に孤立してしまいそうなリスクのあるところが見られるなどということでもいただいております、ただそれも、後戻りができる、回復できるような状態なのでということで、そこは多分個別に、リスクの高い人には当たっているというふうに思っております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 年を追っての調査ということなんですが、そうすると、やはり同じ対象者は必ず、何年か続けて受けているという状況で間違いないでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 失礼しました。先ほど福島大学と言ってしまいましたが、県立医大の誤りですので、訂正いたします。

それから、先ほど申し上げたとおり、国保加入者の40歳から74歳、それから75歳以上の方は、全員が調査の対象になっていますので、それは年を追ってデータを収集しているというような状況です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今回、私、質問の中で、介護予防事業等を県立医大と連携している自治体ということで記載させていただいたんですが、具体的に言いますと、鏡石町と相馬市、そのこの2つが、やはり今回、今答弁の中にもあったんですけれども、体力測定会ということで、これは本当にイベントとして体力測定会を目的にやっております。鏡石町に関して言いますと、ここ数年続けてやっているということで、大体3回に分けて40名の定員で行っていて、今年度に関しては、全て定員を満たして好評だったという話を聞いております。

やはり中身としましては、恐らく南会津町でやっている内容と、そんなに違いはないかと思うんですけれども、結構時間が長いので、多分、南会津町でやっているものよりも細かくやっているのではないかと推測はできるんです。中身としては、脳の元気度、血管年齢、バランス機能、歩行機能、転倒のリスク度をチェックするですとか、筋力と呼吸、口腔機能、嚥下能力を見るとか、そういったことに対して、当日結果が出て、先生のほうから一人一人に、こういうことを結果を踏まえて、今後やっていっていただきたいというような話までフィードバックされるというような事業を行っているようです。

これが、浜通りでは相馬市、中通りでは鏡石町、少しこういった規模の大きいものを、まだ会津でやっていないということで、実はこの事業に私の友人が関わっておりまして、会津で南会津町どうだろうというようなお話があったので、今回質問させていただきました。

実際には、先ほど、国保加入者の方に関してはやっているということなんですが、それ以外の対象にならない方も踏まえて、今後こういった、少し大きめの体力測定会といったような形で開催してはどうかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 本町で行っているのは、議員おっしゃられるように、そんなに大規

模なイベントではございませんので、健診時にプラスして検査をするというような内容になっております。

議員から提案いただきましたので、後でいろいろ教えていただいて、内容については持ち帰って検討したいというふうに思います。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 後ほど詳しく情報のほうを提供させていただきたいと思います。

もう一つ、明治安田生命との協定も結んでいるということで、これは具体的にどういったタイミングで、どのような方が対象となっていて行われているのか、その点についてお伺いいたします。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 お答えいたします。

こちらは、サロン活動ですとか通いの場で、協定に基づいた事業を行いたいという申出があった場合に、その場に行ってやるもので、例えば血管年齢の測定ですとか、野菜の摂取量の測定ですとか、あとは、食事などで過剰に摂取した糖と人の体のたんぱく質が結びつくことで作られる老化物質の測定ですとか、こういったものを実施しているというふうに聞いております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 サロンですとか、そういったところというと、やはりこの協定自体が高齢者向けの協定ということなのか、それともそこまでこだわらず、若い人とかそういったところまで検討されているのか。今のお話だと、高齢者向けに、イベントに出向いてやっているというような認識なんですけれども、その点いかがでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 これは高齢者を対象にしたという狭い対象ではなくて、広く子育て世帯も含めて対象として実施しております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 理解いたしました。

この2つ協定を結んだ中で、ある程度、南会津町における健康状態の傾向とか、そういったものが結果として出ているかと思うんですが、町として南会津町、現在の健康状態、それにおける課題というのは、どんなことが主立ったものであるか、その点について認識、どのようにしているのか、お知らせいただきたいと思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 私としては、塩分の摂取が多いんじゃないかなというような、それが課題だと思っているんです。東北地方全て課題になろうとは思いますが、塩分の摂取量をいかに少なくして、腎臓疾患ですとか高血圧ですとか、そういったものを防いでいくかというのが、大きな課題だというふうに思っております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 塩分に関する取組は、よくスーパーマーケットとかの中でも行われているのも、もちろん私も確認しています。やはりそういったところを町として発信して行って、町民の方に気をつけていただく。それによって健康を増進していただいて、医療費、介護費がかからないようにしていくというのが、もちろん理想だと思しますので、今後そういったところに、課題として分かったところに力を入れて行っていただきたいと思えます。

3点目のほうに移りたいと思えます。

町職員のやりがい向上に向けた研修等の充実はということで質問させていただきました。

答弁にあった中身ですと、あくまで、やはり業務に関する研修がメインなんだなということが、認識として私の中であるんですが、ここ数年、若い方の離職が目立つということで、度々議員のほうからも質問があったかと思えます。そこに対して、どういった対策をやっていくのか、それとも、なすすべがないなんていうことはないとは思いますが、すぐ効果が表れることというのはなかなかないとは思いますが、自治体によっては思い切った取組をして、現状を変えなくてはいけないという認識の下、通常のこういった業務の研修以外にも、自己啓発に関わる研修ですとか、本当にやりがいを生み出すために力を使っている自治体もあります。実際には、鎌倉市なんかでは、数年前から若い世代の方に、職場内での課題を出していただいて、そして、それを全体として課題解決に向けて動こうというような取組もやっているようです。

南会津町において、どういう状況かというのは、もちろん執行部側のほうがよく認識をしているかとは思いますが、やはり若い方たちが引き続き働いていける職場づくりというのが、最終的には町民の福祉の向上につながっていくと思えますので、今いる方たちを大事にするということが最重要課題だと認識しています。

そういった中で質問したいと思えます。

職歴、役職ごとの研修、もちろんそういったものもやっているということなんですが、係ですとか課、そういった、ある意味そこでの同じ職場、チーム単位での研修、そういったものを今後やっていってはどうかと思えますが、そういった検討とか試み、今後、町としてどのよ

うに考えているかお尋ねいたします。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

今ほど、チーム単位での研修というようなご提案がございました。

今回、町長の答弁にも入っておりますが、政策形成に関する研修のほうを今年度実施をさせていただきました。これは職層に、小さな単位ではなくて、一つのくくりというんですかね、主事、副主査ということで、ある程度若い方を対象にした進め方の研修、さらには、その上の年代であります主査、係長、主任主査クラスの方の政策体系の勉強というんですかね、SWOT分析を含めながらの仕事のやり方というんですかね、そういった形の研修をさせていただきました。ただ、今現在、ありましたとおり、チーム単位というのは今のところやってございませんので、今のところ職層単位ですかね、そういった形でやっておるところでございます。

長く勤めていただくことは非常に重要だと思っておりますし、今現在、研修でどう変えていくかというのも、実は手探りというんですかね、答えがない状況でございますので、そういった様々な取組も含めて検証させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 南会津町でも、チームビルディングツーリズム事業としてやっているということもあって、私も関わっているんですが、その中で、民間の来られる企業の方の話を聞きますと、やはりグループワークとか、同じ職場の人で協力して何か作業をするということに対する需要がものすごくあるなど、話を聞いていて思います。そういった個々の研修ももちろん重要ですけども、やはり一緒にやっていく人たちと、うまく組織を回していけるというところの研修も今後、本当に役場のほうでも必要になってくるのかなと思い、意見を述べさせていただきます。

また、若い人に限らず、これも全国的な流れなのかもしれませんが、管理職、責任を負う立場になりたくないという方も出てきているというような話もよく聞きます。それが南会津町においても、状況として、今同じような状況にあるのか、まだそこまでは至っていないのか、そういった点についてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

こちらも全国的な傾向と同じ傾向にありまして、係長、課長補佐、課長になりたくないという職員が、若い方に多いというふうには聞いております。

以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 職場に勤めていただいている若い方が、やっぱりやりがいを持って仕事に向き合ってほしいというふうに思っております。

近年、離職をされて次の役所に行ったり、別な道に行ったりする方が顕著になってきたなどということで、私自身もある意味、危機感を持っているところであります。その要因で何だろうと考えたときに、やっぱりハラスメントに対する対応も考えなくちゃいけないと思います。それは職場の上下のハラスメントだけじゃなくて、住民の方から寄せられる過剰な要求、過剰なクレーム、これが結構若い人からすると、体力を疲弊している、魅力のない職場にこれ以上いても仕方ないなんていうような話を私は聞いたこともございます。

それから、言いにくいんですが、議会の対応で課長が苦勞している姿を見ると、管理職にはなりたくない、そういう話も言われたことがあります。そこは当然、立場でやらなくちゃいけないんですが、若い人たちがどういう物の見方で職場に接しているのか。ここは、今まで俺たちがそうだったという発想はやめて、新たな視点での人材の育成をやっていかなくちゃいけないと、このように私は、改めて今感じているところです。

私になってから、若い職員を対象にして、CM大賞の取組を今やっております。部局を横断して南会津町の魅力を見つけて、それを30秒のCMに作り上げると。これは横のつながりの上で、非常に効果が出ているのかなと、このように思います。今議員から言われたやつは、それを職場単位でというようなことでもございますので、新たな視点として、やっぱり町として、人材の育成に努めていかなくちゃいけないということで受け止めたいと思います。

また、外部人材を招致しての生きがいづくりだとか、自己啓発だとか、そういった今までやっていない研修に一步踏み出すというようなことも、必要な時期になってきているのかなと、このように感じているところであります。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 CM作成については、私もCMのほうを見させていただいて、とてもいい取組だなと思います。やはり横のつながりというのもとても大事だなと、特に若い世代に関しては思いますので、ぜひそういった取組を今後も継続して、そしてプラスで、さらなる職場での取組というのも行っていただきたいと思います。

今、町長の答弁の中にありましたように、やはりカスタマーハラスメント、恐らく当町だけじゃなくて、ほかの自治体でも、それこそ今回の熊被害に関しては、かなり秋田県のほうなんかは苦情がいつているなんていうことで、そこに対して、やっぱり首長のほうでどういう対策を取るかというのも、もちろん重要だと思います。

実際に、恐らく南会津町に関しては、そういったカスタマーハラスメントをしているという認識の方がそんなに多くないというか、そういった話も正直あまり聞かないので、そういった意識がないままに苦情を言っているというところがあるのかなとも思うんですけども、そういったところに関して、実際に職員の方がそういう対応に困っているということであれば、ある程度そこに対して、町民の方に対する訴えかけといいますか情報の開示、こういう事例があるのでということで、職員側を守るような対応も必要なのかなと思うんですが、そういったことに関して、検討はいかがでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

少し取組が進んでいるという状況ではございませんが、ハラスメントに関する対応マニュアル、そういったものも整備しなければならないというふうに考えてございます。

また、町民からだけではなくて、町外からの電話によるハラスメントもかなりございます。そういった対応も含めて、基準というんですかね、町の基準が必要かというふうに考えているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 マニュアルの整備、もちろん大事だと思うんですが、やはり電話を受けた本人も、どういった対応をしていいのかというのは、すごく困ることだと思うんですね。なので、それを早急に整備していただいて、皆さん同じような対応を毅然とできるような状況の整備が急がれると思います。

実際に、そちらのほうを早急に進めていただきたいという気持ちもありますし、やはりそういった町内ではなく、町外からもあるということで、町民と町民でない方の対応というのももちろん変わってくると思いますので、そのマニュアルの策定、もちろん策定している自治体も幾つか私も見知っておりますので、そのあたりをもちろん町として、今後職員を守るためにも、早急に進めていっていただきたいと感じています。

町のこれからの業務を担っていく役場職員の方々が、やりがいを持って仕事に取り組めると

ということが、最終的にはやっぱり住民の福祉のほうにつながっていくと考えておりますので、ぜひそのあたり、町職員の方へのこれからの環境整備ということを切に望んで、私の一般質問を終わりたいと思います。

○山内 政議長 答弁はよろしいですか。

○6番 渡部裕太議員 はい、大丈夫です。

○山内 政議長 終わりでもいいのね。

以上で、6番、渡部裕太君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は午後2時30分とします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時30分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 芳 賀 正 義 議 員

○山内 政議長 2番、芳賀正義君の登壇を許します。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 議席番号2番、芳賀正義。

通告書により、ただいまから一般質問を行います。

本議会一般質問初日の午後の後半であります、少しの間時間をいただきたいと思います。

質問は3点になります。

1点目、令和8年度予算編成の基本的考えは。

本町の予算編成は、国・県の動向を勘案し、限りある財源の中で、重要施策実現と経費節減の事業の選別化と合理化、それに厳しい物価高騰などについて、適切な町政運営を配慮するものと考えられます。

そこで伺います。

①予算編成の特徴について。

②町内の経済活性化と雇用の確保について。

③町の集落（行政区）の支援事業の増額について。

2点目、会津縦貫南道路第5工区の工事進捗状況と前後の関連工事は。

工事が進み、町民の期待が大きい中で、現在工事がどの段階にあるのか、念願の開通はいつ頃か先が見えません。国・県の仕事ではありますが、地元町として改めて質問します。

①早期開通に向けての課題について。

②第5工区工事の進捗状況について。

③4工区の進捗と第5工区の高規格道路から、一般道として町中心街へ接続するまでの一連の計画路線の具体化について。

以上、町長に答弁を求めます。

3点目、県立支援学校の開校に向けた町の取組は。

福島県立みなみあいづ支援学校が来春開校に向けて、工事も進み、学校説明会、教育相談会も済んでいると聞きます。県の事業ではありますが、地元の町として、間近な開校に向けて、学校の概要と町の取組を伺います。

①当学校の予定の学年別生徒数と教職員数について。

②学年交流・地域交流、学校の特徴について。

③町として、学校後援会活動と通学の支援の考えについて。

このことについては、教育長に答弁を求めます。

以上で壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 2番、芳賀正義議員のご質問にお答えいたします。

初めに、令和8年度予算編成の基本的考えはに関する1点目、予算編成の特徴はとのおただしでございますが、10月に実施した当初予算編成会議において、私から職員に対し、新たな未来へのチャレンジによる持続可能なまちづくりを基本方針とし、8つの重点施策を示すとともに、職員一人一人が町の財政状況を再認識し、様々な財源を活用しながら、社会経済情勢の変化や地域課題、多様化する住民ニーズに対応した施策を実現できる予算の計上を指示したところであります。

なお、8つの重点施策の内容ではありますが、1つ目は、結婚及び子育て支援施策の推進と移住・定住対策の強化。

2つ目が、新産業・企業誘致による雇用創出と事業承継の支援。

3つ目が、地域資源の磨き上げと交流人口の拡大。

4つ目が、会津田島駅周辺及び国道289号バイパス沿線施設との連携による中心市街地の活性化。

5点目が、地域振興作物の推進と森林資源の活用による農林業の持続的発展。

6つ目が、安全・安心で快適な生活基盤の整備。

7つ目が、地球温暖化対策と持続可能な地域づくりの推進。

8つ目が、公共施設の効率的な管理運営と将来を見据えた行財政改革であり、現在、予算編成作業を進めている段階でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の町内の経済活性化と雇用の確保はとのおたただしであります。初めに、町内の経済活性化については、本町の強みである農林業や観光資源を生かし、地場製品の販路拡大、観光誘客と滞在型観光の推進、商工業者の設備投資や事業承継への支援などを一体的に進めることで、町内の消費と投資の循環を高め、物価高騰の影響を受ける事業者の経営基盤強化と地域経済の底上げを図ってまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、雇用の確保についてであります。町内事業者による人材育成や働きやすい職場環境づくりへの支援を進めることで、若年層をはじめとした就業機会の確保と安定した雇用の創出に努めてまいります。また、人手不足への対応として、合同企業説明会や合同就職面接会を引き続き実施してまいります。これらの取組を通して、就労環境の改善が進み、事業者の人材確保につながっていくものと考えております。

なお、これらの取組に関する令和8年度の予算額については、現在予算査定中であることから、具体的にお答えできませんので、この点についてはご了承いただきたいと思っております。

次に、3点目、集落支援事業の増額はとのおたただしでございます。予算編成に当たりましては、議員のおただしにもありました、限りある財源を効果的かつ有効に活用することが重要であると認識をしております。このことから、福祉や教育、観光、農林、建設産業など、多角的に現状を見極めながら予算編成をするため、現段階で増額につきまして明言することはできませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、会津縦貫南道路第5工区の工事進捗状況と前後の関連工事には関する1点目、早期開通に向けての課題はの項目と、2点目の5工区工事の進捗状況はとのおたただしであります。関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

会津縦貫南道路第5工区の田島地域の工事進捗状況といたしましては、現在、下櫃ヶ島地区

の盛土工事、管渠工事、擁壁工事及び田部原地区の土砂仮置場等の工事を実施していると伺っております。

早期開通に向けての主要な課題といたしましては、道路計画地が国土調査未実施地であることから、公図と現況に大きな差異が生じております。このため、法務局や地権者からいただいた意見により、用地を確定するに当たり多くの時間を要していると、このように聞いております。

次に、3点目、4工区の進捗、5工区から一般道の町中心部までの一連の道路計画の具現化はとのおただしでございますが、4工区の進捗状況といたしましては、現在、国直轄権限代行事業の湯野上バイパス工事が行われておりますが、事業区間中の3本のトンネルのうち1本は完成し、1本は5割ほどの進捗、残りの1本についても今年度中に工事着手するなど、橋梁工事を含め、大規模構造物は全て年度内に着手されると聞いております。

5工区から一般道の町中心部までの一連の計画路線の具現化についてであります。一般道である（仮称）田島インターチェンジから国道121号との交差点区間を5工区の一部として事業を進めており、現在、地権者等に対して道路計画を説明し、事業用地の取得を進めているとの情報を得ております。以上のような中身でございました。

お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 私からは、県立支援学校の開校に向けた町の取組はについてお答えいたします。

1点目、学年別生徒数と教職員数はとのおただしであります。福島県立みなみあいづ支援学校の学校規模は、当初の段階では、小学部が10名程度、中学部が10名程度、高等部が15名程度の合計35名程度を想定していると伺っておりました。しかしながら、去る10月10日に福島県教育委員会から公表された県立特別支援学校高等部の募集定員において、県立みなみあいづ支援学校の普通科の募集定員が5名程度であることを町でも把握したところでございます。

なお、全体的な就学予定の児童・生徒数及び教員数について、福島県教育庁特別支援教育課に問合せをしたところ、生徒数・教職員数ともに未確定であるため、現段階では公表できないとの回答でありましたので、ご理解願います。

次に、2点目、学年交流・地域交流、学校の特徴はとのおただしであります。県立みなみあいづ支援学校では、併設の南会津高等学校の生徒と生活を共にし、交流や共同学習を行うこ

とにより、多様な価値観への気づきや自分自身を見詰め直す機会を創出し、豊かな人間性を育成することを目指しています。

また、南会津高等学校だけでなく、保育所や幼稚園、小中学校、地域の専門家、各種団体といった地域との交流及び共同学習を行うことで、南会津地域における共生社会の形成、いわゆるインクルーシブ教育の充実を目指していると伺っております。

この支援学校の特徴としましては、南会津地域の特別支援教育の拠点施設として、就学前から卒業後まで一貫した切れ目のない支援体制づくりを行うセンター的機能を有することが挙げられます。また、地域と共にある学校を目指し、南会津地域の豊かな自然環境を活用し、発達の段階に応じた屋外での運動や自然体験学習が予定されているほか、地元の農産品の理解を深める食育の推進や地域の自然、産業、伝統技能を生かしながら、卒業後の生活を考慮した作業学習なども実施されると伺っております。

その中で、できた、分かったという学ぶ喜びを実感できる教育活動としての体験活動や、児童・生徒一人一人の進路実現のための就業体験などを充実させていく方針であると伺っております。

次に、3点目、町としての支援の考えはとのおただしであります。後援会につきましては、設立の有無等について、現在のところ把握しておりませんが、設立された際には、近隣町村とも連携しながら、町としてできる限りの支援を講じてまいりたいと考えております。

通学につきましては、家庭と支援学校が連携して通学指導を行い、児童・生徒にとって最も安心・安全な通学方法を採用すると伺っております。

なお、通学バスの運行が予定されておりますが、通学バスへの乗車が難しい場合には、保護者による送迎や福祉事業所による送迎サービスの利用等が想定されます。

町としましては、現在、スクールソーシャルワーカーが中心となり、就学に向けての疑問や不安を取り除くことができるよう相談に当たっているほか、支援学校への要望等をみなみあいづ支援学校設置準備委員会へつなぐなどの支援をしております。

つきましては、就学後も家庭と支援学校とを結ぶ橋渡し役となれるよう、引き続き支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、再質問させていただきます。

1点目の件であります。①については、8つの基本的な考えをお示しいただきまして、あとその中で、現在予算編成中というようなことではあります。②のほうに移りますけれども、物価の高騰、町民への補助金と活性化事業等についてであります。これらについて、現在の予算編成上の考えではありますけれども、今の段階で予定していることはないかあるか、その辺をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

まさに今、予算編成中でございます。さらには国のほうの支援の中で、物価高騰への対応ということで、まだ金額が示されておりませんので、ここで具体的なことは申し上げにくいんですが、町民全員にわたるような支援策を検討していきたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、次に、②の中で、働く場所の確保、雇用の確保というようなことで挙げておりますけれども、予算の中に分かりやすく、こういうふうに明記していくことというのを願うことではあります。初日の議会の中の全員協議会の中で、町過疎地域持続的発展計画の素案の中に、新たなといいますか、前からあったのかな、ちょっとその辺はあれですが、高校を核とした地域人材育成事業というようなことで説明がありましたが、雇用定着については、高校生の就職・進学が非常に大切になってまいります。そう言われております。

8年度から、この計画の積極的な姿勢の実現を期待したいと思っております。いかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 まずは、ご質問いただいた中の高校生の働き先という点で、商工観光課からお答えさせていただきたいと思っております。

当課といたしましてはこれまでも、先ほど町長答弁でもございましたとおり、合同就職面接会、合同企業説明会を開催してございます。これも来年度以降、引き続き実施していきたいというふうに思っております。こちらにつきましては、高校生がより多く地元就職できるようにという視点を加えながら、現在行っております。

今年度につきましては、事業者32社が参加してくださいました。企業説明会には77人の参加がございまして、こちらのお大半は、南会津高校の1年生、2年生、3年生の生徒の皆さんが参加してくださいました。今年度の実績はまだないんですが、令和6年度は、ここに参加した高校生9名が地元就職したという実績がございまして。

したがいまして、こういった企業をしっかりと地元の高校の皆さんに情報発信をする、PRする、かつ、地元就職したい高校生が地元就職できるような機会を今後つくっていききたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 分かりました。

それでは、③なのですが、これについては集落からの希望ということもありまして、また補助の事業内容が、それぞれ所管が違うということもありますので、あえて質問をさせていただきました。

町の集落支援事業として補助金を増やし、集落の負担割合の軽減をした予算が必要になるということではありますが、支援事業の中に集落集会施設建設補助金、防犯灯設置補助金、ごみ集積所整備事業補助金、それぞれが50%あるいは設置費用の2分の1以内ということでもあります。これらを8割とかいうふうなことで上げていくことが、予算編成の中でできないか。

これについては、集落応援交付金というものも、また行政区にこの制度がありますが、その利用というようなことはあるとは思いますが、その中でも非常に、高齢化で集落の負担、戸数も少なくなり非常に負担が大きいということで、今申し上げているわけですが、それらについて、なお編成の時期ではありますが、お話しできればお願いしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 集落の補助基準の上限額のアップということかと思えます。

集落のほうで、確かに人口減少で、大変厳しい状況というのも理解をすることでございますが、今現状、町の予算の関係も、昨年度の決算を見ましても、経常経費が約90%に迫っている状況でございます。

安易に補助金の負担を上げるということは、町の財政状況も圧迫する可能性がありますので、そこは慎重にやっていかなければならない事項だと思っております。今現状、すぐに上げるということは、この場では申し上げにくいということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、2点目に入りたいと思います。

①、②というふうなことで、一緒でもいいんですが、主な課題の答弁の中で、道路計画地が国土調査未実施地域であることが、公図と現況の差異があるということでの答弁がありました。

あと、法務局、地権者からいただいた意見により、用地を設定するのに多くの時間を要しているというようなことでの答弁がありました。この内容について、もう一度説明をお願いします。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

今回の道路区間ですが、こちらにつきましては、加藤谷川から第二小学校までの山の区間でございます。こちら、山ということでございますので、国土調査も当然実施しておりません。その中で境界を確定するに当たりまして、なかなか現況の公図と山の境界の立会の実績のデータが合わないというところがございます。そういったところも法務局等のほうから指導を受けながら、境界のほうの立会をしているというふうに従ってございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 分かりました。

それでは、この道路の関係については、ある代表の方からも、地域の町から県への強い要望というようなことで、それと、地域性が地元にはあるというようなことがあります。非常に強い町から県へのアドバイスをもって早期工事に進むというようなことで、こういうふうをお願いしたいというようなことも話があるんですが、この件についてはいかがですか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

会津縦貫道整備事業の県と町と国の関係でございますが、こちらにつきましては、まず国は、直轄権限代行区間ということで、4工区の湯野上工区区間、さらには県においては、下郷町から南会津町の121号までの区間、こちらの5工区の区間ということで、県と国におきましては、今の工事の進捗状況等を共有しながら、今、地権者の関係もそうですが、地区のほうにもご説明をしているところでございます。

その中で、県においては、会津縦貫整備事業の関連事業といたしまして、高俣田島線の歩道の一部改良や道路の狭いところ、狭隘区間のところにつきましては待避所の設置等、こういったものも、今現在、事業化を進めるということで進んでございます。

さらには、町におきましても、農繁期でございますが、失礼しました。こちらは県においてですが、農繁期でございますが、櫃ヶ島地内の農道、こちら町道でございますが、町道を走るということで、こちらにつきましても、県のほうで待避所を設けていただけるというような工事を進めてございます。

いずれにいたしましても、地権者等の要望等も踏まえながら、地権者の了解を得ながら、町と情報を共有しながら、県と国のほうで事業を進めているような状況でございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 もう一つですが、非常にこういうふうには、5工区もそうなんです、工事が部分的、部分的で、どうしても部分的にしか、こういうふうには工事の区間が見えないんですけども、その点、まとまったつながりのある工事ができない、これは県の工事なんですけども、その辺は町としてはどういうふうに見ておられるのか、お願いしたいと思います。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

現在の工事でございますが、議員も知っていると思いますが、今、櫃ヶ島区域、こちらを中心に、田島地内では工事をしてございます。そちらにつきましては、来年度以降も継続的に、今現在の工事の連続していく工事というふうにお伺いしておりますので、しかしながら一方では、やはりどうしても、用地がまだ決まっていない場所等々もございますので、そういったものをまず確保しながら、県のほうでは事業を進めていきたいというふうにご考えておるところでございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、5工区の関係で、高規格道路の説明と、さらに水無川からの橋と、折橋地区までの一般道と、バイパス国道につながる工事があるわけでありまして、県のインターネットではそれぞれ載せているわけでありまして、町民にとってはなかなか分かりづらい、どこがどこまでどういうふうに進んでいるのか、その辺が分かりにくいんですが、それでどのように、こういうふうに分かりやすく、これから情報提供したり、また示す広報を積極的に進めるべきかなというふうには思いますが、いかがですか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

情報の提供のほうにつきましては、国におきましては、まず4工区の部分で、国直轄の湯野上バイパスの工事の進捗状況でございますが、まずこちらにつきましては、国のほうが定期的にホームページを更新してございまして、ちょっと見ますと、3か月に1回程度更新をしているようでございます。その中で、2号橋から6号橋まで、さらには2号トンネル、3号トンネル、4号トンネル、こちらが分かりやすく図示化されてございまして、分かりやすいような進捗状況が見られるような状況になってございます。

県の5工区部分につきましては、こちらは7月に長野地区で説明会等を開催しまして、実は昨日でございますが、昨日6時半から長野地区の長野研修センターのほうで説明会を開催させていただきまして、長野地区のほうには、今年度、令和7年度の工事の進捗状況、さらには令和8年度の工事の予定等につきまして、ご説明をさせていただいたところでございます。

ただ皆さん、こちらについて、長野地区以外の部分の地域に関係する住民の方々に周知する方法につきましては、今後、やはり周知する方法といたしまして、調査研究する必要があるかなというふうに考えてございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 分かりました。

それでは、3点目の県立支援学校の開校に向けた町の取組であります。

先ほどもありましたが、長い間の関係者の皆さんの念願の開校ということに、今準備して、4月に開校の予定でおるわけですが、計画の段階では白河地区の予定から、現在地に至った経緯もあるわけですが、南会津高校の敷地と建物の立地の好条件の中で学ぶということは、将来に夢と希望が持てる学校かなというふうに思います。今の予定、学校の新設などほとんどありませんので、その中で開校するという事は、みんなで町一丸となって応援していかなければならないというふうに、私、地元としても、こういうふうに考えております。

それで、定数であります。定数は先ほど、満たないというようなことでは、ここにあるようではありますが、定数にまじりかなくとも、皆さんに選ばれる学校づくりということで支援していくべきだと思いますが、定数については今後、先のはまだちょっと未定の部分も、初めてなものですから、あると思うんですが、その辺についてはどういうふうに見られているのか、直接ではないですが、お聞きしたいなというふうに思います。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 まず、みなみあいづ支援学校なんですけども、主たる障害が知的障害である児童・生徒が対象というふうになります。高等部は、当初15名というだったんですけども、募集では5名ということなんですけども、実際今、高等部の場合は、会津支援学校だったり、また西郷養護学校だったり、そちらの学校のほうに行っていますので、そこから転学というか転校するような形になりますので、そういったことを考えますと、友達関係とか、また通学だとか、そういった環境が変わるといことも、ちょっと集まりにくい状況だったのかなと、そんなふうに感じています。

ただ、小学部、中学部は初めてですので、小学生、中学生が入ることになりますので、ある

程度の数は、具体的な数字はちょっと言えませんが、そんな形になるのかなと、そんなふうに見込んでおります。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、③のほうになります。後援会の、高校でも実施している支援でありますけど、同校に支援としては、南会津町内と郡内からの生徒さんの通学も考えられますけども、それらの事情を地元の町として、協力していく考えも必要かとは思いますが、県立高校の県立の関係があるものですから、それらの通学の関係の支援とか、その辺については、あと下宿とか、そういうこともここにあると思うんですが、それらの支援の考えはどのように町として考えるか、質問したいと思います。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 答えいたします。

バスにつきましては、学校に入る子供たちが決まれば、その生徒を乗せてくるルートが必然的に決まりますので、今、どこから何人乗るという内訳まで分かりませんが、県のほうで事前に、只見町からとか下郷も含めて、通学バスの運行を予定しております。

なお、基本的には県立学校でありますので、バスにつきましても県のほうで確保といいますか、用意するようになるんですが、先ほど教育長答弁にもありましたように、場合によっては通学バスに、障害の程度だったり事情によって乗れない生徒・児童もいらっしゃるかというふうに思いますので、それらにつきましては、保護者の方と町とか相談に乗って、それを県につないだり、あるいは県として、そういったことはできないとか、そういった回答があれば、町としてどういった支援ができるかというのを内部で協議いたしまして、できるだけ保護者の方が安心して通学させられるような、そういった体制をつくってまいりたいというふうに考えております。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 了解しました。

あと、後援会の関係ですが、今、南会津高校では後援会というようなことで、町として支援はしているわけではありますが、それらの後援会への支援について、設立の場合というようなことでの話も聞いておりますけども、それらの通学のバスとか、後援会としてのまず支援をどのように考えられているのか、お願いしたいと思います。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 答えいたします。

教育長答弁でもありましたが、現在のところ、後援会については、町としては設立されているという情報はありませんので、現在把握してございません。

今後、入学者等が決まりまして、保護者等を中心に、さらにはいろんな、そういった支援団体の方々を中心になって、そういった組織が立ち上がれば、町といたしましても、そういった方々の相談に乗ったり、場合によっては、予算措置が伴うものについては予算措置していきなり、その都度対応してまいりたいというふうに考えております。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 あと、南会津町だけでなく、ほかの町からも、町村からもというようなことでの生徒さんになることもあると思いますが、それらでの宿泊といいますか、下宿をする場所の提供とか、そういうようなことまでの話は、今のところはないわけですか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 答えいたします。

寮等については整備しないというような形になっております。下宿等につきましては、町内にそういった受入れ体制ができていのかどうかという問題もございますし、障害の程度によって、そういったのが可能なのかどうかという部分もございますので、現在のところ、把握していないような状況でございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 分かりました。

今後の推移を見ながら、ひとつご協力、ご支援をお願いできればというふうに思います。

以上で終わりたいと思いますが、なお、通告には入っておりませんが、町として、学校周囲の環境整備と安全化のために、通学路の歩道落差解消とか歩道拡幅とか、それらの整備も予定を考えていただければ、周りとしては非常によろしいかなというふうをお願いをしまして、質問を終わりたいと思います。

以上で全ての一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、2番、芳賀正義君の一般質問を終わります。

ここでスクリーン表示の準備を行いますので、準備が整うまでしばらくお待ちください。



◇ 湯 田 哲 議員

○山内 政議長 次に、13番、湯田哲君の登壇を許します。

13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 議席番号13番、登壇順序に従いまして、一般質問を開始いたします。

1、南会津町移住・定住促進団地（仮称）による持続可能なまちづくりは。

昨年6月議会での「分散から寄り添い助け合い生活できるコンパクトな町の実現は」で、町長は、生活機能を集約して効率化を図ることは、町の財政負担の軽減の観点からもメリットは大きいと認識しているが、その範囲への集約は強制できるものではないと述べ、次に、将来的に集約するエリアが形成されれば、誘導という形で、時間をかけながら集約化を推進していくこともあり得ると答弁している。

そこで、①番、南会津町人口ビジョンには、現在の本町人口約1万3,000人が2060年には、これまでの減少傾向で計算すると、約4,500人になると予想している。しかし、今後町が進める様々な施策により、5,800人の維持を目指すことになっています。35年後に人口5,800人が達成できたとして、その未来の町民が住んでいる住宅の分布予想は。

②総務委員会の視察では、北海道の上川町、東川町、両町の移住・定住、人口維持をメインとした魅力あるまちづくりの様々な施策や現状を見ることができました。上川町では、安心して豊かに暮らせる町を掲げ、上川町移住・定住促進団地宅地分譲という施策によって人口の維持・増加を図っています。これは、6月の町長答弁の集約するエリアの形成を具体的に実行している実例です。

本町も、集約するエリアの形成を進める南会津町移住・定住促進団地（仮称）により、人口維持・増加の施策を進める必要があるのでは。

ごめんなさい、ここで、申し訳ない、ぼおっとしていました。ぜひ見てくださいね、ちょっと細かいですけど、見つらいかもしれません、小さいかもしれません、ちょっと見てください。

これは旭川市ですね、旭川空港の近くの……僕もこれ、北海道はあまり見たことないんですけど、ここが旭川市ですね、飛行場がこの辺りにあって。僕がこれで示したいのは、東川町はまるっきり旭川市の、ほとんどこの平坦地のこの辺りにあるんですね。

僕が今回テーマに上げたのは、この街道を通っていくこの辺にある、ここが上川町です。山の真ん中にぼんとあります。位置関係だけちょっと覚えてください。山間地が上川町と思ってください。

これ、実は上川町をグーグルで見た図です。地域未来創造係長のほうに先日も電話して確認したんですけど、当時ここは1万5,000人の人口がいたのが現在は3,000人なんです。コメント

の中では、いずれ南会津町も減るのは予想するが、我々は3,000人でも頑張っているの、そんな悲観しないで頑張ってくださいなんていうことをいただきました。皮肉にも聞こえなし、我々はもうちょっと持ちたいと思うんですが。

この部分の町が、一つ聞いたのは、山間部、先ほどありました。上川町は1,000ヘクタールあるんです。我々は880ぐらいなんだけど、1,000ヘクタールで3,000人が住んでいます。何かというと、この上のこの辺りに1,000ヘクタールの山間部があるので、僕の予想としては、ほかにも山間部の中に住人いたのかなというので、ちょっと不安になったもので聞いたら、直接電話して聞きました。答えてくれました。実はこのエリアに、ほぼ1万5,000人が住んでいたんです。

どういうことかということ、今から70年近く前の洞爺丸台風というのが、北海道は大打撃を受けて、山林が何十万立米という原生林が倒れて、それを利用するためのウッドラッシュですね。それが全国から集まって、旭川市もそうですし、この上川町、そして東川町もその部分では、町がそんな形で、全国から人が集まって、新しいまちがぼんぼんできたらしいです。

ですから、ここでは八総鉾山みたいに、そういうので来たみたいな部分が同じく、ここにこういう1万5,000人を形成して、今3,000人になってしまったんです。ですから、この中にほとんど3,000人が住んでいらっしやいます。つまり、これをコンパクトシティとかと、後づけでいうのはありますけど。

もう一つ、これです。これ実は、そこの一番ズームなんですけど、私が今回質問したかったのは、この施策、住宅増というよりも、こういうこの部分が、実は先ほどの航空写真で見ると、家が住宅がこういうふうに住んでいながら、これ全部、ご存じでしょうけど、町道がこういうふうに通りながら、住宅が2軒、背中合わせでずっと並んでいるんですね、雪国ならではの。

要はどういうことかということ、我々のところは計画的に建てた町ではないので、要するに私道があって住宅があるとか、そういう、この町なかを見ても分かると思うんですけど、これぐらい町道が通りながら住宅が隣接しているという、グーグルで見たときの衝撃ですね。よくできているという町のデザインです。それを今回主張したかったんです。

見てください、これが東川町の建物です。この辺も現地で我々見ました。この内庭的な分は共有スペースで、雪が五、六十センチか1メートルぐらいしか降らないかもしれないんですけど、雪が降る場所ですから、雪は、町道は多分ドーザーで、町道ですからやるし、ここ、ご存じですけど、みんな車庫があって庭があって、車庫があって庭があって住宅がある。家は、車は多分、町道やったらそのまま出られるという形の、多分、僕は利便性としてはすばらしかった。

今度は東川町の、旭川市の、こっちが上川だったので、字が読めないんです、この辺り、この辺ですね。本当に旭川市とも平坦地です。

これ見てください。驚きですよ。これは東川町です。ここ陸続きで、旭川空港まで10分です。十何分で行っちゃう。そういう利便性のいいところで、人口増加・維持なんていうのは、僕に言わせれば当たり前じゃないかなと思って、これは、聞いていたらごめんなさい、失礼だとは思うんだけど、それぐらい、つまり住む環境のいい両町に関して、上川町は少し山の山間部ですけども、ああいう中に生活している3,000人がいらっしゃる。こちらは近郊ではあるけど、こういう、先ほどの拡大すると、同じことなんですけども、こういう碁盤の目のような形、これなんかも見て分かると思うんですけど、町道がありながら住宅があるという、こういうデザインをぜひ示したかったんです。

それで、この質問が入っていますので、これをちょっとイメージして、ぜひ後で再問させていただきます。そんな感じでした。

再問、先にいきます。

○山内 政議長 教育関係。

○13番 湯田 哲議員 失礼いたしました。慌てていますね、これで1時間終わっちゃうね。

2、子供たちのそれぞれの可能性が開花する学校、町の実現は。

最新人工知能（AI）の進化やインターネットの普及により、明治・大正・昭和の知識詰め込み型教育から、時代の流れとともに、教育の内容も学校の役割、先生の役割も大きく変化しています。

社会には様々な職業、様々な考えの人が生活しています。そんな社会の人々と子供たちが触れる機会が少ないように思います。社会の人々と触れることで、子供たちそれぞれの可能性が開花する、自分のやりたいこと、つまり自分の可能性を発見することにつながる機会になると考えます。

①職場見学、工場見学、職場体験などで、社会で働く大人たちの姿を見る機会がありますか。

②子供たちが様々な職業で働く人たちと触れるような機会、その人たちの話を聞くこと、おしゃべりをする機会などがありますか。

③先生が独自に、ぜひ子供たちにはこのテレビ番組は見せたい、学問にはこんな面白いものもあるんだなど、大学でしか勉強できないような学問に少し触れるような機会など、先生自らの考えで子供たちへ伝えるような先生独自の授業をしていますか。

壇上からは以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 13番、湯田哲議員のご質問にお答えいたします。

初めに、南会津町移住・定住促進団地（仮称）による持続可能なまちづくりはに関する1点目、町の人口ビジョンによる将来展望を踏まえ、2060年に町民が住んでいる住宅の分布予想はとのおただしをいただきました。現在、そのような予想は持ち合わせておりません。

今後、住宅の分布予想を作成している自治体の有無を含めて調査をし、将来的に町の政策や事業展開に当たり必要であると判断すれば、整えてまいりたいと考えております。

次に、2点目の南会津町移住・定住促進団地（仮称）により、人口の維持・増加の施策を進める必要があるのではとのおただしでございますが、一般的に分譲地は、生活インフラが整っており、商業施設や公園が近いなど利便性が高く、そうした土地が手頃な価格で購入できる点がメリットとして挙げられます。

現在本町では、民間事業者が分譲地を整備・販売しており、ご紹介いただきました上川町の先進事例が本町にも合致する事業であるかは、慎重な判断が必要になります。

町といたしましては、現時点において、議員おただしの南会津町移住・定住促進団地（仮称）の事業化は考えておりませんが、人口減少対策は重要な課題であることから、増加する空き家の利活用など様々な事業を連動させて、人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 私からは、子供たちそれぞれの可能性が開花する学校、町の実現はについてお答えいたします。

1点目、職場見学などで、社会で働く大人たちの姿を見る機会がありますかとおただしですが、各小中学校におきましては、キャリア教育全体計画に基づき、発達段階に応じ、地域や社会と関わる機会を設けております。

小学校では、生活科や社会科、総合的な学習の時間等を活用し、低学年での町探検をはじめ、中学年での消防署等の見学、高学年での農家や工場の見学など、地域の産業や施設を学ぶ機会がございます。また、高学年においては、職場体験などの活動も取り入れております。

中学校では、主に第2学年において職場体験学習を実施しており、生徒が地域内の事業所等で業務を実際に体験し、働くことの意義や厳しさを肌で感じる重要な機会となっております。

次に、2点目、子供たちが様々な職業の人たちと触れ合う機会を設けていますかとのおた
しでありますが、各小中学校では、1点目でも答弁しましたとおり、学校から外に出て交流す
る機会を設けているほか、子供たちが多様な生き方や価値観に触れられるよう、幅広い分野の
専門家や地域の方々を講師に招いた授業などを積極的に実施しております。

小学校におきましては、大学の非常勤講師による専門的な授業をはじめ、書道家や地域の伝
統芸能保存会の方々など、その道のプロフェッショナルから直接指導を受ける機会を設けてお
ります。

中学校におきましては、将来の進路を意識した活動として、美容師、税理士、救急救命士な
ど、実社会で活躍する様々な職種の方々を招き、講話や実習を行っております。

こうした様々な職業の方と触れ合い、その言葉に耳を傾ける経験は、子供たちが働くことの
意義を知り、自らの将来や生き方を深く考えるための重要な機会になっていると認識していま
す。

次に、3点目、先生の判断により、学問の魅力や専門的内容に触れさせるなど、独自性のある
授業を実施していますかとのおたしでありますが、学校教育におきましては、学習指導要
領に基づき、教育課程に位置づけられた計画的な教育活動を行うこととされております。その
ため、先生個人の判断だけで教科書等の枠を超えた授業時間を新たに設けることは、履修内容
の確保や学校間・学級間の公平性の観点から困難であります。

しかしながら、各学校では、教育課程の範囲内において、先生方の個性や経験を生かした指
導も行われております。例えば、道徳や特別活動の時間において、先生自身が感銘を受けた書
籍等を紹介したり、自身の経験を交えたりすることで子供たちの興味・関心を高め、人として
の在り方や努力することの大切さ等を伝えております。また、総合的な学習の時間においては、
先生の専門性や特技を生かしつつ、子供たちと共にテーマを掘り下げるといった工夫もなされ
ております。

今後も、学習指導要領の趣旨を踏まえつつ、先生方がそれぞれの持ち味や経験を教育活動の
中で発揮し、子供たちの好奇心を刺激するような魅力ある授業づくりを進めてまいりたいと考
えておりますので、ご理解願います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よ
ろしくお願いいたします。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 ちょっと早口でしたし、先ほどのプロジェクターの後半戦を表示し

ないで終わってしまったことがちょっと残念、心残りですが、先ほど私が、その部分でちょっと質問、最後の前に、先ほどのイメージ、多分まだ残像で残っていると思いますけど、あの後に、本町の町なかの航空写真のゲートルと、あとJ A通りの航空写真と、想像してもらおうと分かるんですけど、あの辺のカーブで、山丹とか松下の辺りのちょっとトリミング的なものとか。それで表示して、我々との町の違いをちょっと、ここには何が建つかということで説明したかったんですが、口頭で全然問題ないです。

先ほど、持ち合わせていないし、そういう計画もない部分ですね、要するにそういうビジョンというか未来像、35年後のこの町の具体的な配置、住宅がどうなっているか、そういう実際、行政のほうではまだ持ち合わせていないし、そこまでいっていないという答弁だったと思うんですが、いずれできることは、我々、本能的に想像しますよね。どこに家が建つだろうとか、今J A通りにある空き地は多分宅地だから、あの跡、何年かたてば埋まっていくだろうというのも想像つくし、6月議会で言われたら、町有地の部分で、優雅ですね、あちらの折橋方面のほうには、1,200だったか、あまり広くはないのがちょっと意外だったんですが、向こうのほうにいずれ南縦貫が抜ける状態でいえば、あちらのほうにも町有地は幾つかあったり、そういう意味では、あのバイパス沿いには住宅が並ぶだろうとかという、そういう推測なんです。

私が今回、これを特に主張したいというのは、移住・定住というよりは、この町の人口が減らない部分のプランというか、それを僕は今回主張したかったんです。それは何を言いたいかという、実は今日、9番議員にも聞きましたけども、私たちのルーツをちょっと考えてほしいんですね。町うちにいる人たちのルーツも考えてほしいんですよ。

なぜかという、例えば針生から、この町の中にいるうちの親戚、親戚は僕のうちはあまり少ないですけど、ほかの方だと、うちは3軒、4軒、町うちにいらっしゃるとか、栗生沢だと、9番議員もそうですけども、りんどう団地、かなりの人数が入っています。

そういう意味では、そういう方々、あるいは西部のほうから、方も入っています。それは皆さんご存じです。じゃ、彼もそうだな、彼も実家はあちらだなという。それは何かというと、自分の子孫というか家族が、永続的にここに住むというようなプランがあるからこそ、こちらに建てた。そして今、その部分が40年近くたつんだということで話聞きましたけど、つまり新しい住宅が40年たって、今でももちろん、その家はしっかりと残っていますし、この先もなるだろう。

先ほどの上川町というのは、歴史が70年近くしかありませんけども、今3,000人になっちゃいましたけど、あの碁盤の目の中に、ほかから呼んで、空港までは30分か40分、ちょっと遠い

んですけど、でも近いです。そういうところで、みんな、日本中から来ませんかというキャンペーンをかけながら、教育とかそういう部分の拡充を図りながら、魅力ある町をつくっているというわけで、政策をやっているんです。

僕は、どちらかという外部より、今回質問しているのは外部よりも、外部ももちろん同時進行なんだけど、我々が持続的に除雪支援で、私道が先だから除雪機を買って、自分たちで行かなきゃならない高齢者がいらしゃれば、その分は不便だけど、先ほどの町のデザインみたいな住宅、団地という言葉を使っただけで、町の設計ですよ。その青写真を今から段取りしたらいいんじゃないかしらということをお願いしたいんですね。

あの先ほどの旭川、上川町のデザインをイメージしたら、皆さんに本当に、何を言っているんだと言われるかもしれないけど、ああいうデザインで配置で初めて、町道があるから住宅がある、うちの前には雪がたまるけど、それだけで除雪が完了するというのに、今この町は除雪支援で、私道の分だったり屋根の雪だったりやっている問題は、その分は減っていくわけだから、そういう35年後の未来をイメージした町の計画が必要じゃないかと、その必要性に関してはどうでしょうか。それは自然の成り行きに任せていいんでしょうか。どう考えますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 まず、議員に確認したいと思いますが、以前の質問のやり取りの中で、郡部にある集落をまとめてコンパクトシティでやったらどうですかと言われて、私は、住んでいる人もいますので、意向を確認しながらできないんじゃないですかというふうにお答えしたつもりです。

今回の質問はその延長なのか、そうではなくて、新たな住宅分譲地を造って、よそからの定住を進めるべきなのか、どちらなのか、事前にお聞かせください。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 全くイコールのままですね。

僕はここの町は、やはりIターン的な分で魅力があるし、自然もあるから、昔、針生なんかにも、ログハウスが40軒か50軒建っていた時代もありますけど、それは一つの流れであって、それは時とともに変わり、彼らが高齢になって80になれば、雪を相手にできなくなったということで退席しながら、結果的には町の人口は減っていますよ、減っちゃったわけですよ。80歳になって旦那さんが亡くなる、娘さんのところに東京に戻っていくという方も大分、僕は、もちろん針生にいる人間なので分かるんですよ。

そういう繰り返しをするんじゃなくて、それもありだろう、同時進行だけど、今回も同じで

す。あのときもそうでした。要するに、そういう町並みの中に、ほかからじゃなくてこの、町長、言わせていただきますけど、僕は館岩なりの部分が全部こうよということを言っているんじゃないです。要するにその中でも、和泉田なら和泉田、南郷なら、山口もそうだけど、その中ではそこの集中で、やはり同じところに結晶化していくような形だと僕は思うんですよ。

ほかには、50キロ、100キロのところに1軒ぽつんぽつんとありながら、彼らは生きていますからね。なぜかといったら、それは、自分が農場で働きながら、収入得て生活しているわけだから、それはそれで完了しているんですよ。大きな除雪機を持って農場を守ったりしているわけだから、それはそれでいいし、僕がここで言いたいのは、一気にまとめるなんていうことは僕は強引に言っていないし、そういう時代がいずれ来るならば、いずれゆっくり、こっちに住むのじゃなくて、そういう段取りをして待っていたらどうだということを言って、住宅団地という言葉が正しいかどうか分からないけど、そこに分譲的に住民が移住する。

例えば、僕が9番議員を引用したのはどういうことかという、そうやってうちだって、針生の人間は、ここに住宅建てた人、商売やっている人もいます。そういう人は結局、針生から次男、三男、何男かで、そこに住んで家を建てて、なりわいとして生きて、要はそれが、東京に行ったらいなかったはずだけど、この町をこよなくその頃は愛していたわけだから、そこに行って家を建てて、ある1軒は、お孫さん12人かな、お盆にちょっと挨拶に行ったら、12人もいらっしやる。ここはにぎやかだなという町なかの住宅を見ました。すごいですよね。この人たち、多分その人たちが、お孫さんたち12人が、ほかに行くんなら別だけど、その家族の中がこの町の中で住むような場所の段取りを、お膳立てを今からしたらどうかということを僕は強調している、それだけは理解してほしい。

上川町みたいに、あそこのコンパクトは完成していますので、ほかの自治体からこう来て、子育てもいいし、すごい大自然です。すばらしく、いい子供も育つでしょうみたいなキャンペーンもあるけども、我々はここの人口が減らないために、お孫さんたちが出ていっちゃわないような形の住みやすい、その人たち、例えば35年たったら、生まれた小中学生が、五、六十歳の働き盛りの大人になっているわけですね、今、小中学生が。その子たちがここで住んで、この町並み、この住宅の中の、あるいは和泉田、南郷、館岩だったら、その住宅に集中しながら寄り添える、前回、寄り添えるという言葉が僕、使いました。寄り添えば、助け合うこともできるわけですよ。だから、その分をどうお考えなのか。今からやったほうがいいんじゃないかという提案なんですよ。

35年がいずれ、例えば僕、もう一個これ、まとまっていなくて、全体的で聞きます。ここで

民間ということを行いましたね、民間で住宅的なことはやっていますと言いました。でも民間で、考えてみると、りんどう団地なんかもある、若松の建設屋さんがやって、町道的なしっかりと道を造って、町道移管して、町道で町でやっているという、すごい成功事例ですよ。僕はすごく、いつもあれを思い出します。

あれができないかというんだけど、あれはあれで、入口がちょっと狭くなってますけども、ああいうブロックを折橋方面にも、ぼんぼんじゃなくて、それを僕が言いたいのは、民間というのはそれぐらいの土地を所有しているから、一本ですとんといかないと思うんですよ。それは町がその交通整理をしながら、じゃ、先ほどの航空写真を僕はイメージして、それは私有地もあるでしょうけど、そういうデザインで町でやっていきませんかというキャンペーン、イメージデザインをぜひしてほしいなという考え方なんです。この考え方としてはどうでしょうか。強引でしょうか、それは強制できないんでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 まず、総務委員会のほうで視察に行かれました上川町と東川町の取組、これをご紹介いただいたことには、心より御礼を申し上げますし、私も議員の一般質問を見て、少しホームページをのぞいてみました。やっぱり、よそから住んでもらうための仕掛けがしっかりできているな、その中には、議員がご紹介された移住・定住団地というものを一つの目玉に据えていらっしゃるんだなというふうに拝見をしました。

今、町の状況を考えますと、人口、死亡と出生の自然増減、これはどう頑張っても、死亡する人が多いというのは現実的でございます。一方、転入転出、こちらも今現在は、転出される方が多くて転入される方が少ないという社会の増減で、こちらもマイナスになっていると思います。

今後の町の手の打ちどころを考えたときには、よそから移り住んでもらう取組を町としていかなくちゃいけないだろうと、このように感じております。そういう意味で、今回、総務委員会のほうから頂いた資料、または議員のほうから質問があつて、私が見せていただいた両町の取組は、すばらしい先行事例になるというふうに感じております。

今現在、町の施策としては、町の区画整理事業、その中で、農協通りを中心に宅地が広がって行って、それが一つの町の若い人たちが住む場所となっているのかなというふうに感じているところであります。

議員はそこから一歩踏み出して、もう少し広い団地を町が取得して、そういったものに対する先行投資をしながらやってはどうかと、こういうふうな提案で受け止めてよろしいですか。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 まさにそのとおりです。町がやって初めてその分で、民間でやっている団地では多分、こういう形のデザイン、僕は知りませんよ、本当は聞きたかったですけど、こういう民間が既にやっているんだから、それでいいんじゃないかという、ある意味では行政は、これからどうするかはこの先のことだという話だけでも、それがもし今でも分かっているならば、団地できちゃったら、これはしようがないんですけども、団地デザインがあったら、そこにこういう道路を造りながら、こっちの民間はこっち向きじゃなくて、そこで町が、今言ったJA通りの部分はすんと、あんな真っすぐなのができて、1本また下がり、ましてや丹藤側にまた道造っている、あれ自体もやはり、あそこに住宅の分が並ぶだろうということで、いろんな区画整理の中の計画の一環でやっているんですね。

それをもっと青写真として鮮明に、今の折橋までも、折橋は今、かなり荒れている畑かな、優雅の向こうの話のイメージしています。要するに、インターチェンジから出口、南縦貫から降りた部分があそこに上がってくる形とすれば、あの部分も結果的には30年後には、100軒か200軒か僕は分かりませんが、かなりの住宅が人が住むでしょう。

それは、多分流れとしては、Iターンで東京、栃木、あるいは関西からやってくる人たちというよりは、この南会津町の全体の中の今1万3,000人いる中で、不便で雪が、これはちょっと語弊があります。今じゃ、そんなハンデがあってどうだじゃなくても、そういうところに借地するなら、そういうお膳立てしながら招く。町民の中の移住という言葉、これ言うと、またこれもおかしい。じゃ、今いる人は行けない人はどうなんだと、こういうふうになるんだけど、そうじゃないんです。それはそれで尊重してあげていいんじゃない。それは高齢で、間もなくそうやって、車もなくて生活しなきゃとなったら、車がなくても行ける場所に移るんだから、それを云々どうのというのはないじゃないですか、だから、その部分の考え方なんですよ。

そこまで民間はやっているけど、町がそこまで誘導しながら、よく官民連携といいますけど、その部分で町が誘導して、未来予想図をつくったらどうかという案でなんですけど、もう既に僕はやっていると思いましたが、今もやっている中の延長なんです。どうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 だんだん言っていっちゃることが分かってきました。

まず、理想論としてはいいと思います。そういった形で住宅団地を整備して、よそから移り住んでもらう、もしくは郡部に住んでいる方が自分のご意思で移り住んでもらうという、そういう発想はいいと思います。

その中で、やっぱり町が考えなくちゃいけないのは、それに対する投資、それから財政負担、これがどうなのかということ、それは無視にして、できないだろうなというふうに思います。

今ほど、上川町なり東川町の提案をいただきましたので、町としては将来的な移住・定住の一つの大きな柱として、考える余地はあるのかなというふうに、今、議員から聞かれて感じたところであります。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 イメージはそういうイメージです。僕は上川町の部分で、ああ、こんないい事業という感じじゃないです。電話して聞きました。これ、実は町営住宅の跡地を団地として今売っているんですよと。こんな前例あるんですかといったら、いや、今回は特別ですという表現で、電話で答えていただきました。

つまりすごく特例で、町営住宅の跡地を団地として使って、今回はこういう形で、これ外部の方です。これは町外でないと参加できないような区画のポスターみたいなんですけども、そういう意味です。そういう意味で、私たちが何とか、Iターンで雪が、じゃなくて、我々町民の中でそういうチャンスがあれば、ぜひそういう誘導をしてほしいということです。ぜひその辺はご理解いただきたい。

そういうのを今から進めるべきだし、時代の流れに任せるんじゃなくて、町がそこを誘導してあげたらどうかと私は思います。それで除雪費とかライフラインの維持が減るし、除雪が、先ほどの航空写真で見たようなデザインにするかどうかは僕は分かりませんが、ああいう形で、町道が背中と前に通っている、前だけ通っていて、全ての家が町道であるみたいなデザインは、やっぱり北海道ならではの、新しいまちが70年前にできたという町の歴史の結果なんだなと思って、ちょっとそこの部分だけはうらやましいです。

以上に関しては、町長も理解できたという形ですけども、やるとかじゃなくて、こういうデザインで町はぜひ進んでほしいと思って終わります。これは終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 議員の思いはしっかり伝わりました。できるかできないかは、やっぱりこれ、よく調査しないと、簡単にはゴーサイン出せないと思います。

今回、総務委員会の視察の中でも、本当にすばらしい事例だなというふうに私、拝見しましたので、町の今後の移住・定住対策どうあるべきか、一石を投じられたというふうに受け止めておきたいと思います。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 それでは、2番に移りたいと思います。

2番、全く抽象的で、いつも本当に教育長には申し訳ないと思うんですけども、これに関しては、やっているのはもちろん理解している、当たり前だと思っているし、答えの中にもいろんなプランとかプログラム、いろいろメニューを多分列挙していただきました。

再問として言わせていただければ、この中の、地元のいろんな方いますけど、具体的にはどんなのがあったのか。例えば②番の中でいうと、地元の芸能のほうは、これはもちろん歌舞伎とか何かの部分だと思うんですけども、その部分で実例があれば幾つか、例えば地元のそういう方を呼んでというところがありました、その辺で例が一つ二つあれば、お聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。分かる範囲で、一例二例でも結構です。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 お答えいたします。

地元の方でいいますと、郷土料理作りを講師になっていただいて、学校で学んだというような実例もございますし、あと児童・生徒保護者を対象に、大学の先生を呼んで食育等を実施したというのが、具体例として挙げさせていただきます。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 この部分では、僕は主張したいことがあったのは、子供たち、今回ノーベル賞を日本人で2人出ました。すばらしいことです。喜ばしいことですが、その中ですごく気になったのが、京大がどうか、トロント大学、カナダとマサチューセッツ工科大学かな、その部分の、NHKのちょうど番組があったんですよ。その中で、子供たちがどんなふうに育つかという部分をちらっと触れたので、それちょっと引用したいと思うんですよ。

なぜかという、子供時代に結局、ノーベル賞を取る一つの素材というか、出会いがあるみたいなことをちらっと言っていたような気がします。要するに20代、10代のあたりに、そういう知的な何か感動みたいなのがあって、結果的に74歳にもなってもらったりする知識あって、本当に人々の役に立つ大発明をしています、発見をしているので、いずれもらうのは分かっている人たちなんですけど、そういう意味では、そういう10代のことってとても大切だなと僕は思っているから、なおさらこのことは言いたかったことなんです。

何を言いたいかと、もう一つ、皮肉にも昭和・明治・大正の部分の詰め込み型じゃなくて、今は情報があふれていますよね。ですから、詰め込まなくて、なぞれば出てくるものだから、でもまだ、相変わらず文科省はそれをやっています。ある程度基礎知識は必要だから、やっているのも当たり前なんですけど、どっちかという、先ほど言った好奇心を育てるとい

答弁書にありました。とてもいい言葉です。

これに関して、教育長は、知識はもちろん大切で最低限ですけども、この出会って本当にあると思いませんか。彼らが言っていた、ノーベル化学賞の受賞者が言っていた子供時代の何か感銘したもの、あそこに土台があったみたいなことをちらっと言う方々が多い中では、教育の重要性は、どっちかといったらそっちじゃないかと思いませんか。詰め込みじゃなくて、どうでしょうか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 今、教育の潮流といいますか、探求学習というのがメインになっていまして、それとあと共同学習、みんなグループで探求していくということなんですけども、一番最初の探求、きっかけですよ。何に興味・関心を持つかということなんですけども、子供たちは、特に低学年だと図鑑が好きなんです。図鑑の中で鳥類とか恐竜とか、いろんな飛行機とか、その中で、例えばチョウの中でアサギマダラ、まさに2,000キロも飛ぶチョウなんですけども、そういったところのやっぱりきっかけというのはいろんなところにありまして、それを図書の整備とかいろいろありますけど、そこを教員がどんなふうに提示していくかという、そんなところがやっぱり大事ななと思っています。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 今回、議員全員に配ったデジタルワークスという41号のところの教育の部分に、ちょっとこんなのがあったんです。これをみんな、聞いたことあると思う。

教育は受け身の学びから、子供が身を乗り出し、本物の学びへの転換をというタイトルがちょこっと、中間ぐらいのフォントで書いてあったんですけど、もっと身を出して、興味で、それは先ほど言った4番の部分の好奇心がという教育長の答弁の中にあった部分であり、僕は可能性がという表現よりは、どっちかといったら、好奇心のほうがはるかに可能性があるような言葉なので、可能性というのはちょっと失敗したかと思っているんだけど、可能性もやっぱりその頃に目覚めるんだと僕は思って、可能性という言葉使ったんだけど、そんな意味では、こういう授業を先生方にしてほしいなと思っているんです。

それで、忙しいとか、いろんな教育カリキュラムの中のあれがあるからというのは、文科省の指示だからそれは仕方ないし、ここ独自にやったらよかんべといたって、それはもちろんそんなのはできないのも、教育長の立場上なのか、不可能でしょうけども、その分の、ここに本当に書いてありますね、先生方それぞれが持っている個性を使った教育活動の中で発揮したいという、進めたい、発揮できるような教育をさせてあげたいという、教育長が公言している

ならば、ぜひその辺にもっと、カリキュラムのあれはさておいてでもいいから、それをやった上にプラスアルファで、もっと比準を強めたらと思うんですが、その辺はどうなんですか。やっぱり指導要領のあれで、どうしても退けない壁なんではないでしょうか。その辺はどうなんですか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 やっぱり学習指導要領の、これは準拠するということなんですけど、要するに全国、北海道にいても沖縄にいても同じ教育内容を教えるという、これは大原則でありまして、例えば数年前に未履修問題というのがありましたよね、高等学校の情報1をやらなかったと。それは全国的に大きな問題になりましたね。

やっぱり、指導内容のところをやらないとなると、未履修というような形で非常に大きな問題になってしまいますので、それは全てクリアした中で、そういった好奇心を、先ほど言った探求学習ですね。それが可能なところは、総合的な学習、高校では探求学習というんですけども、そこの中では非常に可能になってくると思います。

その中で、子供たちに課題をいかに引き出すか、今ここでいう南会津高校だと、南会津学ということを行っていますけども、小中学校もそれに連なっていくような、例えば歌舞伎を研究したりとか、または南郷刺し子を勉強したり、それが高等学校で、もっと深い探求学習につながっておりますので、そういったところのきっかけづくりを、やっぱり小学校も中学校も、その段階によってはいろいろあると思いますが、その教材を、教材というか、そういったものを投げかけるのは、やっぱり小学校で一番身近な学級担任になるかと思いますが、例えば、湯田哲議員は、宇宙というか、そちらのほうもやっていますけれども、ああいった宇宙関係の銀河系とか、そういったDVDもありますので、そういった月との、そういった勉強もありますので、そこにかけて、そういった宇宙に関する興味・関心を引っ張っていくというか、そこで理科の専門の教師だったら、そういったところに子供たちに働きかけていく、そういったところが教師の個性。または文学だったら、宮沢賢治のものを、「やまなし」という教材ありますけども、そこから発展的に「よだかの星」とかいろんな、「銀河鉄道の夜」とか、そういったところに発展できると思いますので、それぐらいの教師の専門性が、そういった中で総合学習だったり、高等学校の探求学習ですかね、そんなふうに考えています。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 答弁の中に、ちょっと気になったのは、履修学習の確保、学校間の公平性に欠ける可能性があるという表現が多分あった。これはとても残念ですね、この表現。

何より、この文章はこうですよ。先生が教える内容が変わったら、学校間、教室間の差ができるから、それはまずいだろう。極論で言えば、その裏を返せば、すごくユニークな、ユニークな先生がどんな先生か僕は知りませんが、その先生になったら、何かすごい子供がぎらぎらしちゃって、そのことを研究し始めちゃったとするとしたら、それは結局その人、その子供の感性が目覚めたかもしれない瞬間をその先生が起こした瞬間に、ほかは起こしていないからそれが差になるという公平性の差に関して、言葉をこれを使ったのは、僕はちょっと間違いじゃないかなと、間違いじゃないのかな。

つまり、先生方はそれぞれ個性あるわけだから、あの先生によって目覚める人もいれば、この先生によって目覚めないけど、この先生には目覚めるということはあるわけだから、学校間格差になる、内容によって差ができちゃうんじゃないかというその不安が、この表現は僕はちょっと間違っているんじゃないかと思うんですが、これに対してどう思いますか。例えば、彼が優秀になるから、それは差ができるという表現のような感じですけど、公平性に欠ける意味はどういう表現なんでしょうか。学問の差はあっても仕方ない世の中じゃない、知識というかね。どうですか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 この学校間、学級間の公平性というのは、先ほど申したとおり、学習指導要領の中には、例えば小学校2年生の算数、掛け算を教えなければならないです。3年生は割り算で分数とか。それをやっぱり、やらないということはまずいですよね。Aクラス、1組ではやったけども2組ではやらなかった、そういうところの公平性、そういうところを言っているわけで。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 もう少し言わせてください。

僕が思うのは、子供たちって、もし100点満点の人たちが全員100点満点なら、言ったこと全部分かるという子供がもし想定されたとすれば、知識重ねず足し算できます、何々できます、微分もできます、積分もできますと、これいったら、多分全員同じですよ。多分、ある程度素材は、方向性と生き方再生、道徳も同じように全部分かっちゃう、100人いたら100人全部同じような人間しかできない。

僕がすごく気にしているのは、勉強って一生勉強だという言葉聞いたから、僕、昨日、入試という、先ほどNHKの番組言ったけど、循環小数というのがあるらしいんですね。1割る7、皆さん電卓でやってください、142857というのが並ぶんです、無限にどンドンと。これは

京大の今から70年前の入試に出された問題で、その数字を覚えているじゃないんです。A B C D E F G、Fまでの分の掛ける2が下の部分で、C D E F A Bになるかというクイズで、それを出したんですね、京大の。その授業のテレビの番組の中では、京大生53人中5人でした。東大の松丸君というクイズクリエイター、彼は5分か3分か1分で、ぽんと解きましたけど。

それ、何を引用したいかという、そこの中で言っていたのは、それを聞いて算数を不思議と、やってみるかなみたいな、何で並ぶんだよみたいな、何かあるという部分に関しては、先生がもしそれ言ったときに飛びつく子がいたら、それはやはり目覚めさせる、そんなことで目覚めないとは思いますが、それだってやっぱり、面白いな数字なんていうのはというのを一つ、ぽんと投げかけたわけじゃないですか。

話を戻しましょう。僕は何を言いたいかというと、先ほどの100人の話、10人の中に同じやるんだしたら、僕は70歳、70近くにもなって、その循環小数というものについて興奮して、自分でも解きました。解けませんでしたが、もちろん。これができるはずはない。だけど、それをやろうとする気は、今気力を持っています。やり方もすごい、東大生、京大生の中の5人の中の1人はすごかったです。もっと科学的にやっていたんですけど。

そういう意味では、僕は、これは教育論の部分なんだけど、その部分で、そこに掛けたから、ユニークな人間が僕はできると思うんですね。算数の話、教育長、言いました。でも、掛けた時間に彼は文学か何かに没頭しながら、そっちがどんどん成長していくものだから、それを言ったら、勝手に勉強なんかしないでいいと言われることを僕は言っているんじゃないです。

その中で伸びていくものがあるから、人がそれぞれ面白い人間がいたり、理科にやったら、そこで大発明をする人間が生まれたりするわけだから、そういうスタイルで、いろんな特技があつていいし、いろんな部分で、走りが得意な子があつていいわけだから、そういう部分で、今、親たちが大体競わないというんだね。子供がそんなに優秀でなくてもいいみたいな価値観が今できているようなところが、どこかの記事で見ました。だから学力が低い、学力志向であまり勉強しろ、勉強しろと言わなくなったらしいんですけど、それは分からんけど、そういう意味では、そういう考えはどうですか。いや、そういう部分に穴が空いても、空いた部分で彼らは何かしていると僕は思っている。その辺はどうでしょう。

○山内 政議長 質問の中身……

○13番 湯田 哲議員 時間になっちゃうね、ごめんなさい。やめます。

〔「前段が長い」と言う者あり〕

○13番 湯田 哲議員 長いね。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 まず、私たちが物事を理解するという事は、個性が絡まってきますね。一人一人がみんな、理解というものは同じではないと思う、それが個性になってくるわけで、先ほどあったように、A君が循環小数を見て、ああすばらしいと、そこで数学の美しさとか、そういうのを感じる者もいるし、なので、A君、B君、同じ授業をやっても、全て理解は同一ではないと、それがまさに個性になってくる、理解はまさに個性であります。

そういった中で、一人一人自分の可能性というか、そういうものを開花させていくんじゃないかなと、そのように思っています。

○山内 政議長 13番、湯田哲議員に申し上げますが、質問趣旨に沿って、質問は明確にお願いします。

13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 教育長答弁の中にありました、先ほどもちょっと触れましたけども、学習指導要領の趣旨を踏まえつつ、先生方がそれぞれの持ち味や経験を教育活動の中で発揮し、子供たちの好奇心を刺激するような魅力ある授業づくりを進めてまいりたいと、こう言っています。これに期待して、私の質問は終わります。

○山内 政議長 以上で、13番、湯田哲君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

明18日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時03分

令和7年第4回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

令和7年12月18日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 12番 楠 正次 議員
- 10番 室井 英雄 議員
- 8番 川島 進 議員
- 11番 丸山 陽子 議員
- 4番 星 和孝 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 酒井 幸司 | 議員 | 2番 | 芳賀 正義 | 議員 |
| 3番 | 湯田 剛正 | 議員 | 4番 | 星 和孝 | 議員 |
| 5番 | 古川 晃 | 議員 | 6番 | 渡部 裕太 | 議員 |
| 7番 | 森 秀一 | 議員 | 8番 | 川島 進 | 議員 |
| 9番 | 湯田 芳博 | 議員 | 10番 | 室井 英雄 | 議員 |
| 11番 | 丸山 陽子 | 議員 | 12番 | 楠 正次 | 議員 |
| 13番 | 湯田 哲 | 議員 | 14番 | 高野 精一 | 議員 |
| 15番 | 渡部 訓正 | 議員 | 16番 | 山内 政 | 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

渡部 正義 町 長 二瓶 勝俊 副 町 長
川島 敬章 教 育 長 月田 啓 総 務 課 長

星 良 栄	総 合 政 策 課 長	渡 部 さつき	税 務 課 長
鈴 木 秀 和	住 民 生 活 課 長	遠 藤 知 樹	健 康 福 祉 課 長
橘 昭	農 林 課 長	湯 田 賢 史	商 工 観 光 課 長
室 井 利 和	建 設 課 長	星 徹 也	環 境 水 道 課 長
馬 場 和 伸	会 計 室 長	星 貴 夫	農 業 委 員 会 長
星 博 文	学 校 教 育 課 長	渡 部 和 臣	事 務 局 長
阿久津 勝 英	舘 岩 総 合 支 所 長	菅 家 康 夫	生 涯 学 習 課 長
平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長		補 佐
			伊 南 総 合 支 所 長

事務局職員出席者

渡 辺 健 二	事 務 局 長	室 井 夏 雄	議 事 係 長
---------	---------	---------	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○山内 政議長 日程第1、一般質問を行います。



◇ 楠 正次 議員

○山内 政議長 12番、楠正次君の登壇を許します。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、トップバッターということで、緊張して登壇いたしました。議席番号12番、登壇順序7番の楠です。

これより一般質問を行います。

大きく3項目の通告をしておりますが、1項目の通告に語句に誤りがありましたので、議長の許可を得て訂正させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○山内 政議長 許可します。

○12番 楠 正次議員 ありがとうございます。

質問事項1の⑤に記載の「捕獲実施隊」を「警察署」と訂正をお願いいたしたいと思います。
それでは、質問に入ります。

今年は、昨日の答弁でありましたが、ナラやブナの実が大凶作のため、野生動物が食べ物を求め人里まで下りてきた。令和4年度から6年度までの捕獲実績を見ると、県の指定管理捕獲と町の捕獲事業実績、所管でありますから調べてみました。鹿、イノシシの合計は、4年度745頭、5年度853頭、6年度1,410頭と、4年度比で6年度は約2倍の捕獲実績になっています。

熊の捕獲については、令和4年度が18頭、5年度が35頭、6年度が34頭という実績であります。今年は11月時点で、犠牲者が過去最多の13人というふうに報道がありました。本町でも人身被害に遭われた方がおられたことから、出没状況や被害状況についてお尋ねをしたいと思えます。

1点目、これまでの出没変数と人身被害や農作物等、被害実態をお聞きします。

2点目、過去3年間の状況と比較した場合、今年は大きく増加したと考えますが、変化の実態をどのように捉えていますか。

3点目、熊の目撃情報も当然増加しているものと思いますが、理由と対策をお聞きします。

4点目、これまで取り組んだ対策の効果と次年度以降の取組をお尋ねします。

5点目、住宅地など市街地で熊が出没したとき、猟友会や警察署との連携体制は構築されていますか。

質問事項2は、館岩の小中学校統合についてであります。館岩地域は他地域の学校と相当の距離があることから、他地域との統合は困難とされてきました。現在計画中の地域内小中学校統合は、令和9年4月開校とお聞きしました。

そこで、1点目、実施設計の予算が示されない現状では、令和9年4月の開校は困難と考えますが、統合のスケジュールをお聞きします。

2点目、統合の方式は、義務教育学校または小中一貫校どちらを選択する考えか伺いたいと思えます。

3点目、義務教育学校と小中一貫校の制度上の違いをお尋ねします。

4点目、保護者や地域に対する説明及び合意形成が必要と考えますが、これまでの進め方、それと今後の進め方をお尋ねしたいと思えます。

通告事項3番、思春期爆発の現状と課題であります。先月、会津若松市のほうで、福島学院大学教授の阿部郁子氏の講演をお聞きする機会がありました。ここに記載のかぎ括弧の文章

は、阿部教授の挙げられた思春期の子の特性というふうにお話しされていました。

思春期の子は周りの人に対する反応が速い。思春期の子は他者の僅かな表情の変化に過敏に反応する。思春期の子の脳は負の感情に敏感でストレスや苦痛を感じると話しておりました。

一般的に思春期とは、子供から大人に心身が大きく変化する移行期で、10歳から18歳頃と言われています。

そこでお尋ねします。

1点目、キレる子が全国的に増加していると、その講演の中でお聞きしましたが、本町の児童・生徒の実態をお尋ねします。

2点目、感情爆発を起こさせないための子育てに対する考えをお聞きいたします。

3点目、したいこととできることは別物であるが、できないことを容認できない。この感情を冷静に受け止め、落ち着いて感情をコントロールする力を身につけるためにすべきことをお尋ねしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

12番、楠正次議員のご質問にお答えいたします。

初めに、野生鳥獣被害対策に関する1点目、これまでの熊の出没件数と人身被害、農作物等の被害実態はとのおたただしでございますが、熊の出没件数につきましては、情報が重複しているなど件数の把握が困難なことから、熊が出没した際に、わな等の設置を許可する捕獲許可件数をお示しいたします。

今年度は、町と県の許可合わせて188件であり、実際に熊が出没した件数については、これより多いことが想定されます。また、人身被害については、10月に伊南地域において発生しております。

なお、令和7年度の農作物の被害実態については、次年度に調査を実施するため、現時点では正確な数字をお示しすることはできませんが、熊による米やトマトの被害報告が多く寄せられているところあります。

次に、2点目、過去3年の実態と比較した場合の変化をどのように捉えているかとのおたただしでございますが、人の生活圏近くに生息する熊が急増したことが要因で、今年11月末時点での熊の捕獲頭数は、過去3年間の平均に比べ約4.6倍となる139頭で、過去最多となっております。

また、家庭菜園を除いた農作物の被害額については、令和4年度が12万1,000円、令和5年

度が42万7,000円、令和6年度が5万円となっており、今年度については、熊の出没件数の増加に伴い、被害額も増加する見込みであります。

町といたしましては、出没件数の増加は、町民の安全性や農作物の被害に直結する指標であるため、引き続き警戒の強化と対応の迅速化が求められているものと捉えております。

次に、3点目、熊の目撃情報が増加していると思いますが、理由と対策はとのおただしでございました。

まず、理由として考えられるのは、里山と呼ばれる緩衝地帯が減少したことにより、熊の生活圏と人の生活圏が近くなり、人なれした熊が増えたことが挙げられます。また、今年はナラやブナなどの実が凶作であったことから、民家周辺に植えられている柿やクリなど、熊が好む果実が誘因物となっていることも挙げられます。

町の対策といたしましては、捕獲による個体管理、侵入防止柵の設置や追い払いによる侵入防止対策、誘因物の除去や緩衝帯を整備する生息環境管理の3つの柱を複合的に実施しているところであります。

次に、4点目、これまで取り組まれた対策の効果及び次年度以降の取組はと、5点目でありました猟友会や警察署との連携体制はとのおただしにつきましては関連がありますので、一括してお答えをさせていただきます。

今年度におきましては、9月に高齢者施設への侵入、10月に人身被害が発生したことから、防災行政無線をはじめとする注意喚起の徹底、鳥獣被害対策実施隊や警察官によるパトロールの強化、わなによる捕獲の強化の3点を軸に、被害防止対策を講じております。

また、10月22日には、県をはじめ警察や猟友会などの関係団体を招集し、ツキノワグマ被害緊急対策会議を開催し、町の判断で実施することが可能となる緊急銃猟について、協力体制の構築とともに意見交換を行ったところであります。

今後につきましては、これまで行ってきた取組を継続するとともに、町が作成した緊急銃猟対応マニュアルに基づく対応を円滑に実施するため、関係団体との連携強化や必要な機材の整備に努め、被害防止対策のさらなる強化に取り組んでまいります。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 私からは、初めに、館岩小中学校統合についてお答えいたします。

1点目、統合スケジュールはとのおただしであります。館岩小中一貫校につきましては、

今年度から関係機関等との協議を進めながら、令和8年度に拠点となる館岩小学校の校舎改修の実施設計と改修工事を行い、令和9年4月からの開校を目指す方針としておりました。

しかしながら、檜枝岐村の小中一貫校校舎の視察や館岩小学校の現地調査を基に、普通教室や職員室などの配置計画案を策定する中で、改修工事が当初の想定よりも大規模になる見込みとなったほか、教育課程の編成に当たっても、諸行事の見直しなどについて検討する時間が必要となりました。

これらの要因を踏まえ、これまでの統合スケジュールを変更し、令和8年度に校舎改修に係る実施設計を行い、令和9年度に国の交付金を活用した改修工事を実施し、令和10年4月の開校を目指したいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、2点目、統合の方式はと3点目、義務教育学校と小中一貫校の制度上の違いはとのおただしについては関連がありますので、一括してお答えいたします。

館岩小中一貫校につきましては、館岩小学校の校舎を利用して、小学校及び中学校の教育活動を行うことを予定しております。したがって、同じ校舎を使うこととなりますので、統合の方式は施設一体型となります。

義務教育学校とは、学校教育制度の多様化と弾力化を推進するため、小学校から中学校までの義務教育を1人の校長と一つの教職員組織が9年間の教育目標を定め、カリキュラムを自由に編成し、義務教育を一貫して行うことを趣旨とし、制度化されたものであります。

また、小中一貫校では、これまでと同じように小学校と中学校において、入学式や卒業式がありますが、義務教育学校では、中学1年に当たる学年が7年生、以降8年生、最終学年が9年生と呼ばれるようになり、1年生のときに入学式、9年生のときに卒業式を行うこととなります。

なお、小中一貫校、義務教育学校ともに、小学校から中学校へ進む際の心理的・学習面での不安、いわゆる中1ギャップが軽減されるほか、9年間の一貫したカリキュラムを行うことにより学びの連続性が確保されることがメリットとして挙げられます。

次に、4点目、保護者等に対する合意形成の進め方はとのおただしではありますが、これまで館岩地域の未就学児、小学校、中学校の保護者を対象として、昨年5月に開催した館岩地域の教育環境に関する懇談会や、同じく昨年7月に実施した館岩地域の教育環境に関するアンケート調査において、小中一貫校に対するご意見をいただきましたが、小中一貫校に対しての否定的な意見などはありませんでした。

また、今月8日にも、館岩地域の未就学児、小学校、中学校の保護者を対象に、館岩小中一

貫校の設置に関する懇談会を開催いたしました。統合スケジュールの変更や小中一貫校に対し異論を唱える意見などはなく、一定の理解は得られているものと認識しております。

なお、館岩地域の区長会や地域協議会に対しても、方針などの説明を行ってまいりましたが、今月22日に開催される館岩地域区長会・地域協議会合同意見交換会においても、統合スケジュールの変更について説明を予定しているほか、館岩小学校及び館岩中学校で発行しているがっこうだよりなどを活用しながら、小中一貫校の進捗状況について、積極的に情報発信してまいりたいと考えております。

次に、思春期爆発の現状と課題に関する1点目、キレる子が増加しているとのことですが、本町の児童・生徒の実態はとのおただしであります。子供がキレる原因は、家庭や学校環境、発達の要因、反抗期など、その子供の心理的な未熟さや子供を取り巻く環境によって様々であり、個人差があるものと認識しております。

本町でも小学校低学年において、感情のコントロールがうまくできず、キレるといった感情表現をする傾向が見られます。また、第2次反抗期を迎える中学生においては、自我の芽生えや周囲の友達との関係性の変化から、ストレスがたまった場合などにそのような傾向が見られます。

次に、2点目、感情爆発を起こさせないための子育てに対する考えはとのおただしですが、子育てのスタートは家庭教育にあると思います。親から愛情を受けて育った子供は、情緒が安定し、自信を持ち、自立した人間に成長していくと考えます。その子育ての土台となる家庭において、感情を適切にコントロールできる力を徐々に育てていくことが大切と考えます。

近年、共働き家庭の増加や核家族化の進行により、子育てで悩む家庭が増えています。そのような子育て世代を対象とした家庭教育学級を開催し、ストレスマネジメントや反抗期を迎えた子供の対処の仕方などを学ぶ機会を設けるなど、家庭教育力をさらに高めてまいりたいと思います。

学校教育では、子供がキレる原因として、発達障害の可能性があることが指摘されていることから、特別な支援が必要な児童・生徒を対象に、特別支援学級の設置や通級指導を実施しております。また、障害の程度に応じたきめ細やかな指導が必要なことから、町では特別支援教育支援員を町内全ての小中学校へ配置し、感情がうまく表現できずにいる児童・生徒への支援ができるよう対策を講じております。

また、子育てで悩み苦労されている保護者の方には、スクールソーシャルワーカーによる相談窓口を設けるとともに、学校と連携しケース会議を開き、具体的な対応策を練っているほか、

スクールカウンセラーや健康福祉課内に設置されているこども家庭センター「えがお ぷらす」とも連携を密にし、保護者の悩みにきめ細かく対応できる体制を構築しております。

今後とも、家庭・学校・地域が連携し、誰もが安心して子育てできる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目、感情をコントロールする力を身につけるためにすべきことはとのおただしであります。感情をコントロールする力を身につけさせるためには、相手の気持ちを考える感情の理解力と感情を調整し最適な方向へ軌道修正する感情の調整力を、学校教育を中心に育成していくことが大切と思います。

例えば道徳科において、電車の中で高齢者に席を譲るような場面で、相手の気持ちを考えさせたり、自分の判断・行動を考えさせたりすることで、自分の感情をコントロールする経験をスパイラル的に積み重ねていくことが大切と考えます。

また、国語科の物語教材で、登場人物の気持ちを考えさせたりすることも、感情をコントロールする力を育成することにつながっていると考えます。

感情をコントロールする力を身につけさせる手法として、例を2つ挙げてみます。

1つ目は、アンガーマネジメントです。これは怒りの感情をコントロールする手法で、教員の体罰防止の研修でも扱われます。代表的なルールは6秒ルールで、怒りを感じてから6秒カウントし、怒りの感情から意識をそらすというものがございます。

2つ目は、アサーショントレーニングという児童・生徒向けの手法です。これは自分の感情や思考を言語化する訓練で、感情表現ができ、ストレスが軽減され、親和的な学級集団をつくることを目的としています。

このように、感情をコントロールする手法が様々開発されており、こうした訓練を通じて感情の調整力（自己調整力）が育まれていきます。

思春期の発達や心の問題は、教育心理学、認知心理学、脳科学等の発達により、少しずつ解明されてきてはいますが、十分とは言えず、今後の各分野の研究成果を踏まえながら、諸問題に対応してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 それでは、これより再質問させていただきます。

農作物の被害額等は、今後、今年度の分を集計してということで、正確な数字は出ないとい

うことがありましたが、熊による、あまり被害はないのだろうなというふうに私も考えておりましたが、米やトマトに被害が確認されたということ、そして報道では、畑一面の白菜を食べたところが報道されたりしたこともあるので、野菜なども、本当におなかですいて食べ物が野山にないとする、そういうところまで食べるのかなというようなことを考えていたところがあります。

今年度の熊じゃなくて野生鳥獣の被害ということで、地域別の鹿、イノシシの捕獲実績は、田島地域で、今年度9月末の時点のやつですけれども、155頭、館岩で299頭、伊南が5頭、南郷が17頭という、こういう数字がありますが、館岩地域は他地域と比べると非常に多い、伊南・南郷が少ないなというふうを感じるわけですが、被害そのものも少ないのか。そして、この要因は、栃木県に近いというようなことで、移動範囲の中に館岩地域があるのか。この辺はどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

なかなか生息分布につきましては、把握しづらいところがございますが、ニホンジカに限りましては、季節を横断して栃木県と福島県を行き来するというようなことが言われております。その際に、館岩地域のほうを通過して横断するということがありますので、そういった点から生息数が多いというふうに推測しております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 そうだというふうに、私、推測しているところではありますが、3点目の熊の捕獲実績について、139頭と昨日の答弁でもありました、本日も答弁いただきましたが、個体数管理のための3つの柱、これらを掲げているわけですが、捕獲実施隊の方から、熊が指定管理の報奨対象にならないのはどういうことなのかというようなことをお聞きしたんですけれども、これは制度上、予算を出す省庁の違いがあるのか、その辺お示しいただけますか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

令和6年までにつきましては、やっぱり被害が大きいというところで、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシの3種について、捕獲報奨金が該当になるというようなところでありましたが、やはり昨今の熊の出没情報が大きいというところの部分から、令和7年度から捕獲対象の鳥獣に指定されたというところになっております。

それが年度途中のほうで、そういった通達がありましたから、まだ熊の捕獲については報奨

金を支払ってはいないんですけれども、令和4年度の遡及の部分から、捕獲報奨金の対象になったというふうになっております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 そうすると、4年度から毎年30頭とか35頭程度捕れており、今年は139頭ということですが、それらに対しても、遡及して支給することが可能というふうになったという理解でよろしいのでしょうか。再確認です。

○山内 政議長 農林課長。

○楠 昭農林課長 お答えいたします。

先ほどの139頭の中には、錯誤捕獲というところで捕獲したものがございまして、今回の捕獲報奨金の対象になったものは、有害鳥獣ということで、町が捕獲許可を出させていただいて捕獲した頭数が対象になるというところで、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 4年、5年と、先ほど遡及するような話を聞いたんですけれども、それはないんですか。

○山内 政議長 農林課長。

○楠 昭農林課長 令和7年4月から捕獲したものが、繰り返しますが、令和7年4月から捕獲したものが遡及して、捕獲報奨金の対象になるということです。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 聞き違えていたようであります。

139頭で、錯誤捕獲というのは、イノシシや鹿のわなに過ってかかってしまった、それらの頭数が入っているというふうに理解すると、実際に熊に報奨金が出るのは、熊の出没状況や人身被害等の危険性があるということを判断した上で、町が捕獲許可を出して、ドラム缶とかおりとか、そういうもので、熊を対象に餌でおびき寄せて捕獲をした、そういうもののとどめを刺した、それが捕獲報奨金の対象になるというふうな理解でよろしいですか。それと、あわせて、その頭数はどのくらいあったのか、今年の139頭のうちで。

○山内 政議長 農林課長。

○楠 昭農林課長 お答えいたします。

まず、訂正させていただきたいと思ったんですけれども、私の発言の中で、令和4年度という話をさせていただいたんですが、令和7年4月からというところで、ご理解のほうをよろしくお願いします。

先ほどの問いの部分になりますが、139頭のうち、錯誤捕獲については16頭となっております。123頭が捕獲報奨金の対象になるということでご理解願います。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

これまで報奨金の対象になっていなかったが、被害も大きく数字も大きいことから、県の指定管理ではなくて町の捕獲という、報奨金というふうな理解でいいか。すみません、くどいようですがすけれども、その部分もう一度お願いします。

○山内 政議長 農林課長。

○楠 昭農林課長 お答えいたします。

捕獲報奨金については2種類ございまして、町が捕獲報奨金を支出するものと県が指定管理という名の下で実施をする報奨金の2種類ございまして、今回の報奨金については、町の捕獲対象の部分になったということでご理解願います。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

④の再質に移りますけれども、県の調査では令和6年度、誤差が2割もあるんですけれども、県内には4,000頭から5,000頭の熊がいるんじゃないかというふうに報道されましたけれども、本町の生息状況というのは、ざっくりでも探る可能性、探ったことがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 農林課長。

○楠 昭農林課長 お答えいたします。

生息数につきましては、なかなか把握がしづらいというところの部分がありますので、町としまして、町内にどのくらいいるかというものについては把握してございません。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 なかなか難しいことなんだろうというふうに思いますが、今日の新聞に、熊が出没しやすい会津地方と中通りの山間部12か所にセンサー付カメラ数十台を新たに設置し、動物を撮影して、熊の出没等の注意を呼びかける情報提供や、数の推測に役立てるといようなことがありましたけれども、これは南会津なんかにも、県議会での話ですけれども、そういうこと、配置される可能性があるのかどうか、情報があれば聞きたいと思います。

○山内 政議長 農林課長。

○楠 昭農林課長 お答えいたします。

南会津町につきましては、熊のみならず、鹿、イノシシの被害も大きいというところもありましたので、定点カメラにつきましても購入させていただきまして、ある程度の、鹿、イノシシに限ってなんですけれども、そういったところで撮影させていただいて、頭数の把握に努めているというところでございます。

今般、熊についても、出没が大きいというところ部分については、町としましても危機感を持っているところでございますので、対象の部分については検討してまいりたいと考えております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

5点目に移りますけれども、緊急銃猟制度が国から示されて、9月議会には予算も上がったらしいわけでありますが、住宅地など市街地に熊が出没した場合、この制度を運用するには、町でつくった対応マニュアル、これができたという答弁ありましたけれども、この対応マニュアルはどのようなことが定めてあるのか、幾つかをお示しいただきたいと思っております。

○山内 政議長 農林課長。

○楠 昭農林課長 お答えいたします。

まず、緊急銃猟が町の判断でできるようになったというものにつきましては、そちらについては、4要素を確保しなければならないということになっております。

1番につきましては、すみません、緊急銃猟につきましては、危険鳥獣ということで、熊とイノシシに限ってできるという制度になっておりまして、先ほどの4要件のうちの一つにつきましては、熊、イノシシが日常の生活圏に侵入したという事実がある。2番目については、侵入し、人への危害を及ぼす措置が緊急に必要なということがあります。3番、猟銃以外での方法が困難だということの部分と、4番目、猟銃によって人の生命に危険が及ばないというものを確認して実施をするということになっております。その4要件について、細かく記載させていただいたというところでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

自治体の長が許可権者ということだというふうに、今お話しされましたけれども、実際には、町長が現場を見てとかということではなくて、例えば支所であれば、支所長に猟友会のほうから連絡をして、住民からももちろん役場のほうに連絡が入っている、そういうことも想定されますし、あと、途中で、市街地で熊を見かけるというようなこともあると思うんですけれども、

そういうときの判断は、町のほうに問合せをしてから、緊急だから、そういうことではなくて、本当に、ここにいたら危険だというような場合には、直ちに猟友会の方たちの判断でも可能なようなことができればというふうに思ったんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

この制度につきましては、9月から開始されているというところの部分で、まず初めに、仙台市のほうで第1号が行われたというところがございます。

先ほど申し上げましたように、人への危険が及ばないという部分につきましては、やはり熊の動静を確認するものと、周辺住民への避難待機、または通行車両への規制というようなところがありますので、現場のほうで、ある程度物事を進めるべきだというふうなところの部分がありまして、その要件が、そちらのほうの状況については、町長のほうに随時連絡していただきまして、その要件を満たした場合についての判断を仰ぐというふうに考えております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

それで、館岩地域において、熊がわなにかかって、麻酔銃か吹き矢か分かりませんが、眠らせて奥山に放獣したということがあったというふうに、捕獲隊の方から聞きました。それが、特徴的に分かったそうなんですけど、同じ熊が三度かかって、三度目は止め刺しをして処分したというようなことがありましたけど、放獣する目的というのは、自然保護ということで放獣されるのか。

本来であれば、錯誤捕獲になった場合などは、そのような処置が望ましいのかもしれませんが、その捕獲された熊は、前足の指がわなでちぎれて、木に登れたりとかしないから、きっと里にしかいらなかったんだろう、遠くに放しても、やっぱりまた里に来てしまったというようなことだったんですけど、放すことというのは、環境省の自然保護ということで、熊の保護という政策もあるのかもしれませんが、その辺は住民にとっては、本当にこれだけ出るとなると、何で放すんだ、捕獲隊の方も、そのようなことをおっしゃっている方もいらっしゃるんで、この辺について見解を尋ねしたいと思います。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

野生鳥獣の捕獲につきましては、鳥獣保護管理法の下で実施をできるというふうになっておりまして、こちらの建前上の部分でいきますと、生物多様性の確保というところの部分から、

野生鳥獣の保護というものが記載されていると同時に、人間生活に影響を及ぼす鳥獣については管理、捕獲をするというようなところの部分で、法の立てつけがなっているところでございます。

先ほどの錯誤捕獲につきましては、通常、鹿、イノシシの捕獲を目的として設置したわなであるというところの部分から、原則放獣になりまして、やむを得ない場合については捕殺というふうな立てつけになっております。

福島県におきましては、麻酔を打てる使用者についてはなかなか、4名程度とお聞きしております。時間的余裕がない場合については捕殺をするという部分も制度上許されるところでございますので、現行の部分でいくと、まずは多様性の部分から放獣が判断されて、やむを得ない場合に場合については捕殺ということになっておりますので、そういった仕組みになっているというところでございます。

一方で、住民の方々からすれば、熊については、農作物被害というよりかは人身被害が大きいというところの部分で、そういった観点からの部分ではございますが、そこについては臨機応変に対応していきたいと考えております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

それでは、2項目の統合問題について、問題ではないんですけども、小中学校の統合について、スケジュールは、9月に聞いた予定は1年間先送り、令和8年度中に実施設計を行い、令和9年度に工事を行って、10年に開校という答弁いただきましたけど、9年度にする工事というのは、普通教室、職員室、それらは、今小学校の部分は、2階の教室とかも開放的なふうになっていますけど、オープンスペースというんですか、そういうのを区切るような工事なのか、それともその後も使用できるのかとか、あと職員室は、一貫校の場合は、先ほど答弁にありましたけど、義務教育学校であれば1年から9年までということだけでも、1人の校長ということでありましたけど、職員室も2つ設置するというふうにご考えてよろしいんですか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 お答えいたします。

まず初めの、2つ質問があったと思うんですが、1点目の工事につきましては、今議員言われたように、オープンスペースを間仕切りといいますか、壁を造って、幾つかの個室的なものを造るという工事もございます。あと、職員室につきましては、現在職員室と校長室が、壁があると思うんですが、壁を撤去するような形といいますか、校長室を潰して職員室にして、小

中学校の、島といいますか、グループでは分かれるとは思いますが、同じ一つの部屋の中に小学校の先生方と中学校の先生方がいるような、そういったイメージで考えております。

校長室につきましては、廊下を挟んだ前に、現在違う使い方をしている部屋がありますので、そちらを新たに校長室というような形で工事をして設けるような予定で考えております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 今、校長室の向かい側、廊下を挟んでということは、小会議室とかというようなところに使っている部分だと思うんですけども、校長室というのは一つでいいんですか、この学校の場合は。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 お答えいたします。

小学校と中学校と、組織的には2つなんですけども、校長先生は1人ということで想定しております。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 補足いたします。

義務教育学校の場合は校長1人で、教職員なんですけども、小中一貫校の場合は、普通は小学校の校長、中学の校長ということなんですけども、檜枝岐のように校長が1人で、あとは、もう一人の校長は教諭に代えることもできるんです。普通の先生。なので、校長1人で、あとは教頭、もう一人分は一般教諭に代えるという、そういうシステムがありますので、補足いたします。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 私は、一貫の場合、それぞれに校長がいてというように考えたものですから、義務教育学校のほうがいいのではないかなというふうに思ったんですけども、義務教育学校の場合のいい点というのは、4年、3年、2年とか区割りが自由にできて、そうすると、中1ギャップもなくてよいというような話を、そういう義務教育学校を聞いたときにあったんですけども、小中一貫校でもそれは、小学校、中学校、生徒が一緒の建物の中でカリキュラムを同じにするようなものとか、そういうものを含めたり、行事を一緒にしたりとかということで、中1ギャップは、後の部分になってしまいましたけども、なく、子供たちが成長、スムーズな進級ができるというふうに考えてよろしいんですか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 お答えいたします。

今議員が言われたとおりなんですけども、義務教育学校につきましては、1年生から9年生まで、前期・後期と、小中一貫校と同じように6年・3年でやるやり方もありますし、前期・中期・後期といいますか、3年・3年・3年に分けたりとか、独自のカリキュラムを組むことができるというような柔軟な、そういった体制が取れるんですが、館岩でイメージしている小中一貫型の小学校・中学校という、正式にはそういう名称になるんですが、そちらにつきましては6年・3年ということで、義務教育とはそういった面で、固定的に6年・3年という形で進めていきますので、そういった面で柔軟ではないんですけれども、結果として、9年間一貫した教育を進めることができるというような点になります。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

それで、メリットとしては、そこに進む、急いでいるように私、見えるんですけども、今、中学校には養護教諭がいなくて、小学校に養護教諭が配置されて、中学校には事務が配置されている。両方とも、校長先生なんか伺うと、やはりどちらも必要だ、中学校などは特に多感な時期で、養護の先生がいて、保健室に登校したりとかという子供もいる。そういうときに、小学校から来ていただいて対応していただくのは、近いから可能だけでも、いつでも常駐していただいているというのが理想ということで、それは小中一貫校の場合、どちらも配置になるというふうに考えてよろしいですか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 養護教諭、それから事務職については、学級数によって配置されるもので、残念ながら館岩中学校の場合は2学級しかないの、それで養護教諭を張れないという、そういう状況なんですけれども、それが3学級になれば、養教も張れるというか、配置できるようになります。

今ほどあったように、小中一貫校になることによって、同じフロアの中で、子供たちも先生方もいますので、お互いに補完することが可能になってきます。なので、例えば修学旅行、中学校、養教がないので、小学校の養教が引率で行く、そういうのが可能になると、そういうことです。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

統合の方針等が、しっかりと示していらっしゃるというふうに思います。保護者や地域の理解も得ている。これから区長会や地域協議会の方とは、説明会を設けるということでもあります。

けれども、それで、保護者や先生からも異論も唱えられないで、スムーズに進もうとしていますけども、私思うのに、この方針さえしっかりしていれば、工事の期間、結構な大きな改修工事、例えば理科室とか、小学校には必要な薬品庫であったりとか、そういう細かい部分まで考えると、結構大きな、全体的に考えると工事になるのではないか。その工事を9年の1年間の中で、先生に聞いてみると、やっぱり冬休みとか春休み、我々からすると、冬休みも春休みも工事できるだろうと考えたんですけど、いや、そこは次の課題に向かっているんで、なかなかそういう工事に入っていただくと、教職員が仕事ができないことが考えられるので、夏休みぐらいしかないんじゃないかというようなこともお聞きしたので、9年の夏休みだけで全工事が完成する、完了する、そういうスケジュールであればいいと思うんですけども、それが冬休みも春休みもというふうになっていくと、先生方の仕事にすごく影響するというようなこともありますので、その点も十分、実施設計の中で、何日ぐらい工期が必要かというようなところもしつかりと、設計の調査をされて臨んでいただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 答えいたします。

9年度の春の早い段階で工場を発注いたしまして、請負業者さんと協議してという形になりますが、騒音とか、通常の学校生活を送るのに支障となるような工事については、今ほど議員言われたように、夏休み等に集中して工事を行う。通常の授業等を行うのに支障のないような工事につきましては、夏休み前であったり夏休み後であったりというようなことで、先生方とか、授業等に支障のないような形で、何とか引っ越しも含めて、進めていきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

それでは、3項目に移りますけども、本町の児童・生徒にもキレる子は存在するという答弁がありました。感情のコントロールをするための手段等々、いろいろ教育長から細かい説明、答弁をいただきましたけども、全体として、3項目の質問は、小さい頃の、教育長の答弁にもありました、家庭教育、ここが非常に重要。そして、感情が安定して物事を受け入れたり、そういうことができるために必要なことって、ゼロ歳から12歳までと阿部郁子教授はおっしゃっておられました。

ゼロ歳から12歳までの間に、今、私、課題だと思うのは、健康福祉課の話もされましたけど、

保育所に預け、両親で共働きをする、そして核家族になっている、そういう家庭が結構多い。私のところなんかもそうですけども、そういう家庭が結構多くて、母親が子供と常に一緒にいられるとか、祖父母と一緒にいられるとか、学校から帰ってきたら。そういう環境ではないのが今の社会ということで、とすると、子供が怖い思いをしたり痛い思いをしたりというときに、親であったり、祖父母であったり、痛い痛い飛んでいけとか、抱きしめてあげたりとか、雷が鳴って怖かったら、大丈夫だよと声をかけながら、そういうことの積み重ねが、安定した情緒が形成されるというふうに伺いました。

それで、子供がくっつく現象というのはモノトロピーといって、しがみつきたいとか、近くにいる人にしがみつきたい、大人にしがみつきたい、そういう恐怖感を払拭するための。そのためには、先生方や保育士でも可能だというふうに教授はおっしゃっておられました。なので、そういうところに、そんなことちゃんとやっているよ、保育士たちもきちっとそういうことを理解した上でやっているよと言われるのかもしれませんが、私は初めてそういうことも聞いたので、親や祖父母だけではなくて、そういう保育に関わる人たちが、そういうときにしっかりと抱き締めたり、なでてあげたりとか手当てをしたりとかというようなことが、先ほどの教育長答弁にあったとおり、本当にそういうことが子供の心の成長には非常に重要だと。私も一緒にその先生の話聞いて、なるほどというふうに感じた次第であります。

そして、そのこと、先ほど答弁でしたと言われるかもしれませんが、保育所であれば保育士の不適切保育なども、テレビなどでは報道されたりしておりますけども、我が町ではそういうことはないというふうに思いますけども、保育士たちが子供を預かって保育するには、やはりそういうことを知った上で、子供が不安な感情をコントロールできるように優しく、そういうときにはそれぞれに。そうすれば、いっぱいの子供であれば、なかなか手が回らないとかもあるかもしれませんが、そういうことをすべきではないかなと。そういう指導方法というんですか、そういうことはされていますか。されていなかったら、これからそういうことをすべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 我々教員には、5年目、それから10年目、5年経験研修とか10年経験研修というんですけれども、その中に必ず教育相談というか、そういう講座1コマがあります。そのように該当しない年齢の方も、教育センターという、教育センターの中に、そういったカウンセラーだったり、教育相談に関する講座がありますので、随時そういったことは、教職員は研修を受ける機会がございます。

また、先ほどあったように、常日頃、子供に寄り添った、叱るよりも共感するというんですか、安心というんですかね、そういったところは当然、教師は教育愛を持って接していると思いますので、研修の機会は十分にございます。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 議員から保育所の関係でご質問あったので、お答えしますが、保育所でも保育士、子供たちに寄り添って、愛情を注いで保育をしているというふうに思っておりますので、それで、発達に特性のある子供というのは、また別に発達支援等を行って、子供が健やかに育つように努めております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 未来を担っていただく数少ない子供たちが、健全に成長して、安心して成長するために、私は阿部先生の講演を聞いて、これは南会津の子育ての親たちにも、これから子育てをする親たちにも聞いていただきたいなというふうに思ったんですけども、大学教授ですから、講演料というのは本当に少ない講演料で、我々聞いたときにもそんな話がありましたので、ぜひ南会津町でもそういうこと、広いですから、本町地域でやって、それを録画させていただいて、各支所近くでそれを配信すれば、家庭でも見られるというような状況もできると思いますので、そのようなことも検討してはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 議員おっしゃいますとおり、そういった研修の機会とか設けてまいりたいと思います。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 以上で一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、12番、楠正次君の一般質問を終わります。



◇ 室 井 英 雄 議 員

○山内 政議長 次に、10番、室井英雄君の登壇を許します。

10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 おはようございます。

議席番号10番、室井英雄です。通告に従い、一般質問を行います。

まず1点目、おこめ券の配付、町の対応はについてお伺いいたします。

国の物価高対策とも関連して、議論が広がっているおこめ券の配布について、本町の現状認識と今後の対応方針を確認します。

①番、物価高騰対策として、国がおこめ券の活用を示していますが、自治体によって配付の有無、対象範囲に大きな差があります。本町として、国の制度の位置づけをどのように把握しているか。また、全国一律での実施できない理由について、どのように認識しているか伺います。

②おこめ券は家計支援策として、一定の効果が期待されますが、用途が米購入に限定されることや、事務経費が発生するなどの課題も指摘されています。本町が実施する場合に想定されるメリット・デメリットについて伺います。

③自治体によっては全世帯に配付するケースもありますが、住民税非課税世帯や子育て世帯などに限定する例もあります。本町としては、対象設定をどのように考えているのか、現時点での検討状況を伺います。

④おこめ券の配付を行わず、水道料金の減免、給食費補助、地域商品券の配付など、他の物価高対策を選ぶ自治体もあります。本町として、おこめ券以外の支援メニューについて、どのように比較検討しているのか伺います。

⑤国の交付金の活用方針や町の予算審査によって、支援の内容が変動する可能性があります。本町として、いつまでに何を決めるのか、また住民へどのように知らせていくのか、具体的なスケジュールを伺います。

大きな2番目、渡部正義町長1期目の総括と2期目立候補の意思について伺います。

令和4年4月19日の町長選挙の第一声で、夢と希望と活力に満ちた南会津町の実現に向けてと力強く公約を述べられました。そして、出馬の決意では、新たな南会津町の世代交代の担い手となり、時代の変化に対応した施策を実行し、次世代に継承するまちづくりを推進しますと、政策チラシでは述べられていました。

また、主な実現目標としては、当時はまだ収束が見えていなかった新型コロナウイルス感染症対策が第1番で、次が子育て支援、若者定住対策でした。ここでの全ての項目は申し上げませんが、それらの訴えが町民の支持を集め、当選の栄誉を勝取られました。

それから既に3年8か月が過ぎようとしております。いよいよ来年の4月は町長選挙です。新聞報道によれば、町長選の日程も決定したようです。

そこでお伺いいたします。

①町長 1 期目を振り返り、現在まで、公約実現に向けて町政を運営してこられました。時代の目まぐるしい変化の中、町長自身はこの 3 年 8 か月をどう総括されますか、お伺いいたします。

②南会津町を取り巻く現状は、少子高齢化が進み、消滅自治体にも数えられる厳しい状況の中、来年 4 月の町長選挙に 2 期目を目指して立候補される意思がありますか。その点についてお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 10 番、室井英雄議員のご質問にお答えいたします。

初めに、おこめ券配付の町の対応には関する 1 点目、国の制度の位置づけをどのように把握しているか。また、全国一律で実施できない理由について、どのように認識しているか。さらに、2 点目、本町で実施した場合に想定されるメリット・デメリットは、続いて 3 点目、配付対象をどのように考えて、現時点での検討状況はとのおただしについては関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

国の補正予算に盛り込まれている重点支援地方交付金の推奨事業メニューにおいて、今回新たに、おこめ券の配付も対象となっておりますが、その他のメニューも含めて、どのような事業を実施するかは、各自治体が地域の実情に応じて判断することとされております。

本町におきましては、地域に米農家が多く、おこめ券を配付することが町民負担の軽減につながりにくい判断していることから、現時点でおこめ券の配付は考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、4 点目、おこめ券以外の支援メニューについて、どのように比較検討されているか。さらに、5 点目の今後の具体的スケジュールはとのおただしではありますが、関連がありますので、こちらを一括して答弁を申し上げます。

今回の重点支援地方交付金は、米をはじめとする食料品の価格高騰対策が必須項目となっておりますが、具体的な事業内容は、現在庁内で検討しているところであります。

なお、重点支援地方交付金につきましては、国や県より随時情報提供を受けているところでありますので、今後の動向を注視しつつ、全町民に支援が行き渡るような事業を検討し、方針が決まり次第、速やかにお知らせしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、町長 1 期目の総括と 2 期目立候補の意思はとのおただしでございますが、まず、1 点

目の総括についてお答え申し上げます。

令和4年4月30日に町長に就任して以来、3年7か月が経過いたしました。この期間を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症への対応、これに付随した経済対策などに奔走してまいりました。その急激な物価高騰による住民生活や経済活動への対応が立て続けに発生し、職員と力を合わせ、取り組んできたところであります。

また、令和5年度以降は、観光施設の今後の方針を定めるための外部評価の実施、そして町方針案の策定へと業務が進んでまいりました。具体的には、議会での説明やタウンミーティングでの意見聴取などを踏まえ、町の方針を決定し、今議会への指定管理者指定議案の提出という流れで現在に至っております。

このように、1期目の町政運営に当たっては、外的要因への対応や、長年課題になってきた懸案事項に力を注いでまいりました。

さて、令和4年5月23日の初めての議会において、私は、重点的に取り組むべき施策として12の項目を掲げ、所信の表明を行ったところであります。項目を述べますと、新型コロナウイルス感染症対策、若者定住対策、結婚支援対策、子育て支援対策、高齢者等福祉の充実、地域力の維持・向上、農林業の振興、中心市街地の活性化、関係人口の創出、基幹道路網の整備促進、教育及び生涯学習等の充実、そして効率的な行財政運営としたところであります。

総括してみますと、新型コロナウイルス感染症や子育て支援対策については、着実に前進できたものと感じております。また、高齢者等福祉の充実、地域力の維持・向上、農林業の振興、中心市街地の活性化、関係人口の創出、教育及び生涯学習等の充実、効率的な行財政運営につきましても前に進みつつあり、まいた種が芽を出し始めている事業もあると感じているところであります。

一方、結婚支援対策、基幹道路網の整備促進については、さらなる進展が求められている事項であると認識しており、若者定住対策については、特に一層の対策強化が求められているものと自己評価をしております。

なお、町ホームページに、公約に掲げた重点施策の進捗状況として公表しておりますので、ご覧いただければ幸いです。

次に、2点目、2期目に向けて立候補の意思はとのおただしであります。去る11月29日に開催されました私の後援会総会において、南会津町は多くの課題を抱えており、これを乗り越えるためにも2期目の続投を強く望むとの発言が出され、後援会として私に立候補を求める決定がなされました。私は、この要請を重く受け止め、次期町長選挙に立候補するための準備を

進めたいと考えております。

目まぐるしく変化していく行政需要への対応なども考慮し、1期目で不十分であった項目を加味した上で、後援会幹部とも相談しながら、2期目の公約の取りまとめを行ってまいります。その上で、適切な時期を見定め、来年4月に予定されている南会津町長選挙への立候補を正式に表明したいと考えております。つきましては、議員の皆様からも叱咤激励をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 それでは、1点目についてお伺いいたします。

実はこの質問事項を作成した後に、12月14日付の新聞紙上で、本町はおこめ券を配付しない方向で検討中と報道されました。それを受けまして、町民の関心は、おこめ券に代わる支援策はどのような内容になるのかに移っているのではないかと推察しております。

そこで再質問しますが、お米に代わる支援策については、現在庁舎内で検討中とのことですが、その検討段階で、どのような対策案が挙げられているのかお伺いいたします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答えを申し上げます。

精米業を営んでる室井議員には、なかなか答えにくいのでありますが、おこめ券については、農家さんが多い、または農家さんを縁故にして、直接求める方もいらっしゃるということで、南会津町としては、おこめ券という形で経済対策を行っても、その効果は限定的ではないかなというふうに私は感じているところであります。

そういう意味では、以前も実施しましたが、商品券という形で一定の金額を住民の方にお配りをして、それが地域の消費活動にも結びつくような取組、これが一番、町としてはふさわしい経済支援対策ではないかと、このように思っております。

全体的に町が受け取る国の額、これの見合いもありますので、そういったところを今後精査をし、そのほかに対策を講じる項目も出てくると思いますので、それらについて今後検討を進め、予算案がまとまった時点で臨時議会をお願いして予算の決定をしていくと、このような形で考えております。

ですから、臨時議会の開催時期については、1月末から2月の上旬になるかなというふうに思います。その間、しっかり内容を詰めて、町としての経済対策を固めていきたいと、このよ

うに思っております。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 今、おこめ券に代わる支援策として、町長のほうから商品券という説明がありました。この商品券、地域振興券という形で捉えてよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

地域振興券が何を意味しているのか、ちょっと分かりませんが、以前も経済対策で実施しました、物価高騰に対する、町として商品券をお配りして、それで役立ててもらおうと。それを今回実施する考えであります、その金額的な規模については、今後調整をさせていただきたいと思っております。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 すみません、地域振興券じゃありませんでした。町の振興券と言うつもりだったんですが、そういう選択肢はあるのでしょうか、ないのでしょうか。

こんな質問したのはあれなんです、こういう支援策について、ここ3年、内容が、ころころと言ったらちょっと失礼ですが、変わっていますよね。今年はP a y P a y、去年はDMC、その前は町の商品券という対応だったんですが、実はこの政策について、やはり分かりづらいつと、毎年変わってはというような、議会報告会で町民の方から、そういう意見が上がってまいりました。

今回、重点支援地方交付金はどのような形で、もう少し具体的に商品券の中身をお話しいただければありがたいんですが。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 ようやく分かりました。

デジタルクーポン、我々として、これから商業政策を考える、消費行動を取られるためにも、その効果が推しはかれるように、デジタル化の進展のために昨年度から始まった事業でございます。

これはある意味、経済支援という位置目よりも、デジタル化を進めることで地域経済に恩恵をもたらす取組、この分析も含めてやりたいというふうなことで実施したものであります。一方では、デジタル化に疎い方については、この制度を使えないというご批判があることは承知をしております。

今回、町が今考えている中身については、デジタルクーポンではなくて、紙ベースの商品券

を用意をして、それをお配りして、お米も買えるし、食料品にも使えるし、そのほかもろもろ、町内の店舗で提供している商品を買っていただくと。このことで住民の方に、物価高騰に対する町としての支援を行いたいと思います。またそれが、地域経済にも波及が及ぶ形ということで、私としては紙ベースの商品券で対応すべきかなと、このように考えているところであります。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 すみません、質問が前後してしまうんですが、今町長が言われました、紙ベースの商品券を配付する方向で検討しているということで確認しましたので、この点について了解はいたしました。

それで、今後、配付する町民の方々、全町民に行き渡るような事業を検討しているという答弁の中身でしたが、全町民ということは全人口ですよ。1万三千何がし人の人口全ての、赤ちゃんからご老人から、全ての方に行き渡るようにするというところでよろしいのでしょうか。支援が行き渡るということで、そういう解釈でよろしいんですね。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今現在考えている中身ということでご認識いただきたいと思います。

私としては物価高騰が、高齢者であろうが、仕事をしている方であろうが、全てに及んでい我想います。ですから、今後町が行う対策としては、課税世帯、非課税世帯関係なしに、全ての町民の方に一定金額を世帯主単位で商品券としてお配りする、それが一番分かりやすくて効果の高い事業ではないかと、このように考えているところであります。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 今、多くの町民もこの中継を見ていると思います。

今町長がおっしゃられたことは、まだ検討段階ということでよろしい、決定という認識で捉えてもよろしいのでしょうか、どうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私の思いとして、その線で事務を進めるように関係部署に指示をしているということでご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 分かりました。多分、町長の思いが通るのではないかと推察いたします。

今回、私、質問で5項目挙げたんですが、一括して2項目にまとめられてしまったので、質

問の内容が飛んじやうかもしれませんけど、そこはご了承していただきたいと思います。

今後のスケジュールについてなんですが、いみじくも町長の答弁の中で、これからも検討を重ねて、1月末か2月上旬には臨時議会を開いて決定していく内容なんでしょうけれども、最短でどの程度で、町民に届くようなスケジュールを組んでいますか。試算されているか、ちょっとお伺いいたします、最短で。

こういう内容ですから、すぐ皆さん、全員一致で可決されると思うので、それを踏まえて、大体いつ頃には皆様のお手元に届くということを、ここで言えないですかね。お願いしますよ。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 では、私のほうからお答えさせていただきます。

今町長からもあったように、今のところ、1月下旬から2月上旬頃の臨時議会というところで予定しておりますので、そこで議決をされてから、初めて動けるという形になろうかと思えます。

ただ、紙の商品券ということですので、そちらの印刷であるとか発送であるとか、もろもろの準備も含めると、やはりそこから数か月程度は、実際に町民のお手元に届くまでということですが、やはり数か月、四、五か月はかかるかなというふうには思っておりますが、できるだけ早く届くように、町としても努力はしていきたいと考えております。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 今、副町長の答弁で、4か月、5か月かかると。

やはりこういう情報というのは、町民早いんですよ。こういう支援策がある、商品券が届く。私のところに来て、いつ届くんだ、どうなっているんだと、無責任なことに私はつかれるんです。もう少しスピーディーな対応はできないのかなと。

どうなんでしょう、頑張ってもやっぱり、このぐらいの月日はかかってしまうものなんじゃないか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

議員おただしのとおり、町民の皆さんも即効性のあるものを期待されているかと思いますが、町長の現在の方針が、紙で配るという方針を出しているところでございます。これまでも数々のコロナ交付金、さらには経済対策、消費対策、そういったもので、交付金を活用しながら紙の商品券を配った実績で、やはり四、五か月はかかります。副町長、おっしゃったとおり、印刷代、さらにはそれを使えるお店の把握、そういった情報を行き渡らせることを考えると、ど

うしても四、五か月はかかりますので、これまでの実績からそのような期間を申し上げたということでご理解いただければと思います。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 分かりました。

今までの支援策についてもそのようなスケジュールだったので、今回だけ尻をたたいて急げというのも無理な話だというふうには理解いたしました。

この件について、おこめ券については、最後の質問になろうかとは思いますが、今後、こういうことを聞いてもいいのか、ちょっと迷ったんですが、重点支援交付金、本町はどのぐらいの交付金額になるのか、今把握されておりますか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 では、私のほうからお答えさせていただきます。

先日、16日だったかと思いますが、国のほうでも補正予算が成立いたしました。それを受けて、町のほうにも通知が来たところでございまして、今のところ本町の交付限度額というところでは、約2億7,000万円程度ということで示されておるところでございます。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 今、副町長がおっしゃいました交付金額、2億7,000万円、この金額、全て物価高騰対策に充てるということではないですよ。全て物価高騰に交付金を使うという考えでよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 お答えいたします。

国のほうからは、この重点支援地方交付金、物価高騰対策のための交付金ということで来るものでございますので、当然、物価高騰対策に全て使うということになろうかと思えます。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 分かりました。印刷代とか、もろもろの経費を除いても、かなりの金額が町民の皆様に配付されるということですよ。

ちなみに、これだけの金額が分かったので、1人当たりどの程度の商品券、金額の配付を考えて、現在検討しているのかお伺いいたします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 実際にお答えしにくい質問でございますが、私個人として、町民の皆さん1人当たり、何とか1万円分の商品券が配れないだろうかという思いを持っております。

それ以外、残った金額について、そのほかの影響出ている部署での対応もありますので、それらを含めて、今後、内部調整をしていくということでございます。私の思いとしては、1万円程度、このぐらいは、町民の皆さんに物価高騰対策としてお使いいただくものは、予算として割り当てたいなという思いでおります。

なお、これについては内部調整をさせていただきます。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 無理な質問して、本当に申し訳ございませんでした。町長は1人当たり1万円という金額を考えているということで、本当にこれは家計の助けになるなというふうに実感しております。

おこめ券については以上で終了いたします。

今回2点目の、これは再質問ということではございません。町長が今壇上で述べられた、答弁された内容について、私個人として感じたことを述べさせて、一般質問を終了したいと思います。

町長の答弁からです。

1期目は、新型コロナウイルス感染症への対応や物価高騰対策など、非常に厳しい状況の中での町政運営であったと伺いました。そうした中でも、町民の生活を第一に考え、町政に取り組んできた姿勢に理解できる内容でした。

また、子育て支援や高齢者福祉など、これまでの取組が少しずつ形になりつつある分野がある一方で、若者の定住や結婚支援など、引き続き工夫が求められる課題も確認できました。あわせて、観光施設については、外部評価や住民意見等の聴取を踏まえ、今後の方向性を整理しようとする姿勢が示されており、長年の懸案に向き合ってきた経過が伝わってまいりました。

2期目に向けて、これまで進めてきた施策や検討の積み重ねを生かしながら、観光を含めた地域活性化や町の将来につながる取組が確実に進められていくことを期待して、私の一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、10番、室井英雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、再開は午後1時とします。

休憩 午前11時32分

再開 午後 1時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 川 島 進 議員

○山内 政議長 8番、川島進君の登壇を許します。

8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 議席番号8番、川島進です。これより一般質問を行います。

質問事項は3点です。

まず1点目ですが、鳥獣被害対策ということで、①錯誤捕獲をした鳥獣（熊）の処理はどうされていますか。2つ目、その処理の際に、田島・館岩・伊南・南郷地域ごとの違いはありますか。3つ目、処理をした際の援助はありますか。

2つ目、高齢者生活福祉センター高夕についてであります。高夕の居住サービスについて、今年度は宿直者を配置しないと聞いているが、配置をしなかった後の対応は。

3つ目、チームビルディングツーリズム事業についてであります。1つ目、いつから開始されましたか。2つ目、令和6年度末までの成果は。3つ目、令和7年度の事業の進捗状況は。

4つ目、令和8年度以降も事業の継続はありますか。

以上、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 8番、川島進議員のご質問にお答えいたします。

初めに、鳥獣被害対策に関する1点目、錯誤捕獲をした熊の処理状況はどうしているかのおたがしでございすが、錯誤捕獲された熊については、鳥獣保護管理法に基づき、原則、安全な場所への放獣となりますが、迅速かつ安全な放獣ができない場合は、銃を使用しての殺処分ができるとされております。

なお、殺処分された熊については、埋却による処理、または解体した上で、南会津町地方広域市町村圏組合が運営する廃棄処理施設、東部クリーンセンターと西部クリーンセンターでの焼却処理となっております。

次に、2点目、田島・館岩・伊南・南郷で、各地域ごとに違いはあるかのおたがしでござ

いますが、田島地域においては、麻酔銃を使用した捕獲後の放獣、または銃による殺処分が行われております。一方、舘岩・伊南・南郷地域においては、麻酔銃使用者の到着まで時間を要し、安全かつ迅速な対応が難しいことから、銃を使用しての殺処分が実施されております。

次に、3点目、処理をした際の援助はあるかとのおたがしでございすが、錯誤捕獲された熊については、放獣が原則となっているため、処理した際の援助は行っておりません。また、殺処分についても、緊急を要するやむを得ない対応のため、援助は行っておりません。しかしながら、熊の処分については、多大な労力を要するものであるため、今後の支援の在り方について検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

次に、高齢者生活福祉センター高夕について、宿直者を配置しなかつた後の対応はとのおたがしでございすが、本町の高齢者生活福祉センターを運営している南会津会では、宿直者の高齢化や経費削減の観点から、新たな手法を検討しておりましたが、本年4月より伊南地域の尾白荘において、高齢者の見守りサービスを展開しているアイネット株式会社の携帯電話型緊急通報システムを導入いたしました。

このシステムは、携帯端末を入居者に貸出しし、緊急時にはその端末を使用して、24時間アイネット緊急センターにつながるため、救急車の要請や、施設職員や親族に連絡することが可能となっております。

その後、高夕につきましても、町と南会津会との間で、尾白荘での活用状況を参考に協議を重ね、宿直者による対応と同等の対応が可能であると判断したことから、宿直者を置かずに緊急通報システムにより対応することとしたので、ご理解を賜りたいと思ひます。

次に、チームビルディングツーリズム事業に関する1点目、いつから開始されたのかのおたがしであります。チームビルディングツーリズム事業については、観光だけでなく、企業の学びの場として国内外から研修する企業を誘致することにより、継続的に本町と関わりを持つ関係人口の創出を図ることを目的として、令和2年度から事業を開始しております。

次に、2点目、令和6年度末までの成果はとのおたがしでございすが、年度ごとに申し上げますと、令和2年度は、本町の地域資源の掘り起こしと国内企業からのアンケート調査等を実施し、企業研修の場としての本町の可能性について検証を行い、その可能性は高いと判断したところであります。

令和3年度は、前年度の検証結果を踏まえ、町内事業者と連携した受入れ体制を構築するため、同事業に賛同する町内の事業者で構成するチームビルディングツーリズム推進協議会を立ち上げるとともに、推進協議会の連携を強化するため、町内視察会を実施し、相互理解の醸成

に努めてまいりました。

令和4年度は、2泊3日のモニターツアーを2回開催し、5社25名に参加いただいて研修内容の検証を行い、課題を抽出しました。

なお、ツアーのテーマや行程、移動中のガイド等、全て推進協議会メンバーによって企画・運営されております。

令和5年度は、地域の魅力の再発見や、研修メニューとしての効果や有効性の検証、町内協力事業者の確保を目的として、町内視察会を実施したほか、チームワーク力や問題解決力を養う研修や、ポータルサイトの構築を行ってまいりました。

令和6年度は、研修会社向けのモニターツアーを開催し、研修内容の磨き上げとモデルコースの確立に取り組みました。また、町で地域おこし協力隊を受入れするとともに、推進協議会がNPO法人格を取得するなど、企業研修受入れに向けた体制の整備・強化を図ってまいりました。

次に、3点目、令和7年度の進捗状況はとのおたただしでございますが、令和7年度は、令和6年度のモニターツアーで課題として指摘された企業受入れ時の全体調整を担う人材の育成と研修プログラム提供者のスキルアップのほか、認知度向上や販路拡大を目的として、展示会への出展やモニターツアーの実施、企業向けツアーの提案・実施などに取り組む計画を立て、現在、順調に事業を実施しているところでございます。

次に、4点目、令和8年以降の事業継続はとのおたただしでございますが、令和8年度以降も事業は継続してまいります。今年度は、推進協議会を中心に、本事業に関わっていただける町内事業者の技術や知見を活用して企業研修以外の受入れも行い、積極的に関係人口の拡大を図るとともに、新たな商品の共同開発など、地域産業の振興にも寄与してまいりたいと考えているところであります。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 鳥獣被害対策の質問については、6番議員、12番議員、そして私と、最後の質問者である4番議員の4名が質問いたします。重なる部分があるかと思いますが、答弁をされる方は、また同じことかと思わずにお答えをいただきたいと思っております。

まず1点目ですが、熊の処理についてでありますけれども、埋却による処理、または解体した上で、東部・西部のクリーンセンターで焼却処理という答弁をいただきました。

各地域ごとの焼却の違いということの答弁であります。田島地域では、麻醉銃を使用した捕獲の後、山に帰す、森に帰す、放獣、または銃による殺処分、一方、館岩・伊南・南郷地域では、麻醉の許可を持った人が来るまでに時間がかかるということで、銃を使用しての殺処分というのが実施されているということですが、田島地域において、実際に麻醉を使用して放獣した例はありますか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

今年度におきましては、2頭の麻醉銃での放獣をさせていただいております。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 それでは、具体的な数字について伺いますけど、錯誤捕獲をしたという熊の頭数は、地域ごとに何頭かつかんでおられますか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

12番議員の質疑にもありましたけども、今年度におきましては、16頭ほど錯誤捕獲があったと報告させていただいております。そのうち、田島地域におきましては9頭、館岩地域において7頭となっております。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 ちまたで聞いている数字とちょっと違うような数字なんですけど、あくまでも農林課のほうでつかんでいる数字が、田島で9、館岩で7と、これはそのまま聞いておきます。これ以上、伊南とか南郷のほうからはなかったわけですね。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

これもダブる部分があるかと思いますが、鳥獣保護管理法におきまして、鳥獣の保護と管理というところと、また狩猟のルールを定めた法律がございまして、その法律に基づきまして、錯誤捕獲についても町許可が要る物件となっております。そちらの報告の部分でいきますと先ほどの数字となるということで、ご理解を願いたいと思います。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 了解しました。

それでは、3つ目の錯誤捕獲をしてしまい、処理をした際の援助についてであります。実際、錯誤捕獲をして、結構な労力、それから銃砲代等々、隊員の方は支出とか出費があるわけ

ですが、そこで隊員の方から、こういった錯誤捕獲をして処理をした際、これは支援対象にはならないわけですが、してくれというような申出はありましたでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

隊員の方からは、やはり錯誤捕獲の面につきましては、先ほど来お答えさせていただいておりますが、鹿、イノシシのくくりわなに誤って熊がかかったというところがありますので、場合によっては、いつ外れるか分からないというようなところの部分で、隊員の方については、自分の身の危険も感じるというところの部分があって、そういった話の部分はお聞きさせていただいております。

また、殺処分につきましても、やはり弾代であるとか、そちらの経費もかかるというところの部分は承知しておりましたが、先ほど来、町長答弁もありましたが、錯誤捕獲というところの部分で、本来の有害捕獲とは違うというところがありましたので、これまでについては対象としていなかったというところがございます。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 実際にそういう処理をされた方で、錯誤捕獲で、当然1万8,000円とか2万3,000円とか、ちゃんとしたルールにのっとった場合は支給されるわけですが、錯誤の場合は支援対象外だということで、それを対応された隊員の方から、この分についてもなんぼかけてくれないかというような問合せというのはありませんでしたか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

そちらについては、私どものほうには、ちょっと届いていないところがございます。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 何でこんな質問しているかという、ある隊員の方から、何頭も捕獲したと、具体的な数字も伺っております。今の課長の数字とはちょっと食い違うような数字ではあるんですが、結構な労力、それから、様々あれがかかるわけですね。行ってみたら、百何十キロもある熊がおりの中で暴れていたとか、これはどうしようもない。じゃ麻酔持っている人を、役場とかいって伺ったところ、県内に麻酔の許可を持っている人が、今のところ2人だと。県のほうは、これを最大4名にしていきたいというようなこともちょっと聞いたんですけども、幸い南会津町にお一人、その有資格者がいて、もう一人は猪苗代在住の方だというふうにも伺っております。

でも、その人に連絡がついて、現場までどのくらいかかるんだという、結構な、下手するとあしたになっちゃう、その間、熊は暴れている、大変だから銃で殺処分して、じゃそれなりに解体処理をして、クリーンセンターなり、あと埋めたりというような行動なんでしょう。それに、1人で結構な体重のある熊をおりから引っ張り出して、わなから外したりして、それなりの、車に乗せて現場まで持ち帰るというのは1人でできないから、自分の知り合いに連絡を取って頼んだ。そういう点で、これ1円も出ないというのはあんめえというようなことをアプローチをされたわけです。

あえてこの質問になったわけですが、先ほどの町長の答弁の中には、多大な労力を要するものであるため、今後の支援の在り方については検討していくというような回答を得ましたので、これ以上、じゃどういうふうにされるのか、時期はいつなのか、ここで言ってもあれでしょうが、私の個人的な希望数字を申し上げれば、本当は今年度遡って対応していただきたいんですが、予算の管理もあるでしょうし、じゃ来年度からとなるのか、1頭幾らが妥当なのか。実際には、鹿とかイノシシが1万8,000円なり2万3,000円というような具体的な数字も出ておりますから、それに類似したような数字を見ていただければなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

令和7年度に限りましては、熊の出没が多かったというところの部分で、先ほど139頭ということで、捕獲させていただいた。これも、まさに実施隊、猟友会の方のご努力によってなした実績であるというふうなところの部分があります。

そちらについての埋設または焼却というところで、処分についても手間暇がかかるというところについては、十分理解できるところでございます。令和8年度に向けて予算査定の最中ではございますので、そこら辺を含めて、どういった支援の在り方があるかというところについては検討してまいりたいと考えております。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 了解しました。

それでは、2つ目の高夕についてであります。今年度、12月もう始まっていますが、3月いっぱいまでは何名か、具体的な数字は私、つかんでおりませんが、入居者がいらっしゃるものと思われ。既に4月から伊南地域の尾白荘で、宿直者のいない、アイネット株式会社との間で携帯電話型緊急通報システムを導入されているということで、8か月弱になるんですが、

その間、この期間の中で、何かトラブル等がありましたでしょうか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

尾白荘のほうでこの4月から導入をされまして、実際のところ、4月に入所されている方がお出になられて、5月からは誰も尾白荘の利用者がいなくなったというところもあります。そういう利用者がそもそもいなかったというところもありまして、今のところ、特に大きな問題はなかったというふうに聞いております。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 分かりました。尾白荘に関しては了解しました。

高夕も既に12月1日から入居されているわけですが、現在何名の方、それから、既にこのアイネットというので対応されていると思うんですが、3週間弱ですが、何かトラブル等がありましたでしょうか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

今現在、8名の方が入所されております。12月1日からの入所になりますけれども、今のところ、特に変わったことはなかったというふうに聞いております。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 今後、また3か月半、高夕の場合、期間があるわけで、その間にどのようなことが起こるやもしれません。合併前の大分昔の話ですけれども、あそこでベッドで寝ていて、ベッドから落ちて骨折をされた方がいまして、当時は当然宿直者がいて、救急車とかそういう対応をされたというふうに聞いたことがあります。

実際今、高夕さんには宿直者を、人手不足ということでなくしたわけですから、その8名の方に携帯端末を1台ずつ持っていただいて、何かあったらボタンを押して、実際に駆けつけるわけですが、アイネットさんが待機というか、している場所は、大桃に事務所があるというふうに思っているんですが、そこでよろしかったでしょうか。

あと、そこから高夕まで駆けつける時間、黙って冬場だと30分ぐらいは、即飛び乗ってもかかるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

株式会社アイネットさんにつきましては、本社が会津若松市にございます。事務所は伊南地

域にもございますけれども。ですので、緊急センター、こちらは、私の想像になってしまうんですが、会津若松市にあるものと思っております。

このシステムといいますのは携帯型のものでありまして、そこにひもがついております。そのひもを抜くと、緊急時に連絡したいときにひもを抜くと、抜いた時点で緊急センターに電話がつながるといふ仕組みになっております。緊急センターのほうは、365日24時間対応で対応されております。そして、電話を受けたセンターの職員は、まずその電話の先のご老人の方とお話をして、どういう状況かを確認した上で、救急隊を呼ぶ必要性があれば救急隊のほうに通報する。

そして、それ以外の協力者ということで、登録されている方が数名いらっしゃいます。例えば、今回の高夕の入所者につきましては、高夕の職員であったり、それ以外には民生委員さんであったり、そういった方が協力者として、アイネットのほうに連絡者、連絡の名簿が提出されております。緊急センターの職員は、先ほど言いましたように、救急車の要請をしたり、そういった協力者への連絡、さらには親族の方への連絡をいたします。

ということですので、直接センターの職員が駆けつけるというシステムではございませんで、救急隊を呼んだり、親族関係や職員の方に連絡をするということで、緊急体制を取っているということでございます。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 大まかな流れは了解しましたが、ただ、委託を受けた職員だったり民生委員の方、それから地域住民、それが近いところにいらっしゃれば、すぐ駆けつけて、当然鍵もお持ちでしょうから、そういう対応するということなので、今はもうスタートしてしまったので、これはこのまま見守るしかないんだけど、私、個人的な意見として、本庁及び各3支所で宿直者制度が取られております。これは当然、外注というか、委託されているものと思います。

高夕の運営等につきましては、尾白荘とか南会津会に委託をされて、そこでどうしても、今までやっていた方が高齢化なり何なりで見つからないと、宿直者が見つからないから、高夕に関しては、尾白荘で既に始まっていた対応を取ったということなんだろうが、本来であれば、一つ屋根の下に夜間いて、何かあったときにボタンとか何か押してもらえば駆けつけて、それは当然、建物の中に同宿しているわけですから、もっともっとスピーディーにいくと思います。

何を言いたいかというと、宿直者を委託されている会社に、役場さんじゃなくて南会津会さんが契約をして、同じ人が毎晩泊まっているわけではないから、ぐるぐるローテーションを上

手に組んで、そういった方向で、私のアイデアですが、そういったことも可能ではないかなと思って、今提言したわけですが、その辺いかがでしょうか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

今回ご質問がありましたので、例えば役場本庁舎、そして支所の宿直業務を受けている事業者のほうに、こういった高夕の宿直の仕事を引き受けていただけないかということで確認をしましたところ、なかなか今、慢性的な人材不足でありまして、特に宿直の仕事というのは夜間になりますので、人の確保が、人員の確保が難しいというような話をいただいております。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 分かりました。

私の考えが浅はかだった、もう既にそういう対応はされていたということなんでしょうが、粘り強く、どうしても同宿されていたほうが、機敏にスピーディーに対応、何も無いのが一番いいんですけども、何かあった場合には、もっと粘り強く、二度三度足しげく通えば、相手の気持ちも、やってみるか、役場さんにお世話になっているんだからなんていう話にもならないとも限らないので、ぜひ今後、宿直者というような、元の形に戻れるような体制づくりを整えていただきたいと思います。

続けて、今後は、3つ目のチームビルディングツーリズム事業でございしますが、本来であれば通告しておけばよかったんですが、ちょっと落としましたので、ここでお伺いするんですが、お尋ねをするんですが、令和2年度事業開始、それから丸5年終わりました。実績は、予算化して、最終的に6年度末までの実績は出ておると思います。あと令和7年度、まだ年度中途ですが、そこでの予算と、またあと、昨年10月から、この事業には地域おこし協力隊の方が専属で入っておられまして、今年度もその中で活動されているというふうに伺っております。

そういった地域おこし協力隊の方の予算、それから本事業に対しての予算実績等を合わせて、合計で幾らになるか、もしお答えできる範囲であれば、お願いします。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

令和2年度から令和6年度までの実績額で、概算ですが、4,569万4,000円、本年度の予算額ですが、620万1,000円になります。

地域おこし協力隊の受入れに関しまして、人件費と活動費といたしまして、529万5,000円あります。合計で、令和2年度から令和7年度までの今ほど申し上げた数字の合計といたしま

して、5,718万9,000円になりますが、そのうち、国・県の補助金であったり特別交付税措置がされまして、その額が約ですが、3,770万円とあります。一般財源として持ち出しているのが1,948万円ということでもあります。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 6年にわたり、およそ町から2,000万円弱、あと補助が3,770万円ということなので、合計で5,720万円という、結構な金額だと思います。

こういった事業は具体的に、じゃ交流人口、関係人口、何人来て、どれだけ町にお金が下りたとか、そういった具体的な数字を求めても、これは当然回答が得られないんでしょうが、ずっと見ている中で、事業開始から数年経過しているわけですが、何となく漠然とした結果しか見いだせていないように思うんです。

先ほど町長答弁の中にも、年度ごとに様々な努力をして、あと都会の企業を呼んで、事前に研修に来て、あそこがよかった、ここがよかったということで会社のほうに帰って、福利厚生等を利用して、じゃ南会津町、舘岩、伊南、南郷、様々、スキーもある、ジップラインもある、鮎釣りもある、秘湯もある。いい点を紹介していただいて、こっちに来ていただいて宿泊でお金を落としていただくのが、そういう事業なんだろうけど、その辺、なかなかうまく機能していないのかなど。

実際に会社の広報担当とか、そういう福利厚生担当の方が2名、3名来られて、いろんな会議とか、今申し上げたような観光場を巡って、ホテルに泊まったり、きとねを見たりとかというようなことはされているかと思います。

成果を上げるには、町長答弁が全てだとは思いますが、どのような観点、これから、来年度も事業継続ということがありましたけれども、どのような点に注意をして、また、新しく協議会がグレードアップして、NPO法人格を取得し、そこに事業委託をしたということでもありますので、まだ若い組織ですよ、新しい委託先。今までは電通の子会社とか何かに委託されていたと思うんですけれども、そういった点も含めてお答えいただければ。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

町長答弁にもありましたとおり、このチームビルディングツーリズムの目的といたしましては、国内外からの企業の研修の場として南会津町を使っていただく、そこから派生する関係人口の創出ということを目的としておりました。

令和7年度において、法人化したNPOのほうで直接営業をかけたりということ、本年度

は1社受入れをしております。1社で17名、受入れをしております。さらに、三条市との交流もあるということから、チームメンバーの中で三条市のほうの企業に営業に行きまして、その三条市の企業がこちらでチームビルディングツーリズムを体験していただいたという経緯がございます。

その受入れの中で、やはり三条市の鉄を使った製品と本町の木を使った製品、それらをコラボした商品ができないかというような話合いも持たれまして、そこで今後、新たな連携した商品が、共同で商品ができるのではないかとということで、これから話合いが進んでいくというような報告も受けております。

そういったことから、改めて申し上げますが、町長答弁にもありましたとおり、関係人口だけではなくて、そういった産業の創出という観点からも、このチームビルディングツーリズム、寄与できるのではないかとというふうに思っております。

また、モニターツアーを行っていただいた企業の方が、個人的にここに保育留学というような形で、受け入れてもらえないかというような相談もあって、昨年度ですが、実証的に行って、メンバーの方たちがその受入れの対応などを進めていたということでございます。

これは一つの事業で、議員おっしゃられたとおりに、なかなか見えないというふうなことでありますが、少しずつではありますが、メンバーの若い方たちがどうにかして、この地域をよくしていこうということで動いておりますので、町としてもそこは応援、さらに促進するような取組をつくってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 了解をいたしました。

じゃ最後に、この事業について、昨年10月から、先ほども申し上げましたが、地域おこし協力隊が専門に加わったと、この事業に応援をしている、もう1年以上経過をしております。人材も増えて、よりパワーアップしたと思われまして。

今後も交流人口の拡大を目指し、多額の予算が投入されているわけですから、今後も事業の進捗に努力されることを願って、私の一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、8番、川島進君の一般質問を終わります。

◇ 丸 山 陽 子 議員

○山内 政議長 次に、11番、丸山陽子君の登壇を許します。

11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 議席番号11番、丸山陽子です。

通告に従い、一般質問をいたします。

初めに、学校に給水用サーバーの設置について伺います。

近年、熱中症対策として、給水用ウォーターサーバーを設置している学校が増加しています。南会津町においても、35度を超える日が増え、暑さが厳しくなっています。1日の大半を学校で過ごしている児童・生徒への暑さ対策は不可欠です。

熱中症対策として、子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、小中学校に給水用ウォーターサーバーを設置してはと考えます。町の考えを伺います。

次に、小中学生のインフルエンザ予防接種費の無料化について伺います。

子供が受ける予防接種は、免疫力がつきやすいように、接種年齢や回数、間隔などが法律で決められています。法律で決められた予防接種は公費負担で受けることができますが、法律で決められた範囲外は任意接種となります。

ワクチンは、皮下注射型と鼻腔内に吹きかける点鼻型があります。注射型は1回当たり約4,500円で、13歳以下は2回接種が望ましいとされています。また、1回で済む点鼻型は、約9,100円と高額です。

子育てをするご家族が、インフルエンザ流行の時期を安心して乗り越えるためにも、インフルエンザの予防接種はとても大切と思います。子育て世帯の経済負担を軽減するためにも、インフルエンザ予防接種費を無償化にしてはと考えます。町の考えを伺います。

以上で壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 11番、丸山陽子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、熱中症対策の一環として、小中学校に給水用サーバーを設置してはとのおたがでございましたが、小中学校への給水用サーバーの設置につきましては、児童・生徒がいつでも冷たい水を飲むことができ、水分補給や熱中症予防に有効であると認識をしております。

しかしながら、タンク式につきましては、水の補充が重く大変であるほか、塩素消毒されていないため雑菌が増えやすく、内部洗浄といった専門業者によるメンテナンス作業が必要不可欠であり、また、水の代金やサーバーレンタル料、電気代、メンテナンス費用といったランニングコストが定期的に発生いたします。

また、ランニングコストが比較的安価と言われている水道直結式につきましても、設置場所に水道や電源が必要となることから、専門業者による設置工事を伴うほか、サーバー本体の導入費用や衛生的な状態を保つためのフィルターカートリッジの定期的な交換が必要となります。

なお、民間企業からサーバー本体の提供を受けて設置を進めている自治体もあるようですが、ランニングコストが想像以上にかかってしまったり、サーバー本体の清掃を日常的に行ったりしなければならぬため、教職員の負担が増加するなど、慎重に検討を進める必要があると伺っております。

したがって、町といたしましては、現在行っている各家庭からの水筒持参で特にクレーム等もないことから、学校、保護者等から設置する声も出されておられません。現時点で、小中学校へ給水用サーバーを設置する考えはございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、小中学生インフルエンザ予防接種の無償化についてのおただしでございますが、現在町では、子育て世帯の負担軽減策の一つとして、1歳から15歳までの子供に対し、1回当たり2,500円を上限としてインフルエンザ予防接種費用の助成を行っており、令和6年度の実績といたしましては、接種者479人、接種率は46%となっております。

また、子育て世帯の負担軽減対策といたしまして、本事業以外にも、ゼロ歳児から2歳児の保育料半額助成や学校給食費の3分の1助成といった事業も実施していることから、現時点で子供に対するインフルエンザ予防接種の無償化を行う考えはございませんが、引き続き子育て世帯のニーズの把握に努めるとともに、他市町村の動向に注視しながら、子育て世帯に対する支援の充実を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 では、初めに、学校への給水用サーバーの設置についての再質問をさせていただきます。

確かにタンク式は、メンテナンスもランニングコストも発生しますし、高額になるかと思えます。

ランニングコストが比較的安価となる、水道直接の方式を導入している自治体もございます。水道から直接設置するんですけれども、入れている自治体の中には、そこに冷水器ということで、水だけが出る冷水器を設置しているようです。冷水器は自動洗浄機能があるために、衛生

面も安全と考えられていますけれども、その辺についての調査はされましたでしょうか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 答えいたします。

委員から質問いただきまして、私もホームページ等でいろいろ調べさせていただきました。その中で、議員おただしのように、水だけのもの、冷たいのしか出ないものとか、温かいお湯も出るものとか、いろんな種類がありまして、全国の自治体で学校で導入されているのは、自分で持ってきた水筒等に補充する、冷たい水だけ出る機械というものの導入が多いというふうに把握してございます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 私も調べさせていただいたところでは、熊谷市なんですけれども、暑さ対策として、夏の間だけ、本当に夏場の運動などの後に水分補給ができるようにということで、体育館などに冷水器を設置して、小学校では26校中21校に設置をしているというふうになっておりました。冷水器は自動洗浄機能があるために、やはりサーバーとか、そういうものの点検が必要ないということから、水道管直結でつなぐ冷水器を設置しているというふうに回答されておりました。

そういう意味では、冷水器の設置も該当になるというか、検討してみてもいいんじゃないかなというふうに思われるんですけど、その辺についてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 答えいたします。

熊谷市のケースについては、私はちょっと調べてはいなかったんですけども、議員おただしのように、メーカーによっては、そういったメンテナンスが必要ない機械とかもあるのかもしれないけれども、メーカーによっては、カートリッジの交換が3か月であったり半年であったり、1年に1回必ず交換しなければならないというような機械もあるようです。

買取りで機械を設置する場合と、レンタルで毎月定額を支払って利用するというケースがあるようですけれども、そのレンタルの中にそういったフィルターの代金も含まれていて、何か月かに1回フィルターが届いて、先生たちがフィルターを交換してやっているというような、ホームページ等で見たりしていましたので、議員おただしのような、そういったフリーメンテナンスといえますか、メンテナンスが必要ない機械もあるというのは、ちょっと初めて知ったものですから、後で調べさせていただきたいというふうに思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 答弁の中に、子供たちに水筒を持たせているので大丈夫ということでお話がありましたけれども、また、体育館やその他、冷房完備がされていない教室もあるかと思えます。そういう中で暑さを防ぐために、水筒はあつという間に飲み干してしまうのではないかなというふうに思われます。

飲み切った後の、やっぱり水筒に入れる子供たちというのは、水道水になるかと思えます。夏の暑い時期に、水道水って温かくなってしまっているかと思うんですね。そういう意味で、飲み切ってしまった後の子供たちへの対応というのは、学校ではどのように考えているのでしょうか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 答えいたします。

生徒によりまして、小さい水筒を持ってきている生徒につきましては、議員言われたように飲み切ってしまうと、仕方なく水道水を入れて飲んでいる生徒もいらっしゃるかと思えます。あと、私も通学風景を見たりしますと、1リットルぐらいの大きい水筒を肩からかけて持っている生徒等もおりますので、やっぱり1日に自分が飲むような量に応じて、水筒の大きさも変えているというふうに把握してございます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 先ほどもありましたけれども、ランドセル、水筒って大きかったり、小さかったりあると思えますけれども、低学年生にとって、ランドセル自体も大きいし、その中で、水分補給のために水筒を持ち歩くというのは、とても子供にとっては疲れることではないのかなというふうに思えます。

暑い中で、少しでもそのつらい状態を少なくしてあげるということも考えていく必要があるかなというふうに考えるんですけれども、その辺についてはいかがですか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 答えいたします。

水筒を持ってくれば、議員言われたような冷水器を導入、もし仮定として設置した場合、水筒に補充するという形になって、飲み終わっていない生徒は補充しないので、1台とか少ない台数で可能かと思うんですが、水筒を持ってくるのが大変なので、水筒を持ってこないというふうになりますと、例えばマグカップなり、自分の持ってきたもので冷水器を使用するとなりますと、やっぱり休み時間とかに行列になってしまったりということもありますので、そうしますと、複数台数の冷水器を導入しなければならないので、万が一、もし導入する場合につい

でも、基本的には今までどおり水筒を持ってきていただいて、飲み切った生徒が補充用で使うというようなスタンスになるのではないのかなというふうに考えています。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 先ほどの熊谷市の例でいきますと、学校に1台、大きい学校であっても1台という設置の仕方をしていきますので、その辺も含めて調べていただきたいなというふうに思います。

本当に、先ほどの答弁の中で、各家庭から水筒を持っていくことで大変だというクレームもないし、冷たい水を飲ませてほしいという要望もないみたいな内容の答弁だったんですけども、要望がないから何もしないということではないとは思うんですね。ぜひ、これから暑さもさらに厳しくなってくるかと思えますし、そういう中で、先々の用心というものもすごく大切ではないかなというふうに思います。

ぜひその辺についても、先々見て、前もっての子供への対策というのは大切だと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 答えいたします。

保護者の方からも、あと学校のほうからも、要望がたくさん教育委員会のほうに出されています。一例で言いますと、例えば備品とか、そういうのが古くなったので買い換えてほしいとか、例えば校庭にある遊具が古くなったので新しいのに交換してほしいとか、学校給食、今3分の1補助しておりますが、無償化してほしいとか、スクールバス、冬場だけじゃなくて通年で乗れるようにしてほしいとか、たくさんの要望が出されています。

ですから、それを限りある財源でありますので、できるだけ我慢していただけるものについては、ちょっと先送りさせていただいて、緊急性のあるものから予算をつけて、毎年購入したり修繕したりというような形になっていきますので、答弁の文言で、議員はそのように感じられたのかもしれないんですが、要望の出されているものを先に町としては対応させていただいて、要望の出していないものについては順次、そういったのも感じてはおりますので、状況に応じて検討してまいりたいというふうに思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからもお答えを申し上げます。

今回、丸山議員のほうからこの質問をいただきまして、初めて、そういうふうな対応しているところがあるんだというふうに知りました。私のところに保護者の方とか学校のほうから、

そういうふうな要請は届いたことはございません。

丸山議員が今回の質問に当たって、住民の方からどのぐらいの、こういったお声を聞いての上の質問なんでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 町民の子供さんを持っているご家庭からということではなくて、水筒を持って歩いている様子を見ているおじいちゃん、おばあちゃんとか、そういう町民の方が見て、あれは学校に給水機があったらねという話で、こういう質問させていただいております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

今、新たな視点での取組の提案だというふうに受け止めたいと思います。

学校教育課長が答弁申し上げましたように、優先順位をつけて、我々もやっていく必要がありますので、今後の推移の中でこういった需要が出てくるということであれば、検討する時期もあるのではないかと、このように考えます。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 確かにこのサーバー、熱中症に非常によい対策だと、そんなふうには思っています。

先ほど課長からあったように、タンク式等ですと非常に管理が、滅菌だったり内部洗浄、メンテナンスですね。それから、水道直結型ですと、大体従業員50人のオフィスで、大体月400リットルということで、4万円近くかかるんですね。うちの子供たちの数だと713人として、大体560万円はかかるような予算なんです。

そんなこともちょっとあって、要はお金だけではなくて、実態から申し上げますと、小学校低学年1・2年生だった場合、4校時、つまり午前中と、あと週に1回程度、5校時があるということなんです。なので、午前中飲んで、あとは給食で牛乳を飲んだりしますよね。あと、お掃除やって帰ると。要は、あとは高学年だったら、中学生は部活、その辺がちょっと心配されますけども、やはりそれは、中学生は中学生なりの大きいボトルタイプを持って歩いていると思うんです。

私の言いたいところは、確かにそれは重要なことです。山形県でも熱中症で亡くなった子供さんがいるので。私のほうで今考えているのは、それよりもやっぱり先行して、特別教室、理科室だったり音楽室だったり家庭科室、ここがないんです。そちらのほうは私は非常に問題だと思っています。

それで、本町で特別教室に空調がないという実態から、本年度各学校に、取りあえず全部の特別教室は無理なので、例えば田島中だったら理科室とか音楽室とか、そういう優先順位をつけてもらいたいと思う。それをオーダーを出して、実施計画の予算を今回の予算に計上します。どれくらいかかるかということですね。普通教室だけでも大体200万円かかるということなので、相当なお金がかかると見込んでいます。

なので、やっぱり私は、例えば3階の音楽室なんて、とてもじゃないけど授業にならないくらいなんです。業務用の扇風機を使ってやっている状態なので、私はそちらのほうが優先順位が高いのかなと。また全国的に、体育館もそうですね、避難所。私たちは、体育館よりも特別教室のほうが急を要すると、私はそういう認識でいます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 ぜひ子供たちの暑さ対策に対しては、学校の皆さん、また父兄の皆さん、保護者の皆さんそれぞれ、子供の健康については本当に心配されていると思います。児童・生徒の皆さんのやっぱり健康管理、皆さんの健康管理や、安全で過ごせる環境をぜひつくっていただきたいなというふうに思います。

以上でサーバーについての質問は終わりたいと思います。

次に、小中学生のインフルエンザ予防接種の無償化について伺います。

本町では、小中学生にインフルエンザ予防接種費用2,500円を助成しているということでしたけれども、私が南会津町の子育て支援事業の一覧を見させていただいたときに、予防接種の助成というところで、小学校、中学校にちょっと線がなかったんですけれども、これはいつ頃から、小中学生に対しての接種の2,500円補助を始めたのか教えてください。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 申し訳ございません、いつ頃からというのをちょっと把握してございませんので、答弁できません。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 2,500円を助成しているということなんですけれども、この助成は1回当たりということで、先ほども言いましたが、1回、大体4,500円ちょっとかかるんですけれども、そういう中で、1回を2,500円だけ助成しているということですか。それとも、注射型というのは、2回やったほうが有効だというふうに言われているんですけれども、全ての接種に、インフルエンザの接種に対して、2,500円を上限としているということでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 答えいたします。

1人1回です。1シーズン、1人1回2,500円ということでございます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 皮下注射は、13歳以下であれば、2回が望ましいというふうに言われています。1回ということは、町としては、予防接種を1回で大丈夫というふうに、安全だというふうに思われての1回だけの支援というふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 答えいたします。

13歳未満の方は、2回やったほうが効果が高いというふうに言われておりますが、町としては、1回で大丈夫だろうという判断だったと思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 2回がやったほうがいいというものに対して、1回の補助しか出さないというか助成しないという考え方は、2回やるのであれば2回分の補助というのが、助成というのが、大事なのではないかなと思うんですけれども、その辺についてはいかがですか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 今回、議員からご質問いただきまして、会津管内の町村でどのような補助体制になっているのかと調べたところ、13歳未満の方は2回というところが多いというのは把握してございます。

本町で、1人1回助成ということでやっておりますが、2回にしてほしいという声も過去には1件、2件あったという話は聞いておりますので、今後2回にするかどうかというのは、ちょっと研究課題にさせていただきたいというふうに思っております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 あと、注射型もあるんですけれども、鼻の中にやる点鼻型というのは約9,100円ということで、9,100円ちょっとかかるんですけれども、高額になります。これは1回で済むものなんですけれども、子育て世帯の中で、点鼻型を望むという方はいらっしゃいましたでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 実際、鼻から入れるもので予防接種をやっている方もいるというのは把握してございます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 もしその方が注射を望んだ場合も、2,500円ということではよろしいでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 鼻からのものに対しても2,500円の助成となっております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 ここ数年の物価高ということで、誰もが経済的に不安を抱えていると思います。そういう中で、子育て世帯も同じだというふうに思います。

多子世帯、要するに子供が2人とか3人とかいらっしゃれば、その方が受ける、大体、注射型でも2回受けると9,000円ちょっとになりますし、そういう意味では2,500円で、子供さん一人一人対応してくださるとは思いますけれども、3人とか4人いる家族もいらっしゃるようですけれども、そういう中で、高額になります。少しでもやっぱり町として支援をしていく方向を、無償化ということで、私は今回提案させていただきましたけれども、そういう意味では、ぜひ子供たちを育てるご家族に対して、しっかりと補助体制を考えていただけたらなというふうに思いますけど、改めていかがでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 先ほど給水用サーバーのところでも答弁あったと思うんですが、町として子育て世帯への支援、子育て、学校教育も含めて、必要なところに予算をつけていく。その中で、インフルエンザのワクチンについては、一定程度のご負担をしていただくという方針で、このような形になっていると思いますので、今後インフルエンザの状況が変わってきたらば、また検討したいと思いますが、現状のところでは無償化は考えていないということでご理解願いたいと思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 私、今回、南会津町の子育て支援事業の一覧を見させていただいて、福祉という言葉が出てきましたので、福祉という言葉、福祉ってどんなあれなんだろうと思って、辞書を引いてみました。その中で、辞書で福祉を引くと、何と、私は弱い方のための支援を考えることなのかなというふうに思っていましたら、福祉を辞書で引くと、幸福と出てくるんです。そして、その後には、満足すべき生活環境というふうにも書いてありました。

本町の一つ一つの福祉の政策が、本町に住む皆さんが本当に幸せと感じる政策として実現できるようにというのを期待しまして、一般質問を終わりたいと思います。

○山内 政議長 以上で、11番、丸山陽子君の一般質問を終わります。

4番、星和孝議員にお諮りをします。

午後3時まで40分以上残しておりますので、一般質問を継続したいと思いますが、いかがでしょうか。

○4番 星 和孝議長 お願いします。

○山内 政議長 了承をいただきましたので、一般質問を続けます。



◇ 星 和 孝 議員

○山内 政議長 4番、星和孝君の登壇を許します。

4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 議席番号4番、星和孝です。

今定例会最後の質問者になりました。もう少しの間、時間をいただきたいと思います。

通告に従い、これから一般質問をします。

現行から次世代につなぐ農業施策はと題し、質問します。

農林水産省が発表した2025農林業センサスの速報値では、福島県内の基幹的農業従事者数が3万7,260人となり、前回調査から1万4,339人下回り、年齢別の構成では70代が最も多く1万6,648人で、44.7%と半数近くを占めたと報道がありました。

この環境の中においても、南会津町のお米、野菜、花卉は、生産者の努力によって高い評価を得ていると思います。

そこで、今回は、前回にも少し伺いましたが、担い手施策の提案と野生鳥獣対策を中心に伺います。

①町の重点振興作物の枠を拡大し、農業者の選択肢を増やすことによって、担い手の確保ができるかと考えるが、町の考えは。

②精魂込めた農作物も、野生鳥獣の被害により出荷が低い状況です。特に西部地区では、地区ぐるみの電気柵の設置が低いと感じます。各支所での取組状況は。

③野生鳥獣の被害防止には、鳥獣被害対策実施隊の活動支援が必要不可欠です。巡回パトロールの強化とわな等を充実する考えは。

④捕獲後の処理に関して、東部または西部のクリーンセンターでの焼却処分の受付が午前中

となっています。大型鳥獣は解体しなければならないため、受付が間に合っていない声が上がっています。自治体の負担軽減のためにも、焼却受付時間の延長について協議する考えは。

⑤住宅地や町なかに熊などの野生鳥獣が出た場合に、緊急銃猟のオペレーションは、行政・警察・猟友会の連携及び連絡系統ですが、本町では整っていますか。

最後に、⑥番、県は国に対し、野生鳥獣肉の出荷制限を一部解除することを申請しております。科学的根拠に基づいて、野生鳥獣肉の出荷制限を会津総合開発協議会において集約し、県に対して要望する考えは。

以上で壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 4番、星和孝議員のご質問にお答えいたします。

初めに、現行から次世代につなぐ農業施策はの1点目、町の重点振興作物の枠を拡大し、農業者の選択肢を増やしてはとのおただしでございしますが、現在町では、夏秋トマト、アスパラガス、花卉の3作物を重点振興作物として選定しており、花卉については、宿根カスミソウ、リンドウ、カラー、スターチスの4品目としております。

これは、南会津町農業・農村振興計画において位置づけており、選定に当たっては、計画の審議機関である南会津町農政審議会において、作物の販売額や収益性、本町の気候・土壌条件に適しているかなどを総合的に勘案し、県、農業委員会、農業協同組合などの関係機関にもご意見をいただきながら、選定をしているところであります。

現行の南会津町農業・農村振興計画の計画期間は令和14年度までとなっておりますが、担い手の確保につきましては重要な課題であると認識しておりますので、新たな作物の追加も選択肢の一つに入れつつ、次期計画策定時に審議会において協議したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目、西部地区での電気柵設置の取組状況はとのおただしでございましたが、町では、地域ごとに開催している農家を対象とした農業所得安定対策事業の説明会において、町単独補助事業や鳥獣被害防止施設機材貸与事業について周知を図り、各地区から要望があった際には、設置場所について協議を重ね、事業化に努めてきたところであります。

西部地区における鳥獣被害防止施設資材貸与事業では、令和2年度に館岩地域の塩ノ原・たのせ地区、伊南地域の古町地区で設置したほか、町単独補助事業においても、各地区で取り組んできたところでございます。

西部地区の特徴として、積雪の多さにより複合柵の倒伏が見られることなどから、電気柵の

設置が主となっておりますが、維持管理に多大な労力が必要なため、集落を網羅する取組が困難となっている状況であります。野生鳥獣の被害軽減を図るためには、地区ぐるみの対策が重要となることから、維持管理労力の低減についての調査研究を行いながら、各地区において活用が図られるよう、引き続き周知に努めてまいります。

次に、3点目、巡回パトロールの強化とわなを充実する考えはとのおたただしでございますが、巡回パトロールにつきましては、現在、町職員と鳥獣被害対策実施隊により、5月から11月の平日において実施しております。

町といたしましては、引き続き町民の安全確保のために、県や警察署との連携を一層強化して、被害防止・抑制に向けた巡回パトロールを実施してまいります。また、わなの充実につきましても、設置に対する支援策を検討していく考えでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、4点目、捕獲した鳥獣の焼却受付時間の延長について協議する考えはとのおただしをいただきました。

これまで、平成30年及び令和3年に、当時の南会津地方環境衛生組合と協議を行っており、その際、捕獲した鳥獣を午後に搬入した場合、鳥獣の焼却に時間がかかるため、施設の稼働時間内での焼却が難しいとの回答をいただいております。しかしながら、熊の捕獲頭数の増加や鳥獣被害対策実施隊が高齢化している状況を踏まえ、再度協議したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、5点目、緊急銃猟のオペレーションは整っていますかとのおたただしでございますが、本年9月より緊急銃猟の制度が開始されたことから、町では緊急銃猟対応マニュアルの素案を作成し、10月22日に開催したツキノワグマ被害緊急対策会議において、県や警察、猟友会などの関係団体と意見交換を行い、その後、関係団体からの意見を踏まえ、11月に緊急銃猟対応マニュアルを成案として取りまとめをいたしました。

今後はマニュアルに基づき、机上訓練や実地訓練を行うなど、緊急銃猟の円滑な実施に備えて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、6点目、野生鳥獣の出荷制限を会津総合開発協議会で集約し、県に要望する考えはとのおたただしでございますが、今年度の会津総合開発協議会の要望活動におきまして、野生鳥獣肉、ジビエでございますが、出荷制限等の解除条件の見直しについて、県をはじめ国の関係省庁に対して要望してきたところであります。今後も、解除条件の見直しを図られなければ、要望を継続するべきだと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願い申し上げます。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 ①より順次、再質問をさせていただきます。

まず、①については再質問はありませんが、選択肢を増やすということはメニューを増やすということであって、メニューが少なければ選択肢も狭まるということで、例えば、これも例え話になってしまうんですが、昼食にカレーを食べたいと思って食堂に行ったら、店主が、うちはラーメンとカツ丼だけだよと言われるのと同様なことだと思います。

なお、重点振興作物の見直しも必要不可欠ではないでしょうか。ぜひ次期計画策定時に協議事項に入れていただきたいと申し上げ、次に移ります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 議員が言われること、よく分かります。やっぱりいろんな作物で、この地域で農業経営をやってみたいという方がいらっしゃれば、その間口は広く取っておくべきだと思います。

例えば、議員が今、振興作物を拡大してはどうかということなんですが、具体的にどんな品目だというような構想を何かお持ちなんですか。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 ありがとうございます。

今、結構県内で、新規就農者が野菜で就農している作物では、施設栽培のキュウリ、特にキュウリの従事者が結構多く就農していると感じます。今まではキュウリと申し上げますと、須賀川地区が中心だったんですが、今は福島地区及び会津若松地区でも、キュウリ栽培の従事者が増えていると感じているというか、一応耳にはしております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

私もJAのトップセールスで、農産物を持って豊洲のほうに行ってセールスをやってきていますが、その際に、やっぱり会津若松近郊からキュウリの出荷があるので、向こうはそういう産地なんだなというふうに認識していたところでございます。

仮にキュウリを選定する場合に、この地域の気候・風土なり土壌の条件が合うかどうか、そういうところも見なくてはいけないのかなというふうに思います。今、議員から具体的に品目の提案をいただきましたので、担当課において調整をさせたいと思います。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 よろしく願いいたします。

では、2から6まで野生鳥獣対策の質問で、昨日の一般質問では6番議員から、本日の一般質問では12番、8番議員からも質問があり、先ほども8番議員がおっしゃっていましたが、重複している質問事項もあります。できるだけ、切り口を変えながら質問させていただきたいと思います。

2番なんですが、柵の設置は効果的な備えの一つだと思います。雪による倒伏を懸念し、設置がまだのところもあるようです。柵の強度を上げる試みをしてはどうでしょうか。

昨日の課長答弁で、緩衝地帯の区別ができなくなっていると言われました。それならば、緩衝地帯をつくる努力すべきではないですか。なぜ緩衝地帯が必要なのかも、十分に周知していく必要があると思いますが、どうですか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

過去には貸与事業というものについて、モデル事業を実施した長野地域の記事を広報のほうに載せさせていただいた経緯がございます。また、緩衝帯におきましても、やはり人の生活圏であるというところがあって、動物にとっては、やはり森林のほうでの生活といいますか、生息をしていくというところの部分は大事だろうというふうに思っていますので、やはり人の生活圏での貸与というところについては、大変重要な項目であると考えております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 少し余談になりますが、まず、熊の繁殖はというとき、冬眠中の1月から2月頃に雌が巣穴で出産する、1頭から4頭の子熊を産む。イノシシでは、春4月から6月頃に1回に4から5頭の子供、ウリボウを産む。妊娠期間は約4から5か月。鹿では、初夏5月から7月頃に1頭から2頭の子鹿を産む。妊娠期間は約7か月。これ、何を申し上げたいかと言いますと、一冬を越せば個体数はおのずと増えているということです。

熊の目撃情報が減ったかといっても、個体数に変わりはなく、雪解けの春先にはこの秋と同様、またそれ以上の準備、備えが必要と考えます。これに対しては、どんな感想をお持ちでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

町長答弁でもございましたが、やはり捕獲の観点、または侵入防止、または追い払いという

ような侵入防止対策、もう一つは、緩衝帯の整備といった環境整備というものを3つの柱として、それを複合的に実施することによって効果が表れるというふうになっておりますので、捕獲一辺倒というよりかは、その3本の柱の部分を複合的に効果的に実施してまいりたいと考えております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 そうですね、危機管理意識を持続していただきたいと思います。
では、3番に移ります。

3番の巡回パトロールの強化ということで、巡回パトロールに至っては、前回定例会の一般質問で15番議員より、猟友会に危険手当を支給すべきではという質問もありました。まさに猟友会のパトロール時でも、命がけの従事だと考えます。例えば熊スプレーの携帯は必須、事が起きてからの対応では遅過ぎると考えます。

わなの数を増やした結果、捕獲数が増えたのならば、より一層増やす方向で考えてはどうでしょうか。備えあれば憂いなしということで、手当の面はどういうふうにお考えですか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

こちらの実施隊におかれましては、仕事を持ちながら、こちらの従事をされている方もいらっしゃるれば、定年退職されて従事されている方もいらっしゃるというところで、町としましては、やはり負担が大きい中でも何とかしなければならないというような自負を持った方が、こちらのパトロールに当たっているというふうに考えております。

そういった意味では、やはりそちらのほうの手当の部分については、これまでの部分で十分か否かというものについては、再度検討させていただきたいと考えております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 十分に検討をよろしく願いいたします。

続きまして、4番に移らせていただきます。

昨日の6番議員の質問で、解体処理施設の整備の必要性の問いかけがありました。解体処理施設があれば、それにこしたことはありませんが、できないのであれば、せめて焼却時間の延長、または使用していない町有施設に冷蔵庫を置かせていただいて、一時保管の上で処分をする。

特に夏場の焼却処分ができない週末などは、悪臭の原因にもなり、猟友会隊員を悩ます種になっています。埋没に至っても限界があります。この辺の空いている町有施設をお借りして、

冷凍庫を置かせていただくみたいなことはどうでしょうか、できますでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

議員の提案もございました。または、焼却施設のセンターの内部の、そちらの施設の中でも空きスペースがあるかどうかというところの部分も含めて、単に受付時間の延長というところの要望というよりは、いかに負担を減らせるかというような方策について、様々な観点から議論をさせていただければと考えております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 議論のほうをよろしく願いしていただきたく思います。

次は、⑤に移らせていただいて、これは緊急銃猟の件ですが、昨日の答弁で、緊急銃猟の対応マニュアルを作成して、情報を共有し、申合せをしているとのことでしたが、いつ起こるか分からない今日、実際のオペレーションをしておかないと、事が起きてからでは対応がし切れないのではないかと私は感じます。

実際、猟友会の誰を抜擢するのかとか、近々に対応してくださるよう願います。熊にはクリスマスも正月もありません。どう思いますでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

緊急銃猟につきましては、やはり撃ち手の確保が大事ななと思っております。自治体の隊員の中の皆様については、農作物被害が大きい鹿、イノシシを捕獲のメインにして資格を取ったんだという方もいらっしゃるって、熊の狩猟については未経験の方もいらっしゃるというところの部分も伺っているところでございます。

そういった意味では、熊の捕獲に熟知した方について、猟友会のほうである程度選抜をしていただくというか、推薦というか人選をしていただくような取組も必要かなと思っております。

もう一方で、どうしても撃ち手については、資格を持った方になってはいるんですけども、今回の緊急銃猟につきましては、町の責任において実施をするというところがありますので、猟友会の撃ち手の負担だけではなくて、町もそれなりの仕掛けでありますとか支援を構築した上で、なるべく撃ち手の負担が軽減できるような取組を今後も進めてまいりたいと考えております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 できるだけ早く行動を起こしていただきたいと思います。

最後の⑥番の質問をさせていただきます。

野生鳥獣肉の出荷制限等の解除条件の見直しについて要望してきたということですが、10月3日には、県は国に対し、出荷制限の一部を解除することを申請した。鹿肉の検査結果で、キロ当たり100ベクレル以下であることを確認された個体の肉が出荷可能と。対象となる獣肉は、鹿肉（ニホンジカ）、対象となる食肉処理施設は、ふくしまジビエファクトリー（郡山市）。なぜ郡山市が解除され、会津が出荷制限なのかを申し上げたいと。

震災から15年がたとうとしています。いつまで浜通り・中通りの事情を背負うのかが疑問視されます。そこから徐々に再生していけるのではないのでしょうか、強く望みます。これに対して、町長からの答弁を求めます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

私のほうからは、会津総合開発協議会の取組を少しお話をさせていただきます。

項目的には、暮らしの安全、地域活性化を創出するための要望ということで、25番目の項目に、鳥獣被害に対する支援という項目が設けられております。冒頭導入の部分では、野生鳥獣の生息区域が年々拡大傾向にあり、人間の生活域への出没が多くなっている。近年は、ツキノワグマ、イノシシが平野部にも出没するなど大変深刻な状況にあり、ツキノワグマやイノシシによる人的被害も発生している。住民は日常生活や農作業を安心して行うことができず、不安を抱えながらの生活を余儀なくされていると、こういうふうな現状を踏まえて、要望項目は、鳥獣被害対策における抜本的対策の強化及び財源の確保、鳥獣被害対策の具体的な実施について、これは鳥獣ごとにコメントがされております。

この4番目に、新たに指定管理鳥獣に指定されたツキノワグマについて、個体数調査を進め、適正な個体数の管理、出没防止対策の支援を行うこと、また、熊類の市街地出没時の迅速・安全な現場対応を目的として改正された鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条について、市街地等における銃猟の捕獲規制の見直しにより、対応に当たる市町村及び鳥獣被害対策実施隊に過度の責務や損失補償の責任が及ばないように、その運用については十分配慮すること。それから、ツキノワグマ捕獲に係る麻醉銃所持者の拡充についてということで、資格を持った人が増えるように取り組むこと。

後半にいきまして、河川の環境整備についても触れております。ツキノワグマやイノシシなど、人的・人身被害の危険性の高い大型野生鳥獣が河川を移動経路として市街地等の人口密集地域に出没した事例があることから、河川に繁茂する樹木や背丈の高い雑草の適切な刈り払い

と環境整備を計画的に継続的に実施すること。

それから、8つ目には、森林整備の充実・強化ということで、人の圏域と隣接している森林について、緩衝帯整備等の鳥獣対策を目的とした森林整備を継続的に支援するとともに、鳥獣の生息場所や移動経路になることを防止する観点から、樹木の伐採や下刈り等の適正な管理計画を計画的に実施すること。

そして、今議員が申されています野生鳥獣肉（ジビエ）の出荷制限の解除条件の見直しについてという項目で、本県の野生鳥獣肉（ジビエ）は、検疫を原則として出荷制限が継続されている。原子力災害対策本部により、検査計画、出荷制限品目等の品目、区域の設定、解除の考え方の見直しを行っているが、改めて基準値に係る妥当性や合理性について検討すること、こういう中身で、会津総合開発協議会としてまとめて、国及び県に対する要望をしているところでございます。

しかしながら、国のほうでは慎重な姿勢を崩さないというような姿が今の実態であります。我々としては、地域の実態、特に浜通り・中通りと比べたときに、影響の少ない会津というところをしっかりとやっぱり見ていただいて、早期の規制緩和に関係する市町村長と連携をして、しっかりと要望していきたいと、このように考えます。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

じゃ最後に、また余談になりますが、来年はうま年、60年に一度のひのえうま、私も年男に当たるんですが、3月には南会津町が合併20周年に当たります。来年も、町のより一層の繁栄と皆様のご健勝を申し上げ、一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、4番、星和孝君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

明19日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時43分

令和7年第4回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

令和7年12月19日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 委員会提出議案第7号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 報告第 8号 専決処分の報告について
専決第 11号 工事請負契約の一部変更について(道路メンテナンス事業大
宮橋補修工事)
専決第 12号 工事請負契約の一部変更について(道路メンテナンス事業湯
の橋補修工事)
- 日程第 3 議案第 98号 南会津町議会議員及び南会津町長の選挙における選挙運動の
公営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 99号 南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第100号 南会津町御蔵入交流館条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第101号 南会津町会津山村道場条例及び南会津町公の施設の指定管理
期間、利用料金等の見直しに係る関係条例の整理に関する条
例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第102号 南会津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第103号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第104号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第10 議案第105号 財産の無償貸付けについて
- 日程第11 議案第106号 字の区域の変更について
- 日程第12 議案第107号 町道路線の認定について
- 日程第13 議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について(南会津町古町温泉赤
岩荘)
- 日程第14 議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について(南会津町会津山村道
場)

- 日程第 1 5 議案第 1 1 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町館岩農林水産物処理加工・販売施設）
- 日程第 1 6 議案第 1 1 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町林産物展示販売施設）
- 日程第 1 7 議案第 1 1 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原だいくらスキー場）
- 日程第 1 8 議案第 1 1 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原たかつえスキー場等）
- 日程第 1 9 議案第 1 1 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原高畑スキー場）
- 日程第 2 0 議案第 1 1 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原南郷スキー場）
- 日程第 2 1 議案第 1 1 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町針生緑の広場）
- 日程第 2 2 議案第 1 1 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（西屋台格納施設）
- 日程第 2 3 議案第 1 1 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（上大屋台格納施設）
- 日程第 2 4 議案第 1 1 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（本大屋台格納施設）
- 日程第 2 5 議案第 1 2 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（中大屋台格納施設）
- 日程第 2 6 議案第 1 2 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原憩の家）
- 日程第 2 7 議案第 1 2 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原たかつえカントリークラブ）
- 日程第 2 8 議案第 1 2 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町小豆温泉花木の宿及び南会津町小豆温泉窓明の湯）
- 日程第 2 9 議案第 1 2 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町南郷交流促進センター・物産館「きらら 2 8 9」）
- 日程第 3 0 議案第 1 2 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町地場産品展示販売施設）
- 日程第 3 1 議案第 1 2 6 号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（南会津町ふるさと番屋ビューポイント）

- 日程第32 議案第127号 令和7年度南会津町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第33 議案第128号 令和7年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第129号 令和7年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第130号 令和7年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第131号 令和7年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第37 議案第132号 令和7年度南会津町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 追加日程第1 議員派遣の件について
- 追加日程第2 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	酒井幸司	議員	2番	芳賀正義	議員
3番	湯田剛正	議員	4番	星和孝	議員
5番	古川晃	議員	6番	渡部裕太	議員
7番	森秀一	議員	8番	川島進	議員
9番	湯田芳博	議員	10番	室井英雄	議員
11番	丸山陽子	議員	12番	楠正次	議員
13番	湯田哲	議員	14番	高野精一	議員
15番	渡部訓正	議員	16番	山内政	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡部正義	町長	二瓶勝俊	副町長
川島敬章	教育長	月田啓	総務課長
星良栄	総合政策課長	渡部さつき	税務課長
鈴木秀和	住民生活課長	遠藤知樹	健康福祉課長

橘 昭	農 林 課 長	湯 田 賢 史	商 工 觀 光 課 長
室 井 利 和	建 設 課 長	星 徹 也	環 境 水 道 課 長
星 貴 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	星 博 文	学 校 教 育 課 長
廣 野 友 一 郎	生 涯 学 習 課 長	阿 久 津 勝 英	館 岩 總 合 支 所 長
菅 家 康 夫	伊 南 總 合 支 所 長	平 野 芳 和	南 郷 總 合 支 所 長

事務局職員出席者

渡 辺 健 二	事 務 局 長	室 井 夏 雄	議 事 係 長
---------	---------	---------	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条第1項の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願います。



◎委員会提出議案第7号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第1、委員会提出議案第7号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎報告第8号の質疑

○山内 政議長 日程第2、報告第8号 専決処分の報告について、専決第11号 工事請負契約の一部変更について（道路メンテナンス事業大宮橋補修工事）及び専決第12号 工事請負契約の一部変更について（道路メンテナンス事業湯の橋補修工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第8号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第98号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第3、議案第98号 南会津町議会議員及び南会津町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 この議案ですけれども、選挙運動のビラ、ポスターの公費負担額を引き上げるといような内容になるんですけれども、直近の町議会議員選挙、あるいは町長選挙、そういうところに当てはめるなどして、シミュレートはされているのかということなんですけれども、次の選挙に近いところでは、次期町長選ということがあるわけなんです、そのときにどれだけ公費負担が増えるというような、そういった試算額はあるのかなということでお尋ねしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

今回の条例改正につきましては、公職選挙法及び施行令のほうから来ておりまして、あくまでも上限を定める内容でございます。特段、前回の選挙などのシミュレーションということもしてございませんし、法に基づく上限の引上げということで改正させていただいております。

なお、来年度予算につきましては、この上限に基づきまして予算化していただくということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 近年、いろいろな意味ですけれども、お金がかからない選挙というのが一つのテーマになっていると思うんですが、今回このように公費負担というのが、物価高騰というのが多分基本にあると思うんですけれども、この調子でいくと、多分、公費負担がこの後どんどん増えていくというような、そういう懸念もあるのかなと思うんですけれども、こういった公職選挙法に基づくものであるということなんで、仕方がないのかなとは思いますが、一方で公費負担が削減できるような、そういった要素、あるいはそういった検討、そういったものはあるのかどうか、いかがでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

根底にはですね、選挙に出られる方がお金をかけずにという部分もございます。今回、この制度になりましたのは、多分前回の議員選挙からということでもございまして、その際もほぼアップで予算化しておりましたが、現実的には多くの方が、アップに満たないというんですかね、そこまでの使用はいただかなかったという記憶でございます。

いずれにしても、選挙に出られる方の負担を減らす、そういったことが大きな目的だと思います。さらには、供託金制度なんかもございますので、そういった意味では、選挙に係る費用を削減して公費負担していくということで立候補する機会が増える、そんな意味だと思っておりますので、ここは上限として、町としては制定するべきだというふうに考えてございます。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そうなんですよ。一般の方があまり無理なく立候補できるような制度設計ということも非常に大事ですし、公費負担をどうするかということで、公平性とか機会均等という部分にも関わってくるので、大変難しい問題ではあるかなというふうには思うんですけども、やっぱり一方で、どれだけ金使っているんだよというような、そういった町民の方からの見方というのものもあるのかなというふうに考えると、これだけ人口減少もしている中、あるいは選挙のスタイルとして、個人的な部分が多いんですけど、SNS等を使った選挙というのも最近は出てきていますので、選挙制度のスリム化とか、ポスターの掲示板は今までの数でいいのかとか、そういったところの見直しを図って、公費負担額ができるだけ少なくなるようなという、そういった工夫もあればというふうに思って質問させていただきました。その点についてはいかがですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

私も選挙のスリム化、大変重要かと思っております。投票所の削減というんですかね、統廃合をさせていただきまして、そういった経費節減のほうにもつなげていきたいということで、そういったことも実施しております。

また、看板につきましても、これは地区との協議なんかも必要ですし、投票所とは少し別で、看板はやっぱり、ある程度目につくところには必要なのかなと考えているところでございます。ただ、近いところに連続してあったりという部分もある可能性もありますので、その辺は少し、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○5番 古川 晃議員 了解しました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第99号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第4、議案第99号 南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第100号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第5、議案第100号 南会津町御蔵入交流館条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 施設使用料については、それぞれ使用する側、使用する人、また、それを見に来る人の関係も影響してくるわけでありますが、4つほど、細かくなりますと4つの質問になりますが、一つは、別表第1の1の表中の中での改正、手数料の改正であります、使用料の改正であります、調べますと、約26から27%の増ということになりますが、それらの基本的な、どのような下で金額を表しているのか、それをまず聞きたいと思います。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 答えいたします。

今回の料金改定をする基礎となったものは、県内の各地文化ホールの客席の単価、こちらを平均いたしまして、南会津町の単価に当てはめたところ、低い単価であったということから、今回その差の分を、約1.267%ぐらい違いますので、そこを平準化させたということです。

今回、令和5年度から今年度まで空調の大規模改修が行われてきました。今回、物価高騰、または電気料の高騰なども含めて、適正な管理をしていくために、利用者側にもご負担いただくということで、このような設定をさせていただきました。

以上になります。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 了解いたしました。

それで、2つ目ですが、時間外のことで、9時から10時までの時間外の使用に当たる基本料金の35%の割増しということについても、内容のご説明をもらいたいと思います。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えいたします。

今回の35%という割合でございますが、文化ホールの貸出しにつきましては、土日等、講演等でかなり多く使われてございます。時間外のところということになりますと、ほかのホールでも加算額ということがございまして、何を基準にしているかというところで協議したところ、職員がどうしてもここに出ていかないと、鍵開けとかそういった準備とかもできないものから、職員の超過勤務の割合、100分の135の35%をここに充てて、その35%を割増しということで頂戴いたすということでございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それで、パーセントの件、もう一件なんです、暖房・冷房の関係での25%割増しということですが、これらの算定についてもお願いしたいと思います。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えいたします。

今回、空調設備の入替えでございますが、これまで灯油を使用して冷暖房の熱源を取っておりました。それを電気という方針に切替えをいたしまして運用しております。

今回、文化ホールや図書館、こういった大きな部屋のところにつきましては、チラーと呼ばれる大きな室外機、こちらを基に冷暖房のほうを動かしております。こちらのチラーが6台ございます。それに関わるポンプも6台あって、それを動かしております。

この6台の1時間当たりの消費電力、これを実際の電気料金ですね、こういったものを掛けてまして、1時間当たりの料金を出しました。それに見合った、そのチラーを使っている稼働エリア、こちらの割合から、さらに1時間当たりの単価を算出いたしまして、今回の25%割増しになるということで、その冷暖房の加算料ということでパーセントを表示いたしました。

以上でございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 了解しました。

最後になんです、冷房期間、暖房期間というのが、冷房が6月1日から9月30日、暖房が11月1日から3月31日までなんです、その時期・状況によっては、使用の状況によっては、これを使わない場合が出てくると思うんですが、その期間について、ただし書が必要なのかな

というふうに思うんですが、その辺はいかがですか。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 答えいたします。

今回期間を設けましたのは、チラーの冷暖房の切替えについては、メンテナンスしております、そのメンテナンス時期に合わせて冷房と暖房の切替えをしております。そういったことから、期間を設けて、この期間については冷房の期間、暖房の期間ということをして、その期間については冷暖房の負担をしていただくということになっております。

しかしながら、この期間以外でも冷房・暖房を使用することは可能でございますので、ある程度、今回の設備の入替えに伴いまして、少しご負担をいただきながら、ホールの適正な管理というところで努めてまいりたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 了解しました。

それでは、これから申込者とかが出てくるとは思いますが、よく説明、理解していただくように説明しながら、施行していただきたいと思えます。

以上です。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第101号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第6、議案第101号 南会津町会津山村道場条例及び南会津町公の施設の指定管理期間、利用料金等の見直しに係る関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 それでは、この施設は、調べますと、昭和12年にできた、戦前であります。歴史ある施設であります、この施設の設置目的は当初から変わっていないのだろうと思いますけど、目的をお聞きしたいと思っております。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

そもそもの古い建物からの今現時点での時代の流れの中で、利用目的は変わってきているかというふうに思っております。現在の建物につきましては、ご承知のとおり建物等もをリニューアルした形となっております、交流を図る施設ということで、設置目的の一番の目的はそこにあるというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 条例を見てみると、今おっしゃった都市との交流による農林業の振興並びに観光及びレクリエーション等の振興を図り、広く交流人口の増加を図るための目的が載っておりました。

それで、現行の料金体系というのは、今回大きく変わる部分、2倍程度と、現行維持とかあるんですけども、現行のものはいつから利用料金が定められていたのか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えしたいと思うんですが、現行の料金というのをもう一度確認させていただきたい、現行の料金というものは、よろしいですか。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 条例改正の説明書のほうから、9ページご覧になっていただくと、現行の料金が載っておって改定の表記が載っています。この現行の料金というのは、大きく変わっている部分もあるので、これまで見直さなかつただけなのか、そういうことのために、現行のやつがいつ頃からできたのか、施行されているのか聞きたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

ベースとなっている料金につきましては、山村道場条例に基づきまして、平成18年3月20日に制定されたものでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 合併時から今まで、20年近くということではありますが、9ページに載っている宿泊棟、キャンプ施設、活性化施設の使用料金ですね。先ほども申しましたが、おおむね2倍程度の上限の設定に改定ということですが、大研修室を町外の方が利用した場合の夜間料金割増しの改定率が4.5倍、450%に改定される。この改定に至った経緯と改定の根拠をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

まず今回、議員ご指摘の施設に関わる全体的な値上げというような設定をさせていただいております。

こちらにつきましては、条例改正の説明書の1ページをご覧いただきたいんですが、まず全体的な改正につきましては、今回、新たな指定管理者からの提案が、投資をするというような提案がございました。お金をかけるところにしっかりお金をかけて施設のリニューアルを図る、同時に様々なサービスの提供を拡大していく、向上していくというような提案がございました。

冒頭、議員からございましたとおり、条例には地元の農業等を活用しながらというのがございますが、地元の農産品もふんだんに活用しながら、いろいろなメニューを提供していきたいというような提案もございました。そういった提案を前提といたしまして、1ページの中に投資の対価というような文言がございますが、ある程度お金をかけるところにはしっかりかけた上で投資の対価を見せる、いわゆる収益を上げる、リターンを考えますと、それぞれのこの中にある研修施設、さらには宿泊棟も含めまして、施設を満遍なく料金を上げていく、そこでしっかり収益を上げていきたいというようなご提案がございました。

したがって、今議員おただしの夜間の利用についても、やはりこの金額では、提供する

サービスに対する対価をしっかりと利益として上げられない。さらには人件費等も考えますと、上限をこの程度上げることによって、一定の収益を上げたいというような要望がございましたので、今回、このような料金改正をさせていただいたものでございます。

なお、最後に、今回の料金改定につきましては、あくまで上限を定めるものでございます。この料金が一つ一つの施設にとって、本当にふさわしい料金なのかどうかというのは、今後の手続の中で料金決定の協議を行いますので、そういった料金決定の内容も改めて町民の皆さんにもお示しさせていただいて、適正なのかなという価格は別途提示させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 その件についてはよく分かりました。

それで、もう一点、条例改正の11ページの表を見ていただきたいんですけども、5条削除の下に3とありまして、別表の(1)の表中というところですけども、各1泊、1泊、1泊、2万2,000円、2万6,400円、2万2,000円、そして、改定後もここは同料金、そして一番下の段、ここの前の段がなくなるかどうか、ちょっとよく分からないんですけども、1泊5万円の上限が10万円と2倍の料金設定になっているんですけども、この表の見方、ちょっと説明いただきたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

議案書の8ページの中の第2条のところにも書いてありますとおり、現在、改正規定中というふうになってございます。

改めて、今議員がご覧になっております条例改正の説明書の中でご説明させていただきますが、11ページの新旧比較表が非常に、どうしても様式上、こういう形になってしまうんですが、見づらいというのは、私も担当として思っていたところでございます。

その上で、改めてご説明申し上げますと、11ページの左側が現行となっております。この現行の別表(1)、1泊が2万2,000円、2万6,400円、2万2,000円が現在、6月議会に提案させていただいて、これら全てを5万円に今、改正中となっております。こちらが4月1日からの施行となっております。今回の改正は右側ですね、改正後の欄がございしますが、こちらのほうにも同じ並びで、1泊2万2,000円から2万6,400円と表記されていますが、実はこれは5万円に改正中でございます。一くくり5万円に、現在条例は、4月1日に向けて今改正されて

いるところなんです、その1泊5万円を、今回、単純に1泊10万円にするという改正となっております。

どうしても新旧比較表で見ってしまうと、どういう料金になるのかなど、見づらさはあるんですが、この様式上仕方のないということでご理解いただいて、今現行は5万円に6月議会で改正したものを、新たに倍の10万円の上限に今回改正させていただきたいという提案でございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 よく分かりました。

ということは、この改正、この改定になって、上限の中で新たな指定管理者が運営をしていて、サービスを提供して収益を上げて、公費の支出が減少する、町長の最初の説明にもありましたけども、ということの主たる目的として進めるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます、町の方針といたしましては、公費負担を縮減しながら、削減しながら継続していき、さらに5年後に見直すという方針を出してございますが、そういうまま方針を受けた上で、指定管理者としては投資をして、かつ回収しながら、5年先も見据えながら安定的に経営していきたいという提案の下、今回条例改正させていただきましたので、議員おただしのとおり、そのようなご理解で結構かと思えます。

以上です。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ただいま、前の質問に対する回答を聞いて思った部分があるんですけども、今回、山村道場の指定管理者の選定に当たって、2者からの応募があつて、競合があつたと。そこから1者が選択されたというような形で、ここまで来ているんですけども、私が思うのは、競合があつた場合に公平性を、公正・公平にそれを担保していくということであれば、町のほうが提示する条件として、その施設をこういった料金で利用してもらうのが町の方針ですということが両方の会社に提示された上で、それで事業計画を出してもらって、その上で選定していくというのが、公正・公平なのかなというふうに考えるんですけども、今の説明で

すと、指定管理者となった事業者のほうから、もっと投資をしたい、利益を上げたい、ですから、この料金のこの状態では駄目ですよという要請があって、町のほうが応えたというような、そういうふう聞こえるわけなんです、今の説明だと、例えば町民の方から、もうこの会社に決まっていたんじゃないのというふうな、先に決定されていたんじゃないのかというふうな、そういう疑念を持たれるような、そういう説明ではなかったかなというふうに思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか、大丈夫なんでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

今回の指定管理の公募については、それぞれの施設の魅力をどう発信をして、そこから施設の目的に合った利用をしていただけるか、その提案を求めたということでございます。ですから、議員が言われるように、両者に最初から町が提示すべきではないかというようなことは、私は当たらないと思います。

その提案の中で優れた企画書があって、山村道場に訪れる人を増やして、来訪者を増やして、地域経済の活性化にもつなげたい、それもオールシーズンでやっていきたいというような提案の中身だったというふうに記憶しております。その中で、安定的に経営をするために、一定の料金を上げていただかないと収益の確保は難しいと、こういうお話でございましたので、今回、指定管理の選定と併せて、料金の改定の提案をしたところでございます。

議員が言われました、既に決まっていたんではないかというふうなお話をいただきましたけど、これにつきましては、選考委員会の中で、企画書による審査、プレゼンテーションによる審査、それを数値化をして決定した中身でありますので、疑念を持たれるようなことは一切ないというふうに私は考えております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そうしますと、指定管理者の募集をして、選定していく段階で、両者から出された企画書を比較検討、点数化しているということなんです、その企画書の内容として、施設の利用料金の提案と、会社側からの提案を含めた、そういうのもありと、可能だと、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。今回、様々な企画の提案の中に、そういった料金改定の提案も一つの提案としてございました。または、場所によっては、町の方針を出してござい

ますが、前回の全員協議会でも副町長のほうからも説明ありましたとおり、方針の中では経費を、公費を縮減していくという方針を出してございますが、そういった方針に基づかない企画もあったのも事実でございます。

冒頭ご質問ありましたとおり、今回、料金の改定、企画と同様に料金改定を望む提案もございましたので、そういった提案は自由に今回していただくような、仕様書の中で募集をして決定していったというものでございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 了解しましたけども、そういった部分については、もちろん仕様書というか、募集要項とかそういう中にも含まれていて、それはどこの事業者にも伝わっているということでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。議員、先ほどおただしのとおり、やはり公平性というのは当然でございます。その公平性というのは、どの業者にも同じ情報をしっかり提供するというものだというふうに思っております。

その情報の一つが、指定管理者の一つ一つの仕様書、これは、これまでの議会や全員協議会の中でも、皆様に方針等を併せてお示しさせていただきましたが、そういった基準となる情報を公平にお伝えした上で、今回募集を行って、決定の作業を行っていったというものでございます。

○5番 古川 晃議員 了解しました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 私もこの新旧対照の中で疑問に思いまして、確認をさせていただきましたが、先ほどの説明のとおりであります。非常に6月時点では、5万円以内が上限ということになるわけですが、今回、10万円以内が上限額ということになるわけですが、この上限額が今後、5万円が上限のうちの5万円なのか、初めの段階での2万5、6千円の単価になるのか、その辺が、今後協議するという内容ではありますけども、建物としての評価としてはどのように見て、それがベターだというふうな金額は出せないのか、この辺はいかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

建物評価からの利用者の料金設定というのは、非常に難しいのかなというふうに思っていますし、今回2者からの提案にも、そういった視点での料金設定の提案はございませんでした。あくまで提供されるサービス、食事でありますとか宿泊、そういったサービスから料金を設定しているもの、さらには、その設定した料金が利用者に受け入れられるかどうか、ひいては収益につながるかどうかというところからの料金設定なのかなというふうに認識しております。

以上です。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第102号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第7、議案第102号 南会津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第103号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第8、議案第103号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第104号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第9、議案第104号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第105号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第10、議案第105号 財産の無償貸付けについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第106号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第11、議案第106号 字の区域の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第107号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第12、議案第107号 町道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第108号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第13、議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町古町温泉赤岩荘）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 108号から126号まで、公の施設の指定管理者の指定についてということで、一通り関連してくるところになる質問になるかと思うんですけども、この108号については、複数の応募があって、非常によかったなというふうに思っています。

議会の中でも説明があったりしたわけなんですけど、この後、町民の方から、特にこの108号については、指定管理者が替わったと。指定管理者が替わって、じゃ、今までとどのように違いが出てくるのかとか、できれば町民の方から、こういうふうな理由で指定管理者が替わったので、これから楽しみだなという、何か期待が持てるような、そういったところもあるといいのかなんていうふうに思うんですけど、そういう意味では、108号から126号まで、今回新しく選定されたという部分にはなるわけなんですけど、これについて、どういった会社がどういった事業をこれからやろうとしているのか。町民の皆さんに、こういうところを期待してくださいねみたいな、そういった部分の見える化というのも必要なかなというふうに思うんですけども、そういった部分はどのように考えておられるでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

今現状の指定管理者の内定状況につきましては、ホームページのほうでお知らせをしております。ただ、どういった内容で、どのような期待感というんですかね、その辺のPRにつきましては、今現状、町のほうで具体的なことを考えてはございませんでした。

それぞれ指定管理者も、ある程度順を追ってやっていかれる部分もあると思いますし、内容によっては、やっぱり受託業者さんの方針に、ある程度お任せするしかないのかなという部分

もあると思っております。全てが全て観光的な部分でもございませんし、内容によって変わるのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 本当にこれからという部分でもあるんですけども、私も以前に一般質問で取り上げた部分もあります。この指定管理者、第三セクターの部分では申し上げさせていただきましたが、やはり評価も含めての見える化で、議会で私たちがしっかりチェックしていくという、そういった機能も大事かとは思いますが、やはり、特に町の観光施設については、町民の皆さんの関心も非常に高いですし、今までのタウンミーティングの中でも、言いたいことはいっぱいあるんだということが非常によく分かります。

そういったものを、やはり他の自治体なんかを見ると、しっかりと一つの施設に対して、指定管理者がどこで、どういう会社で、こういう信頼できる会社で、こういう経営方針を持ってこの施設をやろうとしている、実績は今こうなっている、評価は、町としての評価とか自己評価、そういったものを含めて挙げられていると、より、なかなか見えにくい指定管理者制度が町民の皆さんに見える化されて、チェックも届くのかなというふうに思いますので、その辺はやはり、この機会にやっていければなというふうに思うんですが、いかがですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

以前も議会の中で、ホテル南郷の例を出していただきながら、そういったご提案いただいたところございまして、今現在の町のほうも、事務の進めとしましては、新たな指定管理者の公募から指定までの部分に、ある程度掲示しておきました。

次の段階としまして、評価のシステム視点も必要であるというような認識の下、今後進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 特に今回、今まで町に関わっていなかった事業者さんも参入されているということなんで、私自身もなかなか分からないところがあって、ホームページなどを見てようやく、こういうところなのかというふうに理解したところもありますので、そういったところも含めて、ぜひ開示できるような形で進めていただければという要望を申し上げて終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第109号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第14、議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津山村道場）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 さきの全員協議会において得られた情報を基に、私なりに、この指定管理内定者について調査をさせていただきました。

それが私にとって、まだ一致しておりませんので、ここで確認をさせていただきたいんですが、そこに電脳という会社といますか、組織が出てきたんですが、ここの会長、取締役会長だと思うんですが、この方が室井、多分これ、トオルと読んでいいのかなのか分かりませんが、実は聞いたことがある名前だなと思って調べてみましたら、株式会社みなみあいづの社外取締りにその名前が上がっていたので、これが同一人物かどうかをお聞かせください。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 では、私のほうからお答えさせていただきます。

議員おただしのとおり、同一人物ということで間違いないかと思えます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 同一人物だということになりますと、いわゆる2者、今回この施設に対する応募者は、電腦と、いわゆる内定した会社ですね。あと、株式会社みなみあいづだというふうに理解しておりますが、株式会社みなみあいづの中で、いわゆる電腦の会長として取締役に参加している。そこでの指定管理を受けるための企画協議等があったのかどうか確認します。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

私も株式会社みなみあいづの取締役会に、オブザーバーとして出席させていただいておりますが、その中では、企画会議というよりは、こういう内容でやりたいんだという途中経過のものは示されましたが、最終的な申請書としては、その取締役会の中では示されなかったということでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私の認識では、取締役会というのは、ある意味、重要決定事項を協議する場であるはずなんです。そこでどのようなやり取りがあったか、詳しく精査しないといけないと思うんですけど、私が見る限りは、株式会社みなみあいづの、いわゆる電腦の会長以外の役員の方が会長の提案に同意を示さなかった、こういう理解でよろしいでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 今のご質問につきまして、改めてお聞きしたいんですが、株式会社みなみあいづの企画書に対して、社外取締役が意見を言って、その意見について、社内取締役含めて、社内のほうで改めてもんだかということですか。

お答えいたします。

そこにつきましては、特にまだ確定した企画書ではなかったことから、特に社外取締役の皆さんであったり監査役であったりからの意見というのは、特になかったというふうに記憶しております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 通常、一般的な解釈になるかどうか、そこも不透明ではありますが、

本来なら、社外取締役としてそこに在籍している場合は、その組織、会社の利益を最大限追求していく、あるいは確保するための努力をするということが、私はその立場に置かれた人の責任だと、こういうふうに理解しているんですね。それが、どういう経緯があったかどうか、いわゆる社外取締役として入っているにもかかわらず、別会社の自分の会社と言っていいと思うんですけど、その会社が同じ施設の指定管理を受けるために、別企画を出すというのはあり得ないというふうに思うんですが、この辺の調査というか内容については、どういうふうな、町のほうでは理解を示していますか、お示してください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今回の電腦さんの応募については、社員、今の代表取締役、電腦の代表取締役が現場を見て、非常に可能性のある施設だというふうなことで、社内で提案をされたということで私は理解をしております。その会長職として、室井さんがいらっしゃるんでしょうけれども、そこに大きな何か力が働いているかどうかは、私は承知しておりません。

一方、株式会社みなみあいづの取締役として参画していただいております、今、外部の目として、会社が生まれ変わるためのいろんな提案をしていただいています。例えば、株式会社みなみあいづで弱い情報発信力、これをホームページをリニューアルしてはどうか。それから、社員の育成が弱いと、このために、もう少し研修に力を入れたらどうか、提案力も含めて。そういう中で、外部取締役として室井さんには、これまで会社経営をされているプロの目として、いろいろな提案をしていただいていると思います。

今回の同一施設に関連のある提案で、そこが疑念じゃないかというようなお話をいただいておりますが、全く別組織でありますので、私としては選考の結果、優秀な提案を出した電腦に施設の管理を任せるべきだと、このように判断しているところであります。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 一つ、これは別視点で申しますと、いわゆる社外取締役として、電腦の会長が株式会社みなみあいづに籍を置くということは、今回の、いわゆる指定管理の情報をそこから得られたと、こういうふうに解釈できるんですね。

つまり、その先を言うと、私は、よく民間企業等でありますが、複数の会社に籍を置きながら、自分の会社がそこに利益を求めて事業展開をするというのは、実はこれ背任行為、つまり会社として別なんだけれども、個人的に社外取締役として籍を置く者が、その会社の利益のために、あるいは経済活動のために働くのに、そうではない、自分のまた別に所属する会社のために指定管理の企画提案をし、それは誰が、会長がやったかやらないかということではなくて、

いわゆる法人ですから、人としてみなされるわけですので、つまりこれは、いわゆる株式会社みなみあいつの取締役としての背任行為、こういうふうなことを疑わざるを得ないんですが、背任ではないという根拠があったら教えてください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 そこまでの情報を持ち合わせておりません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これまでも私は申し上げておりますけども、やはり行政を担当する専門知識、あるいは行政能力、こういったものは、当然行政の、言ってみれば優越性を持って事に当たるんですね。しかし、民間事業が利益を追求しながら経営をしていくというこの知識、あるいは体系、これは行政にはなかなか、そこまで求めても難しい、困難であるというふうに私は思うんです。ですから、それがいいとか悪いとかの追及はしませんが、やはりこれは法的に、いわゆる背任ではないという法的根拠があれば、それは問題ないと思いますが、そのところは私は、これから重要な判断の論点になるだろうと思います。

情報を持ち合わせていないということですので、本質疑はここで終わりたいと思います。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 この会社は、室井亨さんという方が代表取締役会長ということによるしいんしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

そのとおりです。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 社長もやられているんですか、代表取締役社長は。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 お答えいたします。

代表取締役社長につきましては、神山、恐らく「リョウスケ」というふうに認識しております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 私も、指定管理者の候補者についてネットで調べたところ、株式会社電脳、電脳株式会社、電脳と3社ありまして、それぞれ名前が違う別人だというふうに思っ

て、神山良介氏の会社は、社員教育とか働き方改革とかに取り組まれて、平均年齢が30歳という若さの会社で、総合的に見て、非常に安定した、若い人たちが夢を持って希望を持って働いている会社というような評価もありましたので、私は期待しているところではありますが、先ほど一番最初に聞いた室井亨氏は、決裁権のある代表取締役会長なのか、その辺が、そうではないのか、重要なところだと思うんですけど、そこは分かりますか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

想定ですが、代表というものがついているので、ある程度、決裁権はあるというふうに考えております。

○12番 楠 正次議員 了解しました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 私も電腦株式会社のことについて、初めて聞くのもあったんで、調べさせていただいたんですが、室井亨氏は、あるホームページですと、南会津町の政策アドバイザーもやられているというようなことが書いてあったんですが、現在も政策アドバイザーということで、その役職に就いておられるということによろしいんですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 現在も政策アドバイザーとして務めていただいております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 政策アドバイザーが、どれほど町の政策に関わっているのかということころは、ちょっと私も分からないんですけど、今回の指定管理者の公募に関わって、政策アドバイザーが関わったという部分についてはございますでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 答え申し上げます。

私のほうで最初にお会いしたのが、昨年6月だったかと思います。町内の知り合いの方を介して、こういうすばらしい人がいるというふうなことでお会いをして、町の現況、特に観光施設の運営等に悩んでいるんだというふうなところを察知いただきまして、いろいろアドバイスをいただいた。

その中で、株式会社みなみあいつの運営について関わっていただきたい思いもありまして、総合政策アドバイザーをお願いしつつ、お願いしたのが先で、その後、社外取締役役に、室井

さんには入っていただいたということでございます。

先ほど来、2つの会社から同じ施設に提案があって、どうなのかというふうな疑念が出ていますが、最終的に町として、より優れた提案のところ指定管理をお任せするというところがベストな選択だと思いますし、今回室井さんには、出身が福米沢の方で、地元のために貢献をしたいというその崇高な思いを含めて、私のほうと話をしながら、政策アドバイザーに就いていただき、その後に、株式会社みなみあいづの運営のほうにもアドバイスをいただきたいという経過をお願いした方ございまして、私は信頼に足り得るすばらしい人物であると、このように思っております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 私も政策アドバイザーの方について、よくご存じなかったのですが、いろいろと話を聞いたりしてみますと、本当にすばらしい方で、地元出身で、地元を愛して、地元のために尽くしていきたいと、すばらしい方だなというふうにして、その気持ちはあるわけなんですけども、ただ今回の、今も私の前に2つの質問が出ましたけども、指定管理者の公募に当たって、実は管理を受けた事業者にも、それから株式会社みなみあいづにも、それから町の政策のほうにも関わっていると。そういう立場の方が会長を務めている会社が、今回契約になったということについては、これはよく聞けば、本当にすばらしい人だというのは、それも私は疑わないわけなんですけども、ただ表面の形を見れば、町民からの疑念というのは、これは生まれてくるのではないかなというふうには思うんです。

ですから、先ほどの山村道場の料金改定の部分にもちょっと触れさせていただいたわけなんですけども、ですから、その辺については、私もいろいろネットで調べたりして、これは法的に問題はないのか、あるいは条例に触れたりするところはないのか見たんですけど、特に問題は、そういった部分ではないのかなとは思いますが、ただ、やはり疑念を抱かれかねないという部分については、ここはちょっと、町としてどうだったのかなというふうには思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 私のほうからお答えさせていただきます。

指定管理の選定委員会につきまして、私が委員長になって審査を行ったというところでございます。今回、2者から提案があって、電脳株式会社というところを候補者に選定したところではありますが、その選定の経緯の中で、室井さんがどうというような話は一切なく、純粋に提案書の内容、企画の内容を基に点数化をして、選定に至ったということでございますので、そ

の点については改めて明言させていただきたいと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そういった意図はなかっただろうというふうに私も思いながら、質問しているわけなんですけど、ただ、本当にまれなケースではあるというふうに思うんですね。こういうふうに3社というか、に関わっている方が。ただ、やっぱりそういった部分についての事前チェックが、そういったものは今後必要になるだろうなと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 今ほど議員のおただしにもありましたように、政策アドバイザーだから、例えばここに申請できないとか、そういった決まりはないというふうに認識しておりますので、そこは排除できるものではないかなというふうに考えております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 制度としてあるわけではないですので、これ以上ちょっと、なかなか詰められない部分もあると思うんですけども、ただ、やはり一般から見て、町民から見て、あれっというふうな疑念を持たれるような、そういった部分というのは極力なくしていくという努力は必要かと思っておりますので、今後検討していく必要があるなというふうに思いまして、質問終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論、まず、原案に反対ということによろしいですか。

○9番 湯田芳博議員 はい、当然です。

○山内 政議長 それでは、原案に反対ということで、9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 内容的にすばらしい企画の提示があったとか、あるいは人格的にいいとか、そういう問題ではなくて、あくまでも株式会社みなみあいづの社外取締役として籍を置く以上、どういう立場にあっても株式会社みなみあいづの事業運営に専念をすべきであって、そういう行為を自分の、それは代表取締役会長であっても、いわゆる代表とつく以上は、当然

経営に参画しているはずですし、決定事項についても当然権限を有していると思いますし、さらに現場を見に来たと、こういうふうな発言もあるわけですね。

そういうことは本来、自分が株式会社みなみあいづの役員である、こういう立場から、それは社長や、あるいは関係者に提案をして、その上で、しっかりと社外取締役としての役割を果たした上で、やっぱり事を進めるべきだと、こう思います。

したがいまして、私はこの指定の案件については、断固反対をいたします。

以上です。

○山内 政議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 今、質疑対応していただいた町長、副町長等の声を聞いた上で、確かに反対討論の部分も理解できる部分もありますが、しかし、副町長が答弁されたように、純粋に企画のよさであったりプレゼンテーションによって、今後、南会津町の公費縮減とか、そういうものに資する提案の純粋に優れていた部分を評価しての選定ということでありますので、私は本案に賛成したいと思います。

○山内 政議長 ほかに討論はありませんか。

〔「議長、反対がなくて、賛成討論はできるんですか」と言う者あり〕

○山内 政議長 反対に対しての賛成ですので、ほかに討論ありませんかということでは、議長としては反対討論を求める意味で、討論はありませんかとお諮りしています。

反対討論ですね。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 反対、非常に迷うところです、悩むところです。

ただ、今回、そういった疑念はありませんでしたというような副町長からの答弁ではあったんですけども、ただ、この部分について、もうちょっと精査する必要があるかなというふうに思います。ですので、ここでなかなか、はい、それではこれでやっていきましょうというようなところまでは、なかなか私としては理解がいていないということで、反対をさせていただきます。

○山内 政議長 次に、原案に賛成者の討論がありましたら。

6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 この提案に対して、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほどこちらの9番議員の方が言ったことも、やはりもっともだと思うところもあります。

ただ、私の視点としましては、これまで公費を1,000万円近く投資し続けて運営をしてきた。そういった中で、今回の電腦さんのほうで、計画の中で、指定管理費を行く行くは削減してゼロにしていくというような提案もあって、そういったところを踏まえた中で、町としての正当な公平な点数をつけて、こちらに電腦さんのほうを採択したというようなお話がありました。

町民目線で考えますと、やはりその施設がどれだけ町民の人が利用できて、もしくは外部の人を呼び込んで地元にお金を落としてもらえる、そういった観点から考えますと、やはり住民の福祉にこれから、よりよく力を貸していただけるのではないかという観点から、私は賛成の討論といたします。

○山内 政議長 ほかに反対の討論はありますか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

起立によって採決します。

議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津山村道場）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内 政議長 着席願います。

起立多数です。

よって、議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津山村道場）は、原案のとおり可決されました。



◎議案第110号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第15、議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町館岩農林水産物処理加工・販売施設）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第111号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第16、議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町林産物展示販売施設）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第112号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第17、議案第112号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原だいらスキー場）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第113号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第18、議案第113号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原たかつえスキー場等）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 さきの全員協議会の中で、町長から従業員の不安を払拭するために、株式会社みなみあいづ、現の指定管理者の社長に対して、説明をするようにという指示をしたということをお聞きしました。新たな指定管理者となられる候補者でありますから、その方には、職員に説明をするような機会を設けるようとかという指示はされたのでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

指定管理者の交代に伴うということで、現施設にいる従業員の方は非常に、この話が伝われば不安になるだろうということで、町のほうで選定通知書をお出しした段階で、社長には、外から伝わる前に社長の言葉として従業員の皆さんにお知らせをし、雇用を守ると。それから、希望するんであれば、新しい会社のほうへの移管についてもお話をさせていただきたいと、こういうふうな私はアプローチをしました。

一方、新しい指定管理者については、まだ議会での承認が得られていない段階でありますので、私のほうから、説明をしてくださいというような持ちかけはしておりません。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 よかったです。

ただ、実際には12月4日に、DMC a i z uの取締役の方々、13名でしたか、会津高原アストリアホテルのほうで、現従業員の方たちに説明会をしたという話を聞きました。それは、やはり今日以降であるべきではなかったのかなと思うんですが、それは、町のほうには特に伺いとか、そういうことはなかったのでしょうか。実際に、12月4日にそういうことが行われたのは事実でしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

私のほうにも会社のほうから、12月4日に社員に向けた説明会をやる予定ですよというようなお話はいただきました。これはこちらからお話ししたんじゃなくて、先方からのお話というこ

とで、私は報告として受けたところでございます。

そのときに申し上げたのは、まだ正式に指定管理者として選定されてはいないので、そこを踏まえて対応すべきであろうというふうにお話し申し上げたし、先方からは、これからスキー場の営業が始まる中で、始まってからでは遅くなってしまうので、この段階で会社の考え方、それから、会社としての従業員の皆さんへの待遇といたしますか、そのあらまは説明したいというようなお話は、12月4日の前にお話を受けたことは事実であります。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第114号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第19、議案第114号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原高畑スキー場）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第115号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第20、議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原南郷スキー場）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第116号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第21、議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町針生緑の広場）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第117号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第22、議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について（西屋台格納施設）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第118号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第23、議案第118号 公の施設の指定管理者の指定について（上大屋台格納施設）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第119号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第24、議案第119号 公の施設の指定管理者の指定について（本大屋台格納施設）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第120号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第25、議案第120号 公の施設の指定管理者の指定について（中大屋台格納施設）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第121号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第26、議案第121号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原憩の家）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

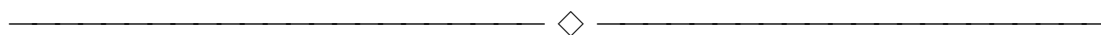
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第122号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第27、議案第122号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原たかつえカントリークラブ）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第123号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第28、議案第123号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町小豆温泉花木の宿及び南会津町小豆温泉窓明の湯）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第124号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第29、議案第124号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町南郷交流促進センター・物産館「きらら289」）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第125号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第30、議案第125号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町地場産品展示販売施設）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第126号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第31、議案第126号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について
(南会津町ふるさと番屋ビューポイント)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第127号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第32、議案第127号 令和7年度南会津町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠正次議員 それでは、一般補正、10ページの18款1項1目1節、14ページ、2款1項11目12節、17ページ、3款1項6目17節、18ページ、3款2項2目19節、同ページ、4目12節、24ページ、7款1項2目18節について質疑を行います。

それでは、最初に言った部分から、一般補正、10ページ、18款に、ふるさと納税で1,000万円の追加が記載されています。これは個人か企業かお尋ねしたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

個人でございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠正次議員 この方は、本町とはどのような関わりのある方なんでしょうか。本町出身者とかそういうことでしょうか。公表できなければ結構です。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、当初予算で約6,000万円弱、いろいろな方々からの前年度の実績に基づきまして、今年度の当初予算を6,000万円弱の予算を計上してございます。

こちらは、全体的にそうなんですけど、ふるさと納税が非常に伸びてございます。そういった傾向の中で、当初予算に対しまして、今年度、約16%の増というふうになってございますので、どなたから、特定の方の寄附が伸びたというよりも、全体の伸びの中で、今回1,000万円の増額の補正をさせていただいたということでご理解いただければと思います。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 了解しました。

それでは、続いて、14ページの委託料364万8,000円の追加とあります。この運行エリア委託は、7エリアというんですかね、路線というんですか、と記憶していますが、どこに、364万8,000円の追加の理由ですね。内容をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

今回、利用者が増えたことによる委託料の増ということで、桧沢のデマンド交通と、あと館岩・田島地域間のデマンド交通があります。あと。利用者が減少したことによります減額もこの中には入っております、それが館岩地域内のデマンド交通があります。利用者が減少して委託料が増加するというような路線が、南郷の乗合タクシーがありまして、そちらをトータルしまして364万8,000円ということでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

館岩・田島間が、今話されましたけど、この364万8,000円の中で、そこにどれだけ含まれるか分かりませんが、現在、館岩・田島間の乗合タクシーというか、ここは新たな停留所とか希望する声があったんですけども、そういうものはこれからの手順として、公共交通会議を開いて東北運輸局に申請をしてとかという流れ、そういうことをここでお聞きしてもいいかどうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

新たな停留所、拠点になる部分ですけども、そこにつきましては、どれぐらいのニーズがあるのかというようなことを把握した上で、関係事業者、あと国の東北運輸局との協議を経まし

て、それで公共交通会議に諮った上で、国のほうに許可申請というような手続になっていきます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 了解しました。

それでは、次の質問に移ります。

17ページの備品購入費について。この備品は新たに必要となったものなのか、購入に至る経緯をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○菅家康夫伊南総合支所長 お答えをさせていただきます。

尾白荘の備品購入費でございますが、まず尾白荘ですけれども、デイサービス事業を行っている事業でございます。朝の送迎から健康チェック、それからレクリエーションであったり入浴、それから給食等も提供しております。

その中の入浴サービスでございます。通常、介護度の低い方については、自分でお風呂に入れるわけなんですけど、ここの機械浴、要するに比較的介護度の高い方の入浴をされる機械浴の装置が、購入から、施設開所が、平成8年の施設開始時からこの機械を使っておりまして、これが損傷したということで、この機械が損傷してしまいまして、現在使えない状態になっております。この使えないことによって、介護度の重い方については、現在入浴ができず、タオル等の清拭で済ませているような状況でございますので、新たに機械浴の装置を購入しまして、入浴サービスの提供に努めたいということで、今回提案させていただいたものでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 ということは、寝た状態でとか座った状態で、リフト状のもので浴槽に入れたり、または上げたりというようなことができる装置ということでよろしいんでしょうか。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○菅家康夫伊南総合支所長 議員おただしのとおり、ストレッチャー等で上下に入浴をさせるような装置でございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 設置から30年、約30年ですね。この予算を計上して、設置まで、できるだけ早いほうがいいと思いますけど、議決後すぐとかと、その予定はどうなっていますか。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○菅家康夫伊南総合支所長 一応、メーカー等に確認しましたところ、在庫の状況にもよりますが、1から2か月程度で納入されるということですので、議決いただいた後に、すぐ早急に進めたいと考えております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 できるだけ早い設置が求められていると思います。

続いて、18ページの児童手当、1,000万円の減額とありますけども、この減額理由をお聞かせいただきたいと思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 答えいたします。

令和6年度に制度改正がありまして、18歳まで対象になったり第3子加算があったということで、当初予算編成時に余裕を持った予算計上をしております。今回、確定見込みによりまして減額ということがございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

それでは、同ページの4目の部分ですね、保育園、保育所、私立幼稚園、それぞれ追加及び減額が記載されています。この内容説明をお願いしたいと思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 まず、保育所の運営費の算定の基礎になります公定価格、こちらが改定になったことからの補正でございます。それが田島保育園、びわのかげ、暁の星、こちらの運営委託料、それから、広域入所委託料につきましては、当初で見込んでおいた広域入所の人数が少なくなったということの減額になっております。

それから、病児病後児保育事業、こちらは補助単価の見直しに伴う追加補正、それから一時預かり事業、こちら補助単価の見直しに伴う減額、子育て世帯の広場や相談を行うためにやっておりますつどいの広場、こちらにつきましても、補助単価の見直しにより増額するものがございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 了解しました。

それでは、続いて、24ページの負担金補助及び交付金1,412万円の記載について、内容説明を求めたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、名称のとおり、今回値上げと、価格が高騰しております。清酒原料米、いわゆる酒米に対する買取りに対する補助となっております。

内容につきましては、令和6年と比較をいたしまして、いわゆる酒米が1.7倍ほどの高騰となっております。こちらの1.7倍に対しまして、まず考え方の基準といたしまして、県の補助事業を基準としてございます。1.7倍に対しまして、県は1.5倍までを補助範囲とみなして、その2分の1の補助がございしますが、県の2分の1の補助に対して、さらにその半額を、今回支援として交付するものでございます。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 6年度比1.7倍になって、県の補助は1.5倍分で、その50%を4蔵元にどのように、配分割合というか、町には4蔵元あるわけですけど、4蔵元に均等なのか、それとも仕入れ、生産量、製造量というんですか、その量に対しての補助とか負担になるのか、その部分を聞きたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

先ほどご説明申し上げましたとおり、まず補助の考え方のベースに、県の補助の考え方を基にしております。県の考え方が、先ほど申し上げましたとおり、1.7倍の高騰に対しまして1.5まで見るというような方針だったんですが、まず一つお断りさせていただきたいのが、直近の県の方針、報道も含めて、その補助枠を、補助の上限を撤廃されました。

これは今回、この手続をしている中での起きたことなんですけど、まずその情報も提供させていただいた中で、話を元に戻しますと、従来、県は1.7倍に対して、1.5までの補助を対象としてございました。こちらは既に手続が済んでおりまして、4つの蔵元が県のほうに概算の要求を、補助申請をしております。補助額も概算で決定してございまして、その県の決定に対する決定額に対して、単純に町は2分の1の支給をしたいというふうに思っております。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第128号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第33、議案第128号 令和7年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠正次議員 国保補正予算の5ページ、2款1項1目1節及び5款1項1目1節、さらに7ページの2款2項1目18節について伺いたと思います。

それでは、最初の部分であります。交付金とありますから、使用が限定されるんだと思うんですけども、交付の理由をお聞かせいただきたいと思ひます。ごめんなさい、2,434万3,000円が計上されています。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 お答えいたします。

こちらの普通交付金の追加の内容ということでございますけども、こちらは歳出予算のほうと連動してまいります。今回、歳出予算の保険給付費のほうで、現物給付、現金給付、高額療養費のほうの補正をさせていただいております。その補正額に対しまして、県のほうから全

額、普通交付金として交付されるものでございます。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 交付金ですから、今話された高額療養費とかの現物支給、そういう限定という理解でよろしいですか、この使用は。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 答えいたします。

普通交付金の部分につきましては、一般的に一言で言いますと、医療費の部分の交付対象と
なっております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

今も再質のほうで、お答えの中に出てきたんですけども、7ページの2,217万3,000円、この追加の理由というのは、補助を交付される対象者の方が多いのか、それとも、その中身をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 答えいたします。

この高額療養費の2,217万3,000円の増額の理由ということでございますけれども、こちらのほう、2つ上の現物給付費のほうとも連動するんですけども、年度途中で社会保険から国民健康保険に資格を異動された方がいらっしゃいます。その異動された方が、社会保険の時代に高額療養費に該当していた方が、国保のほうに年度途中から移行してきたという背景がございます。

その結果、当初予算に対しまして、その途中から異動されてきた分の医療費が追加というか、かさ上げになったことに伴いまして、高額療養費、あと現物給付費のほうも、当初予定していた予算よりも今後、給付費のほうが増えるだろうということで、今回補正させていただいてるところでございます。

以上です。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第129号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第34、議案第129号 令和7年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第130号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第35、議案第130号 令和7年度南会津町介護保険特別会計補正予算
(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第131号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第36、議案第131号 令和7年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

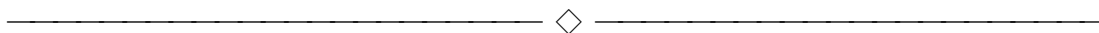
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第132号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第37、議案第132号 令和7年度南会津町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後1時から議会運営委員会を中会議室2で開催します。

再開の放送は5分前に流します。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時30分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○山内 政議長 先ほど、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長並びに特別委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。



◎議員派遣の件について

○山内 政議長 追加日程第1、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。



◎閉会中の継続調査について

○山内 政議長 追加日程第2、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査、特別委員長から特定事件の調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎閉会の宣告

○山内 政議長 本定例会に付された事件は全て終了しました。

以上で会議を閉じます。

令和7年第4回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 山 内 政

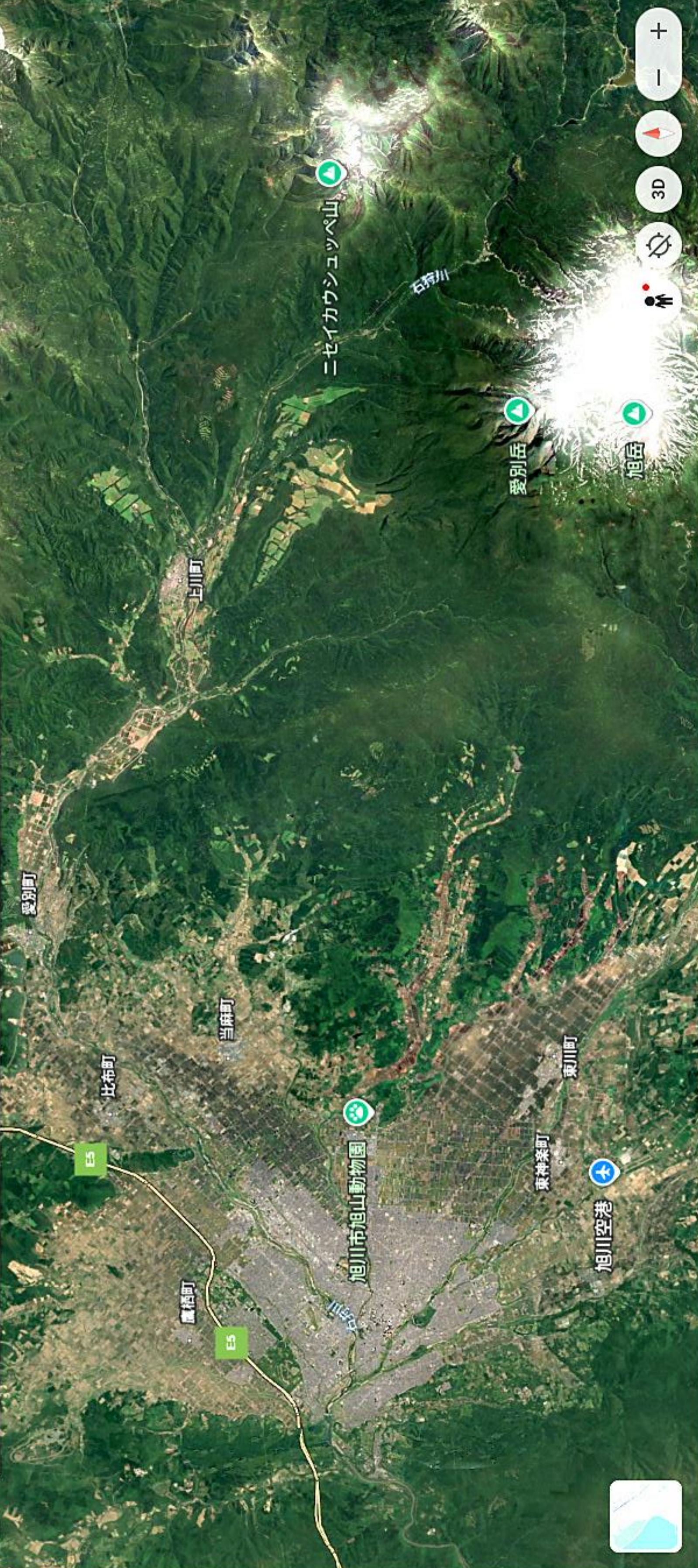
署 名 議 員 湯 田 剛 正

署 名 議 員 湯 田 哲

1 3 番 湯 田 哲 議員

資 料

北海道 東川町







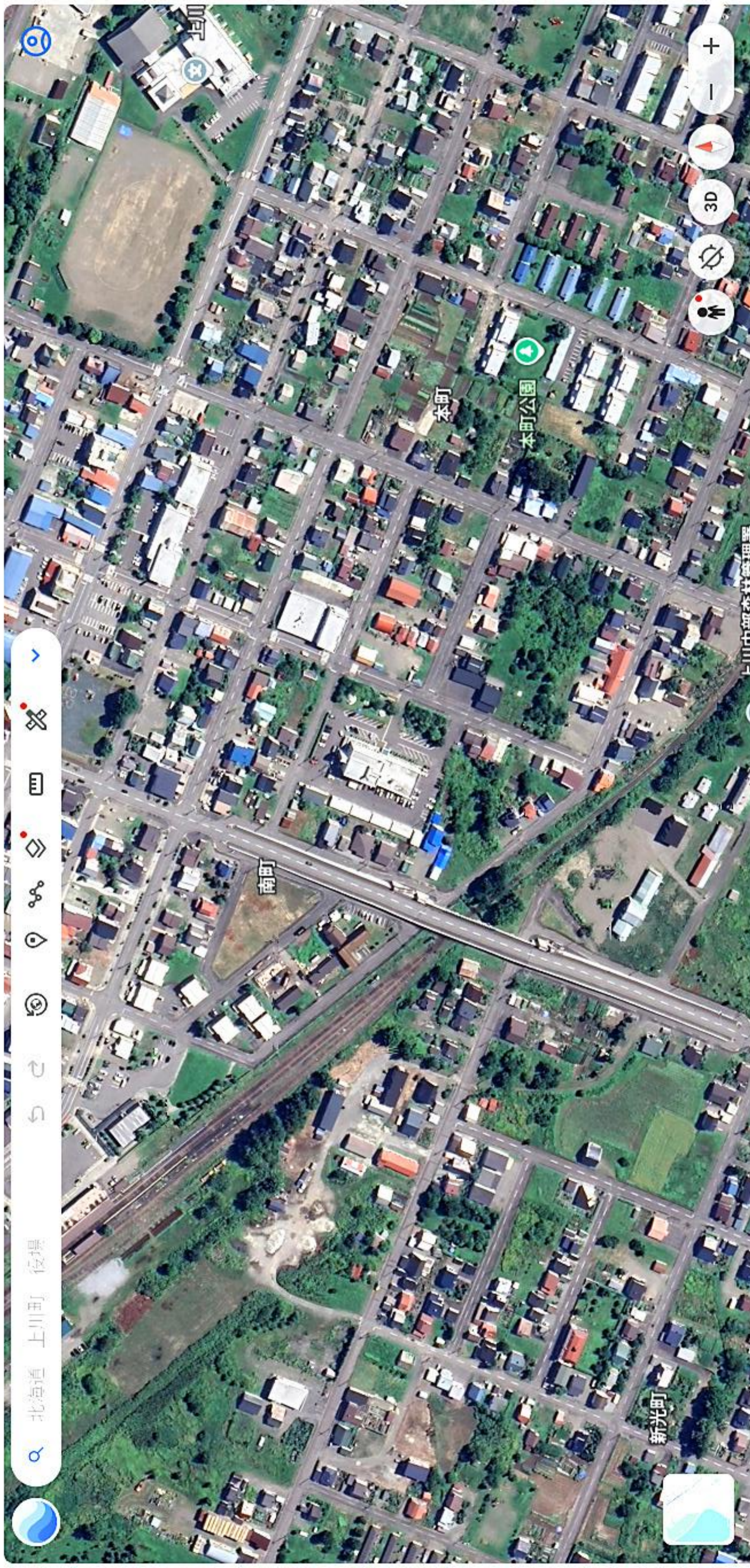
北海道 上川町 役場



Navigation and map controls:

- Person icon (Profile)
- 3D icon
- Compass icon
- Zoom out (-) icon
- Zoom in (+) icon

北海道 上川町 役場



北海道 上川町 役場



東町公園

北海道 東川町 役場

東川町立東川小

東川町文化ギャラリー

開拓記念 羽衣公園

せんとびゅあII

北町

東町

南町

東別川

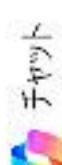
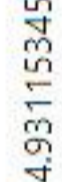
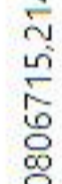
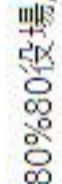
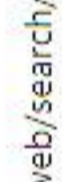
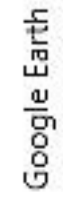


500 m

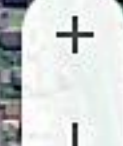
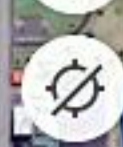
カメラ: 3,438 m 43°41'31"N 142°30'59"E 225 m

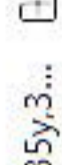
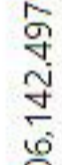
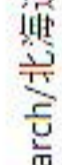
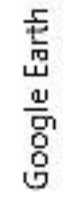
3D

Navigation icons: Home, Street View, 3D, Compass, Full Screen, Close



北海道 東川町 役場





Google

100%

2025/5/27

データの品質表示

100 m

カメラ: 1,092 m

43°42'08"N 142°29'52"E

206 m

北海道東川町東町1丁目19-8

北海道東川町東町1丁目19-8

北海道東川町東町1丁目19-8

北海道東川町東町1丁目19-8

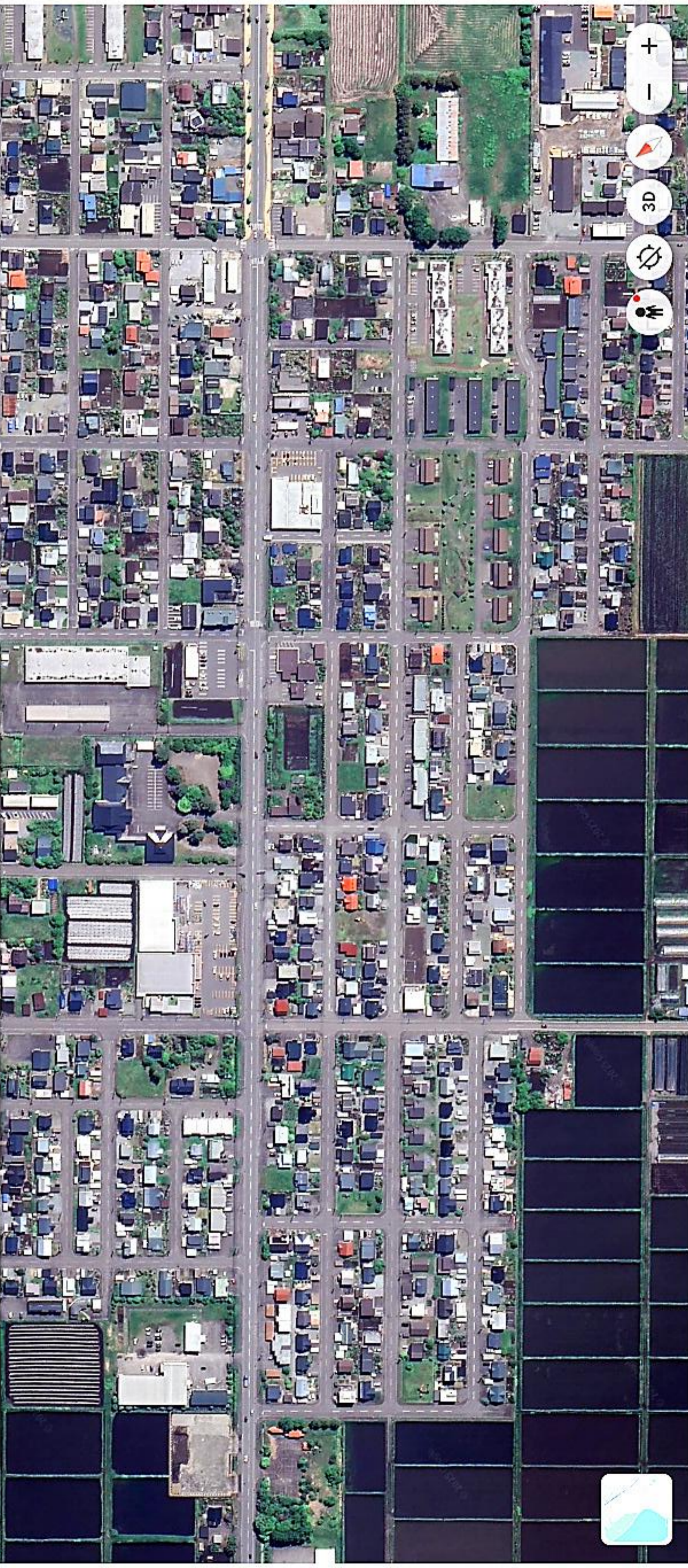
北海道東川町東町1丁目19-8

北海道東川町東町1丁目19-8

北海道東川町東町1丁目19-8

北海道東川町東町1丁目19-8

北海道東川町東町1丁目19-8





Google Earth



<https://earth.google.com/web/search/北海道東川町東町1丁目19-8+東川町文化ギャラリー/@43.70338999,142.49508144,203.08157305a,331.55224444d,35y,3...>

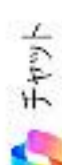
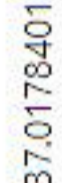
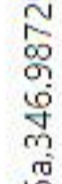
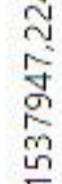
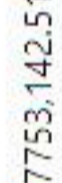
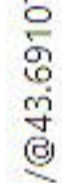
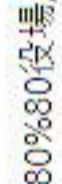
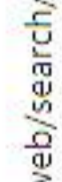
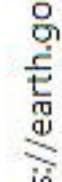
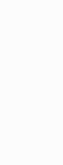
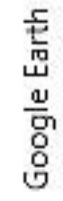


子ヤット



北海道東川町東町1丁目19-8





北海道 東川町 役場



Google

100%

データの最新表示

2025/5/27

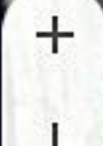
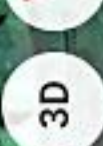
60 m

カメラ: 572 m

43°41'27"N

142°30'55"E

225 m

















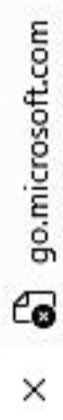
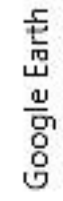




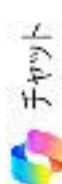
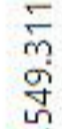






https://earth.google.com/web/search/福島県/@37.2040643,139.77312704,549.31191194a,2590.28418888d,35y,0h,0t,0r/data=CiwiJgokCQTRNNPQyIVAEEd28A4I...



福島県



田島都市環境センター



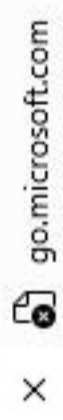
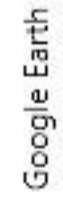
阿保川



田出宇賀神社

南会津町





https://earth.google.com/web/search/福島県/@37.2045756,139.77145534,548.89173833a,1428.00601398d,35y,0h,0t,0r/data=CiwiJgokCQTRNNPQyVAEd28A4l...



チャット



福島県















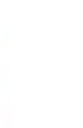





































































































































































































































































































































Google Earth

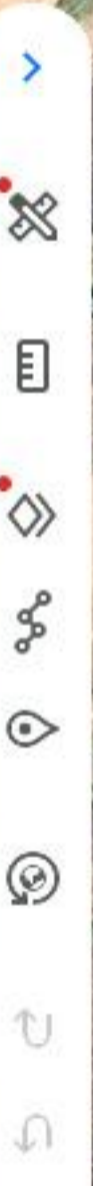
go.microsoft.com

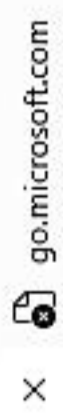
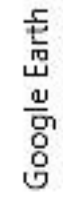


https://earth.google.com/web/search/福島県/@37.20425118,139.76667768,547.37936646a,503.48967949d,35y,0h,0t,0r/data=CiwjgokCQTRNNPQyVAEd28A4l...



福島県

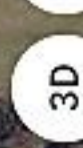
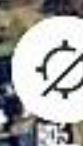




https://earth.google.com/web/search/福島県/@37.20666379,139.78631135,545.16244222a,1317.26529845d,35y,0h,0t,0r/data=CiwiJgokCQTRNNPQyVAEd28A4I...



福島県





Google Earth



go.microsoft.com



https://earth.google.com/web/search/福島県/@37.20365535,139.77910494,547.73408752a,737.99274943d,35y,360h,0t,0r/data=CiwiJgokCQTRNIPQyivAEEd28A...



福島県



100 m

Google 100% データの提供表示 2024/11/21 カメラ: 1,286 m 37°12'12"N 139°46'41"E 548 m



Google Earth

go.microsoft.com

X | +

-

X



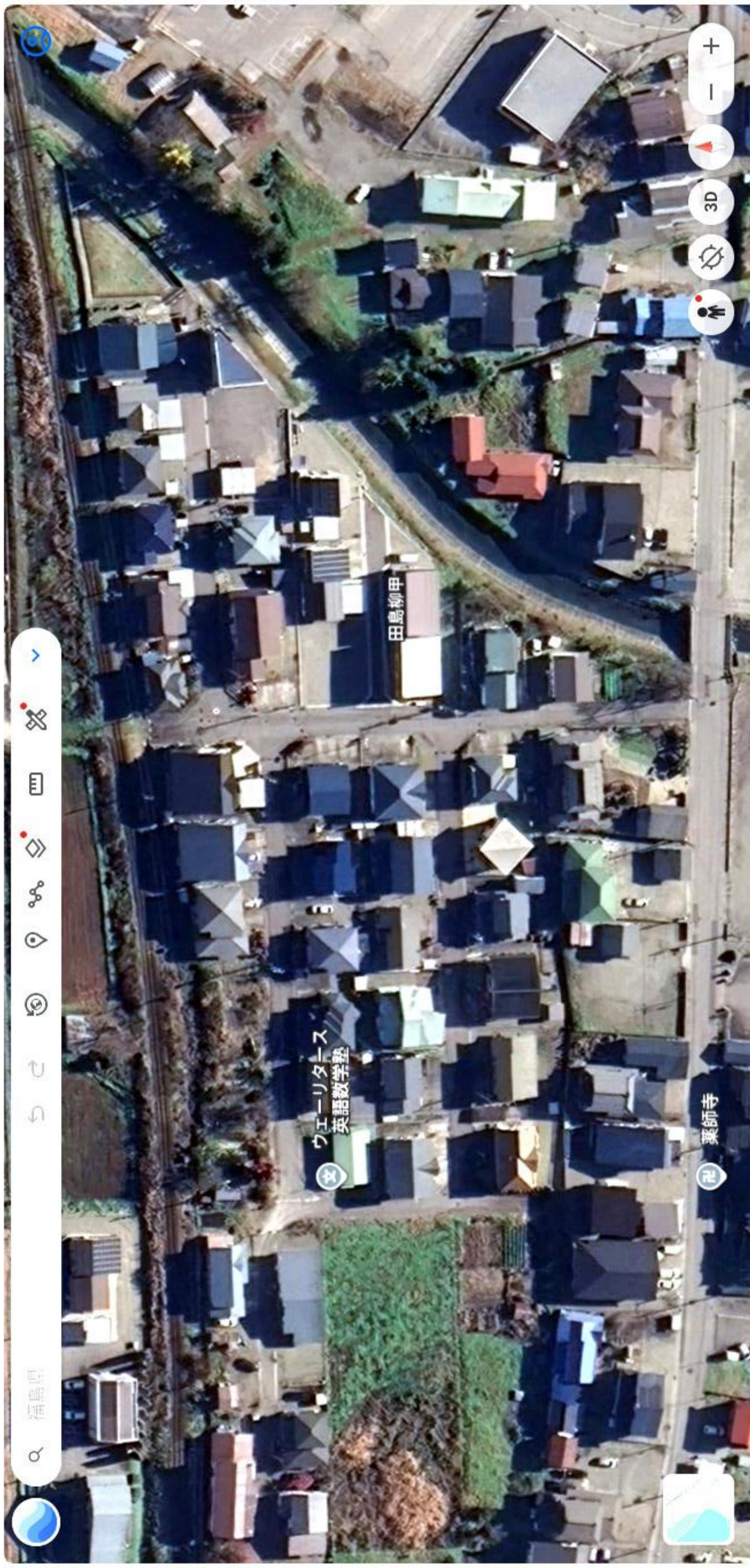
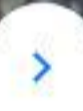
https://earth.google.com/web/search/福島県/@37.20277722,139.77875545,550.1808356a,270.86893193d,35y,0h,0t,0r/data=CiwiJgokCQTRNNPQyivAE28A4lq...



予言



福島県



ウェーリタース
英語数学塾

田島柳甲

薬師寺

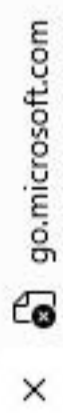
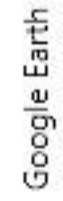


3D



-

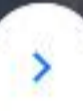
+



https://earth.google.com/web/search/福島県/@37.20792398,139.77379737,542.32269699a,518.68519177d,35y,0.00000085h,0t,0r/data=CiwiJgokCQTRNPNQyiv... 田 ☆ ☆ 子ヤット



福島県



安心して豊かに暮らせるまち

上川町  1区画 **10,000円**

限定
12区画

移住・定住促進団地

宅地分譲 申込み受付中!

分譲概要

- 所在地 上川郡上川町新光町
- 分譲面積 6,274.36㎡
- 分譲区画 12区画
- 区画面積 約126.1坪(416.93㎡)～約126.8坪(419.21㎡)
- 分譲価格 1区画10,000円
- 地目 宅地
- 用途地域 第2種中高層住居専用地域
- 建ぺい率 60%
- 容積率 200%
- 施設等の概要
 - 電気:北海道電力 ●電話:NTT東日本
 - 上下水道:上川町 ●ガス:プロパンガス
 - 通信:光通信区域内



購入対象者

- 上川町に住所を有する方または上川町へ移住する予定の方
- 住宅を建築するため宅地を必要とする方(住宅建築可能な土地所有者及び住宅所有者は対象外となります。)
- 譲渡代金の支払いが可能である方 ●公租公課に滞納がない方
- 暴力団等の構成員でない方

宅地分譲条件

- 分譲は、1世帯につき1区画とする。
- 居住する住宅建築以外の用途に使用しないこと。
- 宅地引渡し日から2年以内に住宅を建築し、住民登録のうえ居住すること。
- 宅地引渡し日から5年間は、宅地及び建築した住宅を第三者へ譲渡・賃貸借・権利移転を禁止します。
- 町内会組織に加入すること。
- 公費をもちたす施設及び近隣に迷惑を及ぼすおそれのある施設の設置、またはそのような行為を行わないこと。
- 5年以内の買戻特約登記に承諾すること。

分譲宅地の購入方法

- ①購入を希望される方は分譲宅地譲渡申込書に同居しようとする者全員の住民票と納税証明書添付して、役場地域魅力創造課へ提出してください。(分譲宅地譲渡申込書は、役場地域魅力創造課もしくは上川町HPより入手してください。)
- ②同一宅地に2人以上の申込みがあったときは、抽選により決定します。抽選により落選した方は、譲渡が決定していない他の分譲宅地を再度申込みすることができます。
- ③譲渡が決定しましたら、分譲宅地申込結果通知書により購入希望者へ通知いたしますので、宅地譲渡契約書により上川町と契約を締結し、30日以内に譲渡代金を納入して頂きます。

分譲
申込み先

上川町役場 地域魅力創造課 地域魅力創造グループ
〒078-1753 北海道上川郡上川町南町180番地

TEL.01658-2-4063

●ホームページ <https://www.town.hokkaido-kamikawa.lg.jp/> E-mail teju@town.hokkaido-kamikawa.lg.jp

上川町移住・定住促進団地宅地分譲



上川町街並み全景



駅前商店街



かみんくろふ（公民館）



上川小学校

1区画 **10,000円** 限定
12区画

町道南6条線



道路予定

No.11 126.11W 313.23m ²	No.20 126.09W 313.17m ²	No.21 126.08W 313.16m ²	No.22 126.08W 313.16m ²	No.23 126.11W 313.23m ²
--	--	--	--	--

道路

No.13 126.11W 313.23m ²	No.14 126.09W 313.17m ²	No.15 126.08W 313.16m ²	No.16 126.08W 313.16m ²	No.17 126.11W 313.23m ²
--	--	--	--	--

No.1 126.11W 313.23m ²	No.8 126.09W 313.17m ²	No.9 126.08W 313.16m ²	No.10 126.08W 313.16m ²	No.7 126.11W 313.23m ²
---	---	---	--	---

町道南9条線

町道新光西2丁目線



上川小学校



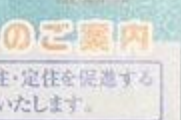
上川中学校



上川中学校



町道新光西1丁目線



町道新光西1丁目線

上川町住宅建築促進支援事業補助金のご案内

上川町では、安全・安心で快適な住環境の確保と子育て世帯を中心とした移住・定住を促進することを目的に、町内において住宅を新築した方へ最大250万円補助金を交付いたします。

補助金額

■基本額

新築費用(補助対象経費)×1/20以内(限度額100万円)

■加算額

加算項目	要 件	加 算 額
子ども加算	高校生以下の子どもの数が同居する場合(1年以内に転出する予定の場合は対象外となります)	子ども1人につき30万円
移住加算	上川町へ移住したことがない方で、上川町へ移住して定住の意思を表明し3年以内に住宅を新築する方	一律100万円
Uターン加算	過去5年以上本町に居住していた方で、上川町に転入して定住の意思を表明し1年以内に住宅を新築する方	一律50万円
定住加算	1年以上町内の賃貸住宅又は賃貸物件等に居住しており、住宅を新築する方	一律30万円
町内事業者加算	町内事業者で住宅を新築する場合	一律50万円

■合算額

基本額と加算額を合算した金額が、補助金額(最大250万円)となります。

※国、北海道、その他の機関から補助金又は助成金を受けた場合は、補助対象経費からその金額を差し引いた額が補助対象経費となります。

15年以内に転出した場合は、交付した補助金を返還して頂く場合があります。

助成対象者

次のいずれの項目にも該当する方が補助対象者となります。

- ・住宅を新築する個人で、本補助金の交付を受けた日から5年以上定住する意思のある方
- ・居住する地域の町内会組織に加入する方
- ・公共事業により補償を受けて新築するものでないこと
- ・申請者と同一世帯の全員が公租公課に滞納がないこと
- ・暴力団員等でない方

助成対象住宅

- ・自己の居住用として町内で新築する住宅(自己で所有する住宅)
 - ・住宅の新築に要した費用(消費税含む)が1,000万円以上であること
- ただし、車庫、門扉、塀、造園等の外構工事の費用、太陽光発電設備工事の費用、融資債及びビロードヒーティング等の融資対策工事の費用は対象外となります。

上川町役場 地域魅力創造課 地域魅力創造グループ

〒078-1753 北海道上川郡上川町南町180番地
電話番号 01658-2-4063(直通) ファクス 01658-2-1220
メール tel@078wn.hokkaido-kamikawa.jp
ホームページ <http://www.town.hokkaido-kamikawa.jp>

